

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、南丹市の地域に係る防災に関し総合化と計画化を図るため、次の事項を定め、その万全を期することを目的とする。

- 1 南丹市の区域に係る防災に関し、市及び市の区域を所轄する指定地方行政機関、京都府、指定公共機関、その他防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び南丹市の概況と災害の記録
- 2 気象等の予報、防災施設の新設、改良及び保安並びに防災知識の普及、訓練、調査その他災害予防計画
- 3 災害対策本部等の運用、通信情報及び消防、水防、避難の対策並びに救助、衛生その他防災施設等の災害応急対策計画
- 4 被災住民の生活確保対策、公共土木施設、農林水産施設及び住宅、中小企業等の災害復旧計画
- 5 その他必要な事項

第2節 計画の理念

この計画に基づく防災対策は、次の理念のもとに推進する。

災害に対しては、防災施設・設備整備（ハード）と情報・教育・啓発・訓練（ソフト）の両面から総合防災システムの整備を図り、被害を最小限に止めるよう努める。

1 災害に強いまちづくり

災害は、単なる自然現象としてではなく、社会的に対処が可能な現象として認識し、長期的視点に立って災害による人的被害、経済的被害を軽減するための備えをより一層充実して、その実践を促進する市民運動を展開して、災害に強いまちづくりに努める。

- (1) 南丹市建築物耐震改修促進計画に基づく耐震性の向上
- (2) 浸水想定区域、土砂災害警戒区域等を考慮した避難所の確保

2 災害に強い体制づくり

防災対策は、災害に対する日常の「構え」が重要であり、各種施策・事業の企画実施に際し防災の観点を取り入れるとともに、平常時から危機管理体制の整備に努める。

- (1) 災害対策本部の機能強化（地域特性及び担当事務を考慮した職員参集体制の整備等）
- (2) 洪水予報、河川水位、土砂災害警戒情報等に基づく避難体制の整備（避難勧告等の

- 判断・伝達マニュアル、土砂災害警戒避難マニュアル等の作成)
- (3) 災害時要援護者への支援の強化（災害時要援護者支援プラン等の作成）
 - (4) 避難所運営マニュアル等に基づく避難所の運営・管理体制の整備
 - (5) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立
 - (6) 企業防災の促進（事業継続計画（BCP）の策定促進）

3 災害に強い人づくり

災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、市民自身及び自主防災組織等、市民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。

- (1) 市民の災害時行動力の強化（防災知識の普及・啓発）
- (2) 実践的な防災訓練の実施
- (3) 自主防災組織の育成
- (4) 市民及び事業所の連携強化

第3節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。したがって、各機関は、毎年関係のある事項について、市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに計画修正案を市防災会議に提出するものとする。

第4節 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|----------|-----------------------|
| 1 災対法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） |
| 2 救助法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号） |
| 3 府防災計画 | 京都府地域防災計画 |
| 4 市防災計画 | 南丹市地域防災計画 |
| 5 災害対策本部 | 南丹市災害対策本部 |
| 6 支部 | 南丹市災害対策本部の支部 |

第5節 計画の周知徹底

この計画は、南丹市防災会議委員の属する機関をはじめ、関係公共機関等において日頃から研究訓練、その他の方法によって習熟に努めるとともに、その機関に係る計画は必要に応じて職員あるいは地域住民に周知徹底を図るものとする。

第6節 計画の運用

この計画に掲げた事項を円滑に運用するため、各機関においては必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期するものとする。

第7節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関係のある各機関は、おおむね次の当該機関ごとに定める事務又は業務を処理するものとする。

第1 南丹市

- (1) 市防災会議及び市災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 災害に関する予警報の連絡
- (4) 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報
- (5) 防災思想の普及及び防災訓練の実施
- (6) 自主防災組織の育成指導及びボランティアによる防災活動の環境の整備その他住民の自発的な防災活動の促進
- (7) 避難準備情報の伝達、避難の勧告又は指示
- (8) 災害の防除と拡大の防止
- (9) 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障害者、乳幼児等災害時要援護者に対する防災上必要な措置
- (10) 災害応急対策及び復旧資材等の確保
- (11) 被災企業等に対する融資等の対策
- (12) 被災した市施設の応急対策
- (13) 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
- (14) 災害時における文教対策
- (15) 災害対策要員等の動員
- (16) 災害時における交通、輸送の確保

- (17) 被災施設の復旧
- (18) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- (19) 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

第2 京都府

- (1) 京都府防災会議及び京都府災害対策本部に関する事項
- (2) 防災に関する施設、組織の整備
- (3) 災害に関する予警報の連絡
- (4) 災害による被害の調査報告とその他の情報の収集及び広報並びに被災者に対する的確な情報提供
- (5) 防災思想の普及及び防災訓練の実施
- (6) 自主防災組織の育成指導及びボランティアによる防災活動の環境の整備その他京都府民の自発的な防災活動の促進
- (7) 避難の勧告又は指示
- (8) 災害の防除と拡大の防止
- (9) 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者（災害時要援護者）に対する防災上必要な措置
- (10) 災害応急対策及び復旧資材等の確保
- (11) 被災企業等に対する融資等の対策
- (12) 被災京都府営施設の応急対策
- (13) 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
- (14) 災害時における文教対策
- (15) 災害時における公安の維持
- (16) 災害対策要員の動員
- (17) 災害時における交通、輸送の確保
- (18) 被災施設の復旧
- (19) 市町村、その他の防災機関等の連絡調整、指示、あつ旋等
- (20) 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

第3 指定地方行政機関

- 1 近畿管区警察局
 - (1) 管区内警察の指導調整に関すること
 - (2) 他管区警察局との連携に関すること
 - (3) 関係機関との協力に関すること

- (4) 情報の収集及び連絡に関すること
- (5) 警察通信の運用に関すること
- 2 近畿財務局
 - (1) 公共土木等被災施設の査定の立会
 - (2) 地方公共団体に対する災害融資
 - (3) 国有財産の無償貸付等
 - (4) 災害時における金融機関の緊急措置の指示
- 3 近畿厚生局
 - (1) 厚生労働省の所掌に係る医療施設、社会福祉施設、水道施設等及びこれらの業務の被害状況に係る情報の収集及び提供情報の収集及び提供
- 4 近畿農政局
 - (1) 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成
 - (2) 農業関係被害状況の収集報告
 - (3) 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導
 - (4) 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっ旋指導
 - (5) 管理又は建設中の農業用施設の防災管理並びに災害復旧
 - (6) 土地改良機械の緊急貸付け
 - (7) 生鮮食料品、飼料、種もみ等の供給あっ旋
 - (8) 災害時における主要食糧の応急供給
- 5 近畿中国森林管理局
 - (1) 国有保安林、治山施設、地すべり防止等の整備
 - (2) 国有林における予防治山施設による災害予防
 - (3) 国有林における荒廃地の復旧
 - (4) 災害対策用資材の供給
- 6 近畿経済産業局
 - (1) 災害時における物資の供給及び物価の安定
 - (2) 被災商工業、鉱業の事業者に対する融資のあっ旋
 - (3) 電気事業に関する復旧支援対策
- 7 中部近畿産業保安監督部（近畿支部）
 - (1) 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保
 - (2) 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の確保
- 8 近畿運輸局
 - (1) 所管する交通施設及び設備の整備についての指導
 - (2) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
 - (3) 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整
 - (4) 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請

- (5) 特に必要があると認める場合の輸送命令
- (6) 災害時における交通機関利用者への情報の提供

9 近畿地方整備局

- (1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること
- (2) 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること
- (3) 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
- (4) 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達に関すること
- (5) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること
- (6) 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること
- (7) 直轄公共土木施設の復旧に関すること
- (8) 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること

10 大阪航空局大阪空港事務所

- (1) 空港（航空通信、無線施設を含む。）及び航空機の保安
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助

11 大阪管区气象台

- (1) 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表
- (2) 気象、地象及び水象の予報並びに警報の発表
- (3) 気象、地象及び水象の資料及び状況の収集並びに発表

12 近畿総合通信局

- (1) 電波の統制管理
- (2) 災害時における電気通信の確保及び非常無線通信の運用管理
- (3) 非常通信協議会の育成指導

13 京都労働局

- (1) 産業災害予防対策
- (2) 業務上災害及び通勤途上災害による被災労働者等に対する労働者災害補償保険法に基づく迅速な給付の実施
- (3) 災害応急対策に必要な労働力の確保

第4 自衛隊（陸上自衛隊第7普通科連隊、陸上自衛隊第4施設団、海上自衛隊舞鶴地方総監部）

- (1) 災害の予防及び災害応急対策の支援

第5 指定公共機関

1 船井郡衛生管理組合

- (1) 災害時の廃棄物処理に関すること
- (2) 被災者の火葬業務に関すること

- (3) 災害応急対策に必要なし尿汲み取り等の早期手配
- 2 西日本電信電話株式会社（京都支店）
 - (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
 - (2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
 - (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保
 - (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧
 - (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、お客様、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携
- 3 KDD I 株式会社（関西総支社）
 - (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
 - (2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
 - (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保
 - (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧
 - (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、お客様、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携
- 4 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西支社
 - (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
 - (2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
 - (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保
 - (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧
 - (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、お客様、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携
- 5 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
 - (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
 - (2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
 - (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保
 - (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧
 - (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、お客様、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携
- 6 ソフトバンクモバイル株式会社
 - (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
 - (2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を

- 図る。
- (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保
 - (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧
 - (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、お客様、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携
- 7 日本赤十字社（京都府支部）
- (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護
 - (2) 災害時における被災者の救護保護
 - (3) 災害救助等の防災ボランティアの連絡調整
 - (4) 義援金の募集及び義援品の募集・配分
- 8 西日本旅客鉄道株式会社（京都支社、福知山支社）
- (1) 鉄道施設等の保全
 - (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送
 - (3) JR通信施設の確保と通信連絡の協力
- 9 日本放送協会（京都放送局）
- (1) 市民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底
 - (2) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - (3) 社会事業団等による義援金品の募集配分
- 10 関西電力株式会社（京都支店）
- (1) ダム施設等の整備と防災管理
 - (2) 災害時における電力供給
 - (3) 被災施設の応急対策及び復旧
 - (4) 放射性物質対策
- 11 日本銀行（京都支店）
- (1) 災害時における現地金融機関の緊急措置についての指導
- 12 西日本高速道路株式会社
- (1) 高速道路の保全
 - (2) 高速道路の応急対策及び災害復旧
- 13 日本通運株式会社（京都支店）
- (1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送及び避難の協力
- 14 水資源機構（関西支社）
- (1) ダム施設等の整備と防災管理
- 15 郵便局株式会社・郵便事業株式会社（近畿支社）
- (1) 災害時における郵便物の運送の確保
 - (2) 被災地あて救助用小包の料金の免除
 - (3) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付

- (4) 郵便貯金等の非常取扱いの実施
- (5) 簡易保険の非常即時払並びに非常即時貸付
- (6) 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資

第6 京都府警察（南丹警察署）

- (1) 災害に関する情報収集及び広報
- (2) 被災者の救出救助及び避難措置
- (3) 被災地及び避難場所における犯罪の予防検挙
- (4) 被災地及びその周辺の交通規制
- (5) 危険物の保安措置

第7 京都中部広域消防組合

- (1) 災害による被害報告と情報の収集及び広報
- (2) 災害の防除と拡大の防止
- (3) 負傷者の救出、救助及び搬送
- (4) 火災発生時における消火活動
- (5) 被災者の救出、救助及び被災者救助保護
- (6) 管内関係団体が実施する防災訓練等の指導

第8 指定地方公共機関

- 1 株式会社京都放送
 - (1) 市民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
 - (2) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - (3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分
- 2 社団法人京都府医師会
 - (1) 災害時における医療救護の実施
- 3 株式会社エフエム京都
 - (1) 市民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
 - (2) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - (3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分
- 4 社団法人京都府バス協会
 - (1) 協会所属各社との連絡調整
- 5 社団法人京都府トラック協会
 - (1) 協会所属各社との連絡調整
- 6 社団法人京都府エルピーガス協会
 - (1) 液化石油ガスによる災害の防止及び保安の確保

- (2) 災害時における液化石油ガスの供給確保
- (3) 協会所属の液化石油ガス取扱機関との連絡調整

第9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

1 土地改良区

- (1) 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理
- (2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧
- (3) たん水の防排除施設の整備と活動

2 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合

- (1) 共同利用施設等の災害応急対策及び復旧
- (2) 被災組合員に対する融資又はあっ旋
- (3) 生産資材等の確保又はあっ旋

3 商工会

- (1) 被災会員に対する融資又はそのあっ旋
- (2) 副食物販売業者、生活必需品販売業者等の調査名簿作成及び物資調達協力
- (3) 副食物、生活必需品の購入に対する協力

4 区（自治会及び地域振興会）

- (1) 区（地域）内の住民に対する各種情報の伝達と災害情報等の通報
- (2) 区（地域）内に発生した事項についての応急措置
- (3) 各種機関に対する協力

5 建設業組合

- (1) 被災施設等の応急復旧

6 報道機関

- (1) 市民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
- (2) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底
- (3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分

7 病院等経営者

- (1) 避難施設の整備と避難の訓練
- (2) 災害時における医療の確保及び負傷者の医療、助産、救護

8 金融機関

- (1) 被災事業者等に対する資金の融資、その他の緊急措置

9 液化石油ガス等取扱機関

- (1) 液化石油ガス等の防災管理
- (2) 災害時における液化石油ガス等の供給

10 学校法人

- (1) 避難施設の整備と避難の訓練

(2) 災害時における応急教育対策

(3) 被災施設の復旧

11 自動車運送機関

(1) 安全輸送の確保

(2) 災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力

第8節 市の概況と災害の記録

第1 自然的条件

1 位置

本市は、京都府のほぼ中心部、由良川水系と桂川水系の上流部、京都市の西北から北部約25～40kmに位置している。

2 地勢

市の東部は京都市と亀岡市、西部は綾部市と京丹波町、北部は福井県と滋賀県、南部は兵庫県と大阪府に接しており、総面積は616.31km²である。

山地は、大半が丹波山地に含まれ、三国岳（959m）のほか、標高400～900mの山々により構成され、美山町の鏡峠周辺から三国岳周辺にかけての尾根筋は中央分水界の一部を成しており、森林面積は市の総面積の約88%を占めている。

平地は、北部の由良川水系では山々の間を縫って耕地が広がりその中に集落が点在し、南部の淀川水系では国道9号、JR山陰本線の周辺などに広がり、36,736人（平成17年国勢調査）が暮らしている。

河川は、北部の美山町の全域と日吉町の一部が日本海へ注ぐ由良川水系に属し、残る日吉町の大部分と園部町、八木町の地域が大阪湾に注ぐ桂川水系に属している。

また、由良川水系に大野ダム（国土交通省）、桂川水系に日吉ダム（水資源機構）と世木ダム（関西電力(株)と水資源機構との兼用工作物）が建設されている。

地目別面積

平成19年1月1日現在（単位：千m²）

総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
616,310	26,358	3,391	6,882	834	92,885	2,105	2,464	481,391

出典：平成19年京都府統計書

*：地目別面積は、平成19年1月1日現在の課税対象の土地面積。その他は、非課税対象面積。

3 気候

本市の気候は、内陸性気候と日本海式気候の特徴を持ち合わせている。

夏は、京都市などの盆地に比べ比較的涼しい高原的気象を現し、昼夜の寒暖の差が大きい。冬は、冷え込みが厳しいという内陸性気候を示す反面、日本海式気候の影響を受け、季節風が吹き、しぐれやすく、降雪や積雪をもたらすこともある。また、南側の平野部では、秋から冬にかけて霧が発生しやすい。降水量は、年間を通じて比較的少ない。近年は、最低気温が高くなってきており、温暖化の傾向にある。

気温・降水量の状況 平成20年、京都地方気象台美山観測所、園部観測所)

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	単位：℃
平均 気温	美山	1.8	0.6	6.2	11.2	16.2	19.2	
	園部	2.3	1.4	7.2	12.0	17.3	20.6	
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
	美山	25.5	24.6	20.9	15.3	8.8	4.6	12.9
	園部	26.6	25.7	22.1	15.8	9.1	4.6	13.7

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	単位：℃
最 高 気 温	美山	5.8	4.6	12.1	17.3	22.8	24.4	
	園部	7.4	6.1	14.0	19.2	24.2	26.1	
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
	美山	32.1	30.3	26.1	21.6	15.1	10.9	32.1
	園部	33.6	32.1	27.9	22.6	16.1	12.1	33.6
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	単位：℃
最 低 気 温	美山	-0.7	-2.0	1.7	5.5	10.2	15.2	
	園部	-1.1	-2.1	1.6	5.5	10.8	16.3	
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
	美山	20.9	20.7	17.1	11.3	4.9	0.5	-2.0
	園部	21.8	21.3	17.5	11.1	4.2	-0.4	-2.1
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	単位：mm
降 水 量	美山	151.0	194.0	163.0	150.0	162.0	212.0	
	園部	58.0	85.0	130.5	156.5	168.5	178.0	
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
	美山	85.0	127.5	129.0	127.5	95.5	116.5	1,713.0
	園部	129.0	71.5	176.0	106.5	79.0	75.0	1,413.5

出典：京都府の気象（平成20年年報）

第2 社会的条件

1 人口等

本市の人口は、平成17年国勢調査で36,736人、微減傾向を示している。年齢階層別では、高齢者の比率が高く、若年者の比率は低い傾向にある。

世帯数は、核家族化や世帯分離が進み、増加傾向にある。その結果、高齢者世帯の増加など家族構成が変化してきている。平成17年の1世帯あたりの人口は、3.0人である。

人口・世帯数の推移

(国勢調査結果)

年次	人口	世帯数	1世帯当り人口	人口密度
昭和60年	37,709人	10,160世帯	3.7人/世帯	61.2人/km ²
平成2年	36,693	10,556	3.5	59.2
7年	37,841	11,759	3.2	61.4
12年	37,617	12,364	3.0	61.0
17年	36,736	12,433	3.0	59.6

市内には明治国際医療大学、京都医療科学大学、京都建築大学校、京都伝統工芸大学校、公立南丹看護専門学校、佛教学園部キャンパスなどが立地しており、学生が行き交うまちとしての特徴を有している。

また、公立南丹病院や明治国際医療大学附属病院など、小規模な自治体では整備することが困難な医療環境も兼ね備えている。

2 産 業

(1) 農 業

農業は、水稻作を中心にこの地域の主産業として発展してきた。

近年は、高齢化の進行と後継者不足など農業を取り巻く環境が変化し、農家数、経営耕地面積ともに減少しているが、みず菜、壬生菜、九条ねぎ、黒大豆、紫ずきんなどの京のブランド産品、その他に畜産業も盛んで、これらの付加価値の高い農産物に対するニーズは増大傾向にあると想定されている。

経営耕地面積及び販売農家数の状況

(2005年農林業センサス)

	自給的農家の 耕地面積	販売農家の耕地面積				耕地面積 合計
		田	畑	樹園地	小計	
南丹市	195ha	1,834ha	87ha	20ha	1,941ha	2,136ha
	専業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家	販売農家		
南丹市	438戸	239戸	1,845戸		2,522戸	

(2) 林 業

林業は、私有林では5ha未満の規模の林家が多くの割合を占めるなど全般的に小規模経営で推移しており、木材需要の低迷や高齢化による労働力の不足により後退してきている。また、この影響で森林環境も悪化する傾向にある。

林産物では、丹波マツタケや丹波栗、椎茸など、京都府内を代表する特産物を産出しているが、生産量は最盛期より大きく減少している。

所有形態別森林面積（平成19年）

	森林面積総数	国有林	公有林	私有林	森林面積割合
南丹市	54,231.47ha	58.85ha	3979.05ha	50,193.57ha	88.0%

出典：平成19年京都府統計書

(3) 工 業

工業は、本市園部町を中心に昭和50年代後半から企業誘致に積極的に取り組んでお

り、近年では本市八木町に大型企業の立地が見られる。

また、新たな産業拠点として「京都新光悦村」への企業誘致が本市園部町で進んでいる。

工業の状況（従業員4人以上、平成19年）

	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)
南丹市	102	3,147	13,323,614

出典：平成19年工業統計調査

(4) 商業

商業は、近年の車社会の発達による日常生活圏の広がり、消費者ニーズの多様化・高度化による近隣の郊外型大規模店などが進出し、既存商店街等では低迷が続いている。

商業の状況（平成19年）

		事業所数、商店数	従業者数(人)	年間販売額等(万円)
南丹市	卸売業	44	193	958,612
	小売業	383	1,804	2,139,571

出典：平成19年商業統計調査

(5) 観光

「音風景百選」に選ばれたるり溪、芦生原生林、水源涵養機能などの重要な役割を果たす森林、国の「水の郷百選」にも選ばれている美山川清流、天然記念物オオサンショウウオ、アユモドキやホタル、メダカなどの生物も生息しており、太陽光発電システムの活用や美しいまちづくり条例等の取り組みを進めている。

スプリングスひよしや府民の森ひよし等のダム周辺施設、日本の原風景の残る茅葺き民家群、るり溪高原、清源寺の十六羅漢像など、様々な観光・交流資源も有している。

3 道路

(1) 道路

本市には、市域を南東から北西に貫通する国道9号、162号、372号と、これらを結ぶ国道477号並びに主要地方道園部平屋線、京都広河原美山線、園部能勢線が幹線道路の骨格となっている。また、京都縦貫自動車道（一般国道478号）は、平成8年4月に京都丹波道路（京都市沓掛－丹波間31.3km）が開通し、現在は京都インターチェンジから園部インターチェンジまでが4車線、園部インターチェンジから丹波インターチェンジまでが暫定2車線で供用されている。

府道は、主要地方道が上記の3路線の他4路線、一般府道14路線で、国道と合わせてこの地域の幹線道路として重要な役割を果たしている。

市道は、国道及び主要地方道、一般府道、各集落を結ぶ生活道路となっている。

区分	路線番号	路線名	備 考
一般国道	9	国道9号	京都市-山口県下関市
	162	国道162号	京都市-福井県敦賀市
	372	国道372号	亀岡市-兵庫県姫路市
	477	国道477号	三重県四日市市-大阪府池田市
	478	京都縦貫自動車道(京都丹波道路)	京都市-京丹波町
主要地方道 (府道)	12	綾部宮島線	綾部市-南丹市
	19	園部平屋線	南丹市園部町-南丹市美山町
	25	亀岡園部線	亀岡市-南丹市
	34	綾部美山線	綾部市-南丹市
	38	京都広河原美山線	京都市-南丹市
	50	京都日吉美山線	京都市-南丹市
	54	園部能勢線	南丹市-大阪府能勢町
	80	日吉京丹波線	南丹市-京丹波町
一般府道	363	宮ノ辻神吉線	京都市-南丹市
	364	中地日吉線	京都市-南丹市
	368	和泉宮脇線	南丹市美山町-南丹市美山町
	369	八原田上弓削線	南丹市-京都市
	370	佐々里井戸線	南丹市-京都市
	408	郷ノ口室河原線	亀岡市-南丹市
	441	八木停車場線	八木停車場-一般国道9号交点
	442	園部停車場線	園部停車場-一般国道9号交点
	443	佐々江京北線	南丹市-京都市
	445	富田胡麻停車場線	京丹波町-南丹市
	451	吉富八木線	南丹市八木町-南丹市八木町
	452	長谷八木線	南丹市園部町-南丹市八木町
	453	大河内口八田線	南丹市-京丹波町
	454	竹井室河原線	南丹市園部町-南丹市八木町

(2) 鉄 道

鉄道は、JR山陰本線が市南部を横断して布設され、市内に7駅（八木、吉富、園部、船岡、日吉、鍼灸大学前、胡麻）がある。園部以北の電化は平成8年3月に完成し京都-園部間は、平成22年3月に複線化が完成した。

第3 南丹市における過去の災害状況

本市における過去の災害状況を総括的にみると、台風や集中豪雨による増水と河川の曲折、さらに山林の乱伐などの悪条件が重なり小河川の氾濫、冬期の降雪による雪害、冬～春季に発生しやすい火災、さらに山地災害、地震被害への対策も必要である。

●風水害等

災害の発生 年月日	風水害名	被害状況			
		園部町	八木町	日吉町	美山町
昭和24年7月29日	ヘスター台風				雨量(知井)490 mm、負傷者2、被 災者645、 流失家屋24、半壊 10、床上75、床下 23、田畑流出・埋 没
25年 9月 3日	ジェーン台風				負傷者3、 被災者196、全壊 14、半壊311
28年 9月24日	台風13号		死者3、全壊36、 流出9、半壊488、 床上269、床下189		死者8、 負傷者50、被災者 3,949、 全壊45、半壊74、 流出20、 床上361、 床下363
31年 5月 1日	豊郷大火 (名島・洞)				り災者36、 全焼5、半焼1
34年 8月13日 ～ 8月13日	台風7号 8.13水害	全壊2、半壊2、 床上139、床下 563、田畑流出 被害総額120,000 千円	半壊3、床上131、 床下401		雨量(周山)330 mm、死者1、負傷 者8、家屋流失、 半壊1、床上127、 床下189
34年 9月25日 ～ 9月26日	伊勢湾台風	住宅被害374 橋梁流出、水稻被 害、被害総額157、 000千円	床上26、床下254		死者2、負傷者1、 流失1、半壊7、床 上218、 床下224、田畑流 出・埋没
35年 8月29日 ～ 8月30日	台風16号		死者5、負傷者8、 全壊7、流出3、半 壊35、床上667、 床下641		雨量(周山)362 mm、床上1、床下 33、田畑流出
36年 9月15日	第二室戸台 風	農林災害損害額 20,000千円			最大風速(京都 34.3、舞鶴 48.3)、 田畑流出・冠水
36年10月26日 ～10月28日	10月水害	半壊1、床上2 8、床下73、公 共土木、農業施 設被害総額20,000 千円			雨量(周山)328 mm、 田畑流出・冠水

災害の発生 年月日	風水害名	被害状況			
		園部町	八木町	日吉町	美山町
39年 9月25日	台風20号	農作物被害額 60,000千円 公共土木被害額 (20ヶ所) 16,000 千円 学校、公共施設被 害額5,850千円			
40年 9月 10日 9月 14日 ～ 9月 17日	台風23・24号 9.14水害	死者1、負傷者2、 全壊18、半壊37、 一部破損3,979、 床下289 被害総額 331,600千円	全壊3、半壊10、 床上28、床下75		最大風速(舞鶴 39.6)、雨量(知 井)518mm(13～17 日)、 全壊4、半壊23、床 上21、床下89
42年 5月22日 ～ 5月23日	佐々里山林火 災				林野3,000a、 損害額5,000千円、 自衛隊応援
42年 9月	豪雨出水	熊原潜没橋決壊			
42年 7月 9日	豪雨出水		床下37		
45年 6月16日	6.16出水		床下20		
47年 3月19日	岩江戸大火				全焼5、半焼1、り 災世帯7
47年 7月12日 ～ 7月13日	47.7豪雨	雨量230mm 床下3、道路11、 堤防23、ため池 1、橋梁1、山崩れ 9、田300ha 被害総額85,000千 円	床上1、床下47		
47年 9月16日 ～ 9月17日	台風20号	床上11、床下 113、道路55、橋 梁11、河川159、 崖崩れ22、被害総 額267,560千円	床上5、床下66		雨量(田歌)259mm、 家屋破壊1、床上 12、床下68、田畑 72ha
58年 9月28日	台風10号	雨量240mm 床下65、道路損壊 15、農林業施設 63,900千円、公共 土木116,770千 円、農作物12,770 千円			
53年 4月27日 ～ 4月28日	佐々里山林火 災				林野800a、損害額 10,000千円

災害の発生 年月日	風水害名	被害状況			
		園部町	八木町	日吉町	美山町
53年 7月	53年夏期の干ばつ				最高気温37℃、7月総雨量51mm
55年6月～9月	冷夏				農作物異常気象対策本部設置、水稲・花卉・そ菜に被害
57年 1月～ 2月	大雪				豪雪対策本部設置、芦生140cm、安掛80cm、山林280,000千円、住家18件7,000千円
57年 7月31日～ 8月 2日	台風10号		床下33		雨量(田歌)244mm、床下27、田畑冠水13.2ha、被害額317,290千円
平成元年9月 2日～ 9月 3日	大雨	床下14、河川決壊3、路肩崩壊6、崖崩れ3、田畑埋没・流出・冠水70ha被害総額47,690千円	床下32		
5年 2月 1日～ 2月 2日	大雪	林産物3.4ha、被害総額24,000千円	林産物6.5ha、被害総額31,000千円	電気60戸、ビニールハウス等10、農作物0.2ha、林産物109ha、被害総額137,900千円	ビニールハウス等2、林産物72.9ha、被害総額53,576千円
5年 6月～ 9月	冷夏	農作物268.2ha、農産被害額103,856千円	農作物262.5ha、農産被害額78,714千円	農作物112.1ha、農産被害額76,583千円	農作物220.0ha、農産被害額78,913千円
5年 7月 3日～ 7月 6日	大雨	道路崩壊7、河川9、崖くずれ1、林地崩壊2、農道1、畦畔崩壊1、被害総額67,579千円	崖くずれ1	道路崩壊8、河川19、農林水産業施設2、畦畔崩壊1、被害総額94,147千円	
5年 9月 2日～ 9月 4日	台風13号	文教施設1、河川1、ビニールハウス等18、農林水産業施設1、農作物15ha、被害総額62,045千円	農作物2.6ha、被害総額2,620千円	ビニールハウス等16、農林水産業施設4、農作物23.4ha、	ビニールハウス等8、農林水産業施設1、農作物17.9ha、被害総額17,800千円

災害の発生 年月日	風水害名	被害状況			
		園部町	八木町	日吉町	美山町
6年 7月 7日	雷雨	電気1,200戸、農 林水産業施設1、 被害総額2,100千 円	電気50戸		
6年 9月29日 ～ 9月30日	台風26号	ビニールハウス等 5、被害総額1,000 千円	ビニールハウス等 12、農産物0.1ha 被害総額1,400千 円	ビニールハウス等 1、農産物1.1ha、 被害総額700千円	総雨量(田歌) 127mm、 道路崩壊9、河川 2、砂防2、農林水 産業施設1、畦畔 崩壊1、農産物 1.5ha、林道1、被 害総額49,400千円
6年春～秋	高温・少雨	農産物58ha、造林 0.7ha、被害総額 31,450千円	農産物28ha、造林 0.56ha、被害総額 5,282千円	農産物141ha、 造林23.1ha、苗木 2.5千本、被害総 額5,572千円	農産物37ha、造林 50.4ha、被害総額 18,280千円
7年 1月 7日	阪神・淡路大 震災	一部損壊21、公共 建物1、文教施設 3、社寺仏閣1、被 害総額780千円	一部損壊9、文教施 設2、ブロック塀等 1、ため池1、被害 総額22,405千円	一部損壊2、 被害総額200千円	被害総額370千円
7年 5月11日 ～ 5月13日	大雨	床下2、道路崩壊 6、河川8、農林水 産業施設1、農産 物0.1ha、被害総 額93,930千円	総雨量(八木大橋) 183mm、床下1、田 流出埋没0.02ha、 道路崩壊1、河川 3、農林水産業施 設2、畦畔崩壊1、 農産物0.1ha、被 害総額21,495千円	道路崩壊10、河川 27、林地崩壊1、 農林水産業施設 4、農産物8.7ha、 被害総額130,643 千円	道路崩壊10、橋 りょう2、河川5、 農林水産業施設 10、畦畔崩壊3、 農産物0.1ha、 被害総額235,810 千円
7年 7月 2日 ～ 7月 6日	大雨				農林水産業施設1、 被害総額394千円
7年12月25日 ～12月26日	大雪	ビニールハウス等 7、被害総額5,000 千円		ビニールハウス等 23、北山杉50立米、被 害総額18,670千円	ビニールハウス等 11、被害総額 4,958千円
8年 8月14日 ～ 8月15日	台風12号	道路崩壊1、ビ ニールハウス等 33、農産物2ha、 被害総額6,165千 円	道路崩壊1、ビ ニールハウス等 15、農産物2ha、 被害総額6,741千 円	道路崩壊3、農産 物14ha、被害総額 27,706千円	道路崩壊4、林地 崩壊3、ビニール ハウス等4、農林 水産業施設1、農 産物6ha、被害総 額25,209千円
8年 8月27日 ～ 9月 1日	大雨	床下17、道路崩壊 9、河川16、林地 崩壊7、農道3、農 林水産業施設6、 畦畔崩壊12、農作 物11ha、被害額 181,829千円	床下7、その他1、 田畑冠水23ha、 道路崩壊2、河川 12、鉄道不通1、 ビニールハウス等 17、農林水産業施 設2、畦畔崩壊1、	公共建物1、田畑 冠水14.5ha、道路 崩壊5、河川12、 崖くずれ1、畦畔 崩壊1、被害額 47,856千円	道路崩壊10、河川 11、農作物10ha、 被害額118,476千 円

災害の発生 年月日	風水害名	被害状況			
		園部町	八木町	日吉町	美山町
			農作物25ha、被害 額57,354千円		
9年 6月28日 ～ 6月29日	台風8号	道路崩壊4、被害 総額7,258千円	道路崩壊2、被害 総額3,296千円	道路崩壊4、ビ ニールハウス等 1、農作物0.1ha、 被害総額10,202千 円	農林水産業施設 2、被害総額4,056 千円
9年 7月 8日 ～ 7月13日	梅雨前線	道路崩壊1、崖く ずれ1、林地崩壊 1、被害総額4,007 千円	ビニールハウス等 5、被害総額340千 円	道路崩壊7、河川 10、農林水産業施 設4、被害総額 46,329千円	被害総額76,435千 円
9年 7月26日 ～ 7月28日	台風9号	被害総額8,200千 円	電気87戸、ビニ ールハウス等35、被 害総額1,175千円		
9年 8月 4日 ～ 8月 6日	大雨	被害総額147,785 千円	床下7、田流出埋 没・冠水7.11ha、 畑冠水0.6ha、道 路崩壊2、河川7、 林地崩壊5、ビ ニールハウス等 17、農林水産業施 設4、被害総額 39,793千円	道路崩壊5、河川 9、林地崩壊1、農 林水産業施設2、 被害総額37,987千 円	道路その他3、被 害総額147,785千 円
10年 9月21日 ～ 9月23日	台風7・8号	床下1、文教施設 3、河川4、ビニ ールハウス等65、農 作物30ha、被害額 19,120千円	被害総額8,870千 円	道路崩壊4、河川 1、ビニールハウ ス等7、農作物 103ha、被害総額 16,292千円	雨量（知見）184 mm、り災世帯1、 床上1、床下20、 田流出埋没・冠水 14ha、道路崩壊 14、道路その他 1、橋りょう3、河 川48、崖くずれ 1、地すべり7、林 地崩壊7、水道 1,700戸、電気42 戸、ビニールハウ ス等11、農道2、 農林水産業施設 75、畦畔崩壊3、 農作物18ha、被害 総額424,589千円
10年10月17日 ～10月18日	台風10号	道路崩壊5、林地 崩壊1、電気297 戸、ビニールハウ ス等16、農作物	道路崩壊1、電気 52戸、ビニールハ ウス等38、被害総 額7,599千円	道路崩壊1、河川 4、ビニールハウ ス等20、農道1、 農林水産業施設	崖くずれ2、 ビニールハウス等 8、農林水産業施 設1、被害総額950

災害の発生 年月日	風水害名	被害状況			
		園部町	八木町	日吉町	美山町
		41ha、被害総額 165,576千円		2、農作物15ha、 被害総額62,780千 円	千円
11年 6月23日 ～ 6月30日	大雨	床下2、道路崩壊 12、河川10、崖く ずれ3、農林水産 業施設30、畦畔崩 壊1、被害総額 55,392千円	田冠水2ha、道路 冠水1、河川3、農 林水産業施設1、 畦畔崩壊1、被害 総額36,564千円	道路その他6、河 川19、農林水産業 施設7、畦畔崩壊 7、被害総額 54,979千円	道路崩壊2、道路 その他1、河川6、 農林水産業施設 8、畦畔崩壊2、被 害総額28,582千円
11年 9月15日	台風16号	床下46、河川2、 被害総額9,247千 円	床下6、田冠水 1ha、畑冠水1ha、 道路崩壊1、橋 りょう3、農作物 1ha、被害総額 17,469千円	田流出埋没・冠水 7ha、道路崩壊4、 道路その他2、河 川5、農林水産業 施設5、畦畔崩壊 2、農作物5ha、被 害総額57,762千円	道路その他2、河 川3、地すべり2、 林地崩壊1、農林 水産業施設2、被 害総額70,780千円
11年 9月21日	台風18号			ビニールハウス等 4、農作物53ha	
12年 2月15日 ～ 3月 2日	大雪				ビニールハウス等 15、農作物1ha、 被害総額55,448千 円
12年11月 1日 ～11月 2日	大雨	河川1、被害総額 1,847千円		道路崩壊3、河川 1、農林水産業施 設2、畦畔崩壊1、 被害総額7,173千 円	道路崩壊1、被害 総額36,101千円
13年 8月21日 ～ 8月22日	台風11号			農林水産業施設 1、 被害総額300千円	
14年 9月 6日 ～ 9月 8日	大雨	雨量25mm			
15年 7月11日 ～ 7月14日	大雨	床下1			
15年 8月19日	大雨	床下12			
16年 1月14日	雪圧害			ビニールハウス損 壊	
16年 8月 7日	大雨				河川1、被害総額 90,146千円
16年 9月29日 ～ 9月30日	台風21号			林道5	

災害の発生 年月日	風水害名	被害状況			
		園部町	八木町	日吉町	美山町
16年10月20日 ～10月21日	台風23号	園部川(最高水位) 2.73m、 り災者57、一部破 損6、床上22、床 下71、田流出埋 没・冠水8ha、文教 施設2、道路冠水 5、道路崩壊19、 河川71、崖くずれ 2、地すべり1、林 地崩壊8、電話98 回線、電気430 戸、ビニールハウ ス等102、農道5、 農林水産業施設 36、畦畔崩壊76、 農産物19ha、林道 40、被害総額 698,878千円	り災者3、床上1、 床下15、道路冠水 3、道路崩壊6、河 川6、砂防1、林地 崩壊17、ビニール ハウス等76、農道 4、農林水産業施 設16、農産物 0.26ha、林道2、 被害総額330,311 千円	田原川(最高水位) 2.12m、 り災者85、半壊 2、一部破損20、 床上23、床下82、 田流出埋没・冠水 78.7ha、畑流出埋 没・冠水3.3ha、文 教施設2、道路崩 壊115、道路その 他47、橋りょう 1、河川305、林地 崩壊25、水道132 戸、電気1,560 戸、ビニールハウ ス等143、農道5、 農林水産業施設 74、畦畔崩壊25、 農産物16.92ha、 林道35、被害総額 1,329,010千円	棚野川(最高水位) 6.39m 負傷者2、り災者 18、一部破損40、 床上4、床下41、 文教施設3、道路 崩壊26、橋りょう 1、河川33、林地 崩壊63、水道180 戸、電気3,100 戸、ブロック塀 2、ビニールハウ ス等40、農道20、 農林水産業施設 218、畦畔崩壊 61、農産物 5.6ha、林道111、 被害総額 1,207,428千円
18年7月16日 ～7月19日	大雨	雨量 109mm/日 床上1、道路崩壊 1、河川護岸崩落 2、崖くずれ1 被害総額 10,024千円	雨量 106mm/日 道路崩壊1、河川 護岸崩落1、河川 越流1 被害総額 3,288千円	雨量 125mm/日 道路崩壊3、河川 護岸崩落3、林地 崩壊2、崩土1 被害総額 24,370千円	雨量 134mm/日 道路崩壊3、道路 冠水1、河川護岸 崩落3、林地崩壊 3、林道崩落4 被害総額 30,256千円
19年7月12日	大雨	土砂災害警戒情報 発表 道路冠水6、公園 冠水1、農道落石1	土砂災害警戒情報 発表	土砂災害警戒情報 発表 道路冠水3、道路 崩落3、林道崩土 1、山腹崩土2	土砂災害警戒情報 発表 林道崩土2、山腹 崩落1
19年7月13日 ～7月14日	台風4号			自主避難2世帯2名	自主避難3世帯3名
20年2月20日	大雪				住宅一部破損1
21年1月10日 ～1月15日	大雪				立木被害
21年7月1日	大雨			道路崩落1、林道 損壊1	

災害の発生 年月日	風水害名	被害状況			
		園部町	八木町	日吉町	美山町
21年7月19日	大雨	床下2、道路冠水 3、水田法面崩落1	土砂崩れ2、道路 損壊1		
21年7月26日	大雨				農道法面崩落1、 河川1、道路法面 崩落1
21年8月1日 ～8月2日	大雨			道路法面崩落2、 河川護岸崩落1、 家屋法面崩落1	林道崩落3
21年10月8日	台風18号			ビニールハウス破 損41、林道法面崩 落1、	土砂崩れ1、農地 崩落1、家屋法面 崩落2、河川護岸 崩落2、道路法面 崩落1、屋根破損 3、看板倒壊2、ビ ニールハウス破損 1
22年5月23日 ～5月24日	大雨	建物全壊1棟			
22年8月11日 ～8月12日	台風4号			農地法面崩落3、 道路法面崩落1、 家屋法面崩落2	
22年12月31日 ～23年1月25日	大雪			倒木による電気、 電話の不通	倒木による電気、 電話の不通、住宅 屋根損壊6 学校、公共施設屋 根損壊2
23年5月11日	大雨			企業法面崩落1、 農地法面崩壊2、 道路法面崩落2、 家屋法面崩落1	道路法面崩落1、 水路護岸崩落1

第2章 災害予防計画

第1節 気象等予報計画

第1 計画の方針

気象、地象、水防、火災等に関する予報及び警報等について、これらを迅速かつ的確に市民に周知するための伝達組織及び方法並びに発表基準等について定める。

第2 予報区

京都府における気象業務法第13条に基づく「一般の利用に適合する（以下「一般」という。）予報及び警報（以下「予報警報」という。）」並びに、同法第11条による「気象、地象及び水象に関する情報（以下「気象情報」という。）」の発表については、地震及び津波に関するものを除き、京都地方気象台と舞鶴海洋気象台が京都府内の地域を分割して担当しており、京都府南部区域は単に「南部」（一次細分区域名）と略称して京都地方気象台が、京都府北部区域は単に「北部」と略称して舞鶴海洋気象台が分担している。

本市区域は、「南部」（一次細分区域名）、「南丹市」（二次細分区域名）、「南丹・京丹波」（市町村等をまとめた地域）となる。

第3 一般の利用に適合する予報及び警報

1 予報及び警報の種類

種 類	発表の意味と基準*
気象警報	暴風警報 暴風による重大な災害が予想される場合の警報 平均風速が20m/s以上と予想される場合(降雪を伴わない場合も含む)
	暴風雪警報 暴風雪による重大な災害が予想される場合の警報 降雪を伴い平均風速が20m/s以上と予想される場合
	大雨警報 大雨による重大な災害が予想される場合の警報 雨 量 基 準 平坦地：1時間雨量50mm、平坦地以外：1時間雨量60mm 土壌雨量指数基準 112
	大雪警報 大雪による重大な災害が予想される場合の警報 24時間の降雪の深さが、60cm以上と予想される場合
洪水警報	洪水による重大な災害が予想される場合の警報 雨 量 基 準 平坦地：1時間雨量50mm、平坦地以外：1時間雨量60mm 流域雨量指数基準 田原川流域=12、本梅川流域=9
気象警報に含めて行う警報	地面現象警報（大雨、大雪等により山崩れ、地すべり等地面現象による重大な災害が予想される場合の警報）及び浸水警報（浸水による重大な災害が予想される場合の警報）については、警報事項を気象警報に含めて行う。 また、既に大雨警報が発表されている状況下で、過去数年で最も土砂災害の起こる可能性が高くなった場合等に「重要変更」と明示し、冒頭及び二次細分区域ごとにその内容を記述する。 ただし、浸水が洪水に起因する場合は洪水警報を行う。

種 類	発表の意味と基準*
気象注意報	風雪注意報 風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報 降雪を伴い平均風速が12m/s以上の場合
	強風注意報 強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報 平均風速が12m/s以上の場合
	大雨注意報 大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報 雨 量 基 準 平坦地：1時間雨量30mm、平坦地以外：1時間雨量40mm 土壌雨量指数基準 78
	大雪注意報 大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報 24時間の降雪の深さが20cm以上の場合
その他の気象注意報	濃霧注意報 濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合 視界が100m以下の場合
	雷注意報 落雷等により災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報
	乾燥注意報 空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合に、注意を喚起するための予報 京都の最小湿度が40%以下でかつ実効湿度が60%以下の場合
	なだれ注意報 なだれが発生して災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報 積雪の深さが40cm以上あり、降雪の深さが30cm以上の場合又は降雪の深さが70cm以上あり、京都地方気象台の最高気温が8℃以上又はかなりの降雨の場合
	着雪注意報 着雪が著しく通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報 24時間の降雪の深さが60cm以上で、気温が-2℃から2℃の場合
	霜注意報 晩霜により農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報 具体的には最低気温が3℃以下になると予想される場合
	低温注意報 低温のため農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報 京都地方気象台の最低気温が-4℃以下の場合
	その他 その他の異常気象により著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報
洪水注意報	大雨、長雨、融雪等のために河川が増水し、洪水による災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報 雨 量 基 準 平坦地：1時間雨量30mm、平坦地以外：1時間雨量40mm 流域雨量指数基準 田原川流域=10、本梅川流域=5
気象注意報に含めて行う注意報	地面現象注意報(大雨、大雪等により山崩れ、地すべり等地面現象による災害が起こるおそれがある場合に、注意を喚起するための予報)及び浸水注意報(浸水による災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報)については、注意報事項を気象注意報に含めて行う。ただし、浸水が洪水に起因する場合は洪水注意報を行う。

(注) 1 基準の数値は、過去の災害調査に基づいて定めたおおむねの目安である。

2 基準の数値は変更されることがある。

<参考>

土壌雨量指数 : 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数 : 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

※流域雨量指数基準は、流路延長がおおむね15km以上の河川流域を対象としている。また、対象区域内の洪水の危険度を最も効果的に判断できる河川に対し設定される。このため、基準が設定されていない河川もある。

平坦地、平坦地以外の定義

平坦地 : 概ね傾斜が30パーミル以下で、都市化率が25パーセント以上の地域

平坦地以外 : 上記以外の地域

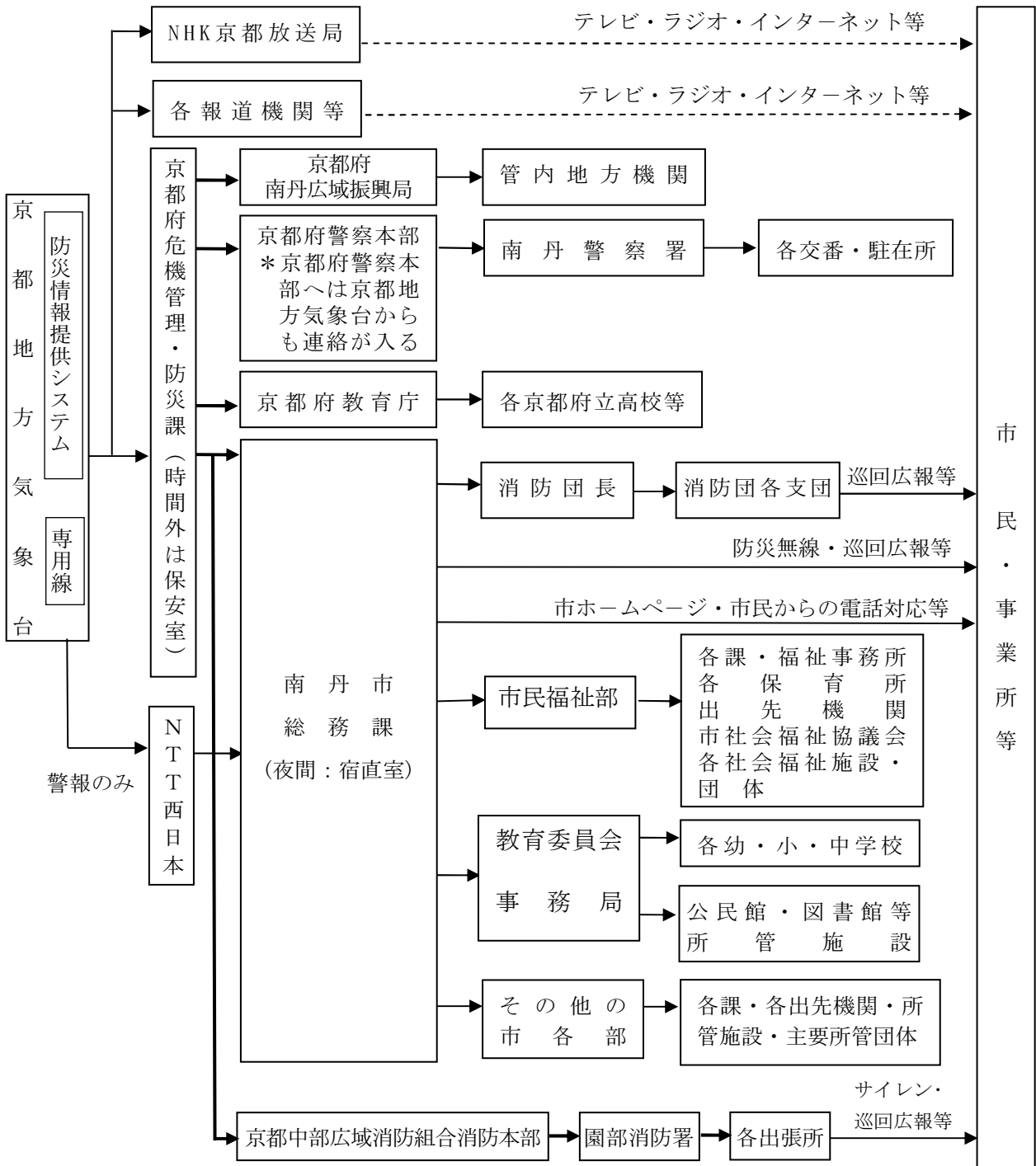
※パーミル : 千分率 (30パーミルは3パーセント)

2 予報警報の発表、継続、切替え、解除

- (1) 注意報・警報は、雨量などが発表基準に達する恐れが生じた場合に随時発表され、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。
- (2) 注意報・警報の継続中に新たな発表がなされたときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切替えられる。
- (3) 注意報・警報の解除の通知は、これまで継続中の注意報・警報のすべてを解除する場合のみ行う。

3 伝達系統

気象予報警報の伝達系統



凡例	——	衛星通信系防災情報システム
	----	報道
	—	有線

4 伝達方法

- (1) 予報警報等は、京都府危機管理・防災課（時間外は保安室）及びN T Tを通じて市総務課に通知される。
- (2) 総務課は、予報警報等を受理したときは、直ちに伝達系統により伝達先へ通報する。
- (3) 時間外において通報を受理した場合は、総務課長に連絡するとともに伝達系統により市内伝達先へ通報する。
- (4) 有線通信途絶時における伝達については、防災行政無線、消防無線、有線放送、CATV、広報車を活用する等、最も迅速な方法により市内伝達先へ通報する。

第4 指定河川に対する洪水注意報・警報及び水防警報

1 気象庁長官と知事が行う洪水予報

水防法第11条第1項の規定により、京都府と気象庁が共同して、桂川、園部川の指定区間について桂川中流・園部川洪水予報を行う。

(1) 対象河川と区域

河川名	実施区間	基準点名称	洪水予報発表者
園部川	本梅川合流点から桂川合流点まで	小山	京都地方気象台 京都府南丹土木事務所
桂川	日吉ダム下流から亀岡市境まで	鳥羽	
	亀岡市境から保津峡入口まで	保津橋	

※平成20年6月13日 京都府告示第279号

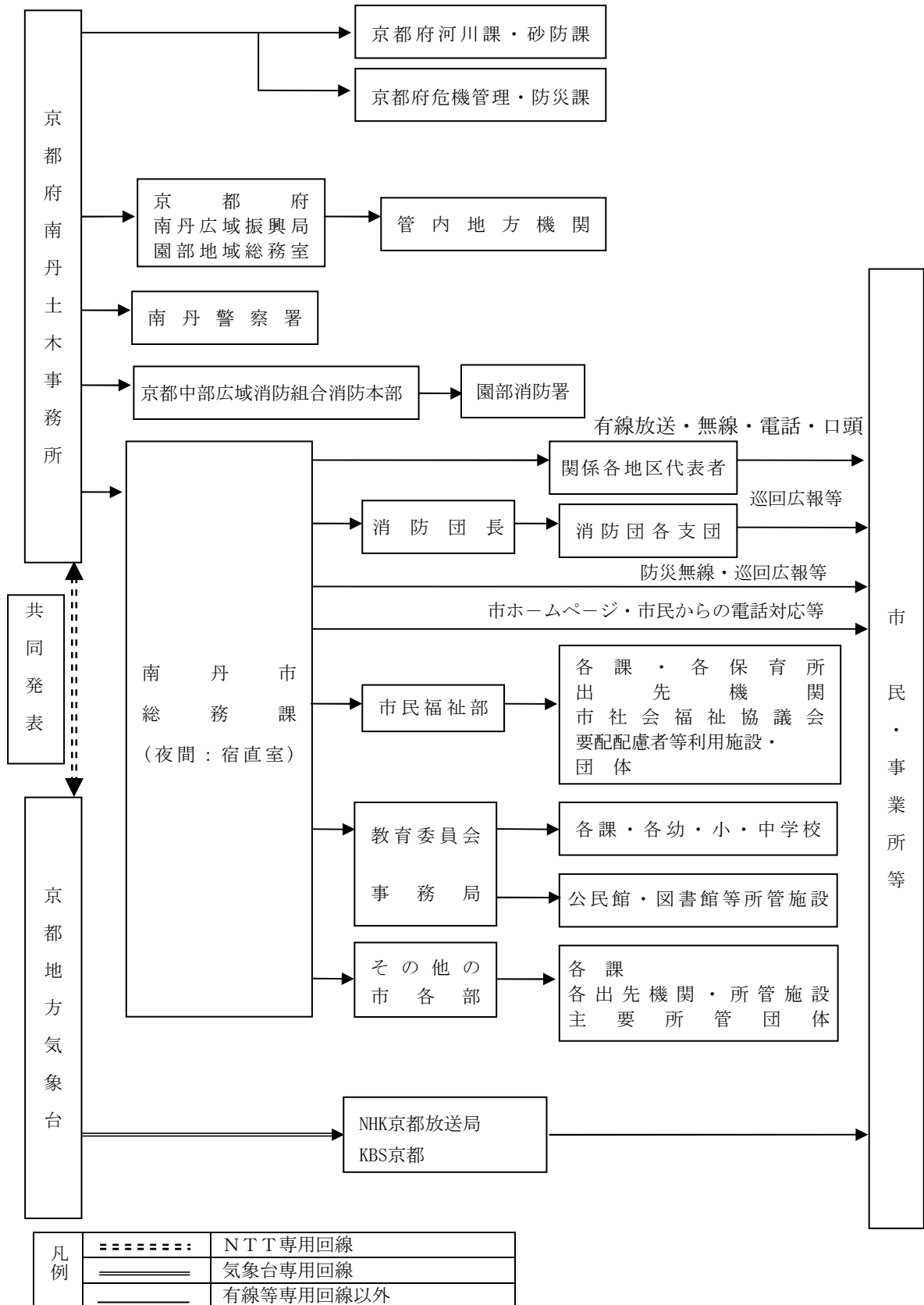
(2) 発表の種類及び基準

種類	基準	行動の目安
はん濫注意情報 (洪水注意報)	いずれかの基準点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	水防団の出動 避難準備情報（災害時要援護者避難情報）の発令判断
はん濫警戒情報 (洪水警報)	いずれかの基準点の水位が一定時間後にはん濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。	避難勧告等の発令判断
はん濫危険情報 (洪水警報)	いずれかの基準点の水位がはん濫危険水位（危険水位）に達したとき。	避難指示 住民避難の完了
はん濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間においてはん濫が発生したとき。	逃げ遅れた住民の救助等

(3) 洪水予報基準点

河川名	発表基準対象水位観測所					備考
	名称	所在地	はん濫 注意水位	避難判断 水位	はん濫 危険水位	
園部川	小山	南丹市園部町 小山東町	1.40m	2.20m	2.60m	
桂川	鳥羽	南丹市八木町 鳥羽	2.00m	2.60m	2.90m	
	保津橋	亀岡市保津町 字下中島	3.30m	4.00m	4.50m	

(4) 桂川中流・園部川洪水予報連絡系統（南丹市関係分）



2 知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知

(1) 水防警報

水防法第16条の規定により指定した河川において、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるとき、知事が水防警報を発表し、その警報事項等を関係機関に通知する。

ア 警報事項等

(ア) 警報事項

- a 準備……水防資材、器具の整備点検、その他水防活動の準備に対するもの
- b 出動……水防団員の出動の必要性を示すもの
- c 解除……水防活動の終了を通知するもの

(イ) 流域の雨量及び対象水位観測所の水位

イ 水防警報の発表時期

水防警報の発表時期

河川名	水位観測所	水防警報種別		
		準備	出動	解除
桂川	鳥羽	水防団待機水位 〈指定水位〉に 達したとき	はん濫注意水位 〈警戒水位〉に達した とき	はん濫注意水位〈警戒水位〉 を下回り、水防活動の 必要性が無くなったとき
園部川	小山			
田原川	殿田			
棚野川	静原			

(2) 避難判断水位（特別警戒水位）に係る水位情報の通知・周知等

水防法第13条第2項の規定により、河川において洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、避難判断水位（特別警戒水位）※に達したとき、知事が関係水防管理者等に通知するとともに、インターネット（京都府ホームページ）等により一般に周知する。

本市では田原川、棚野川が該当し、今後、避難判断水位（特別警戒水位）が設定される。

※ 避難判断水位（特別警戒水位）とは、はん濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位

(3) 水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区域等

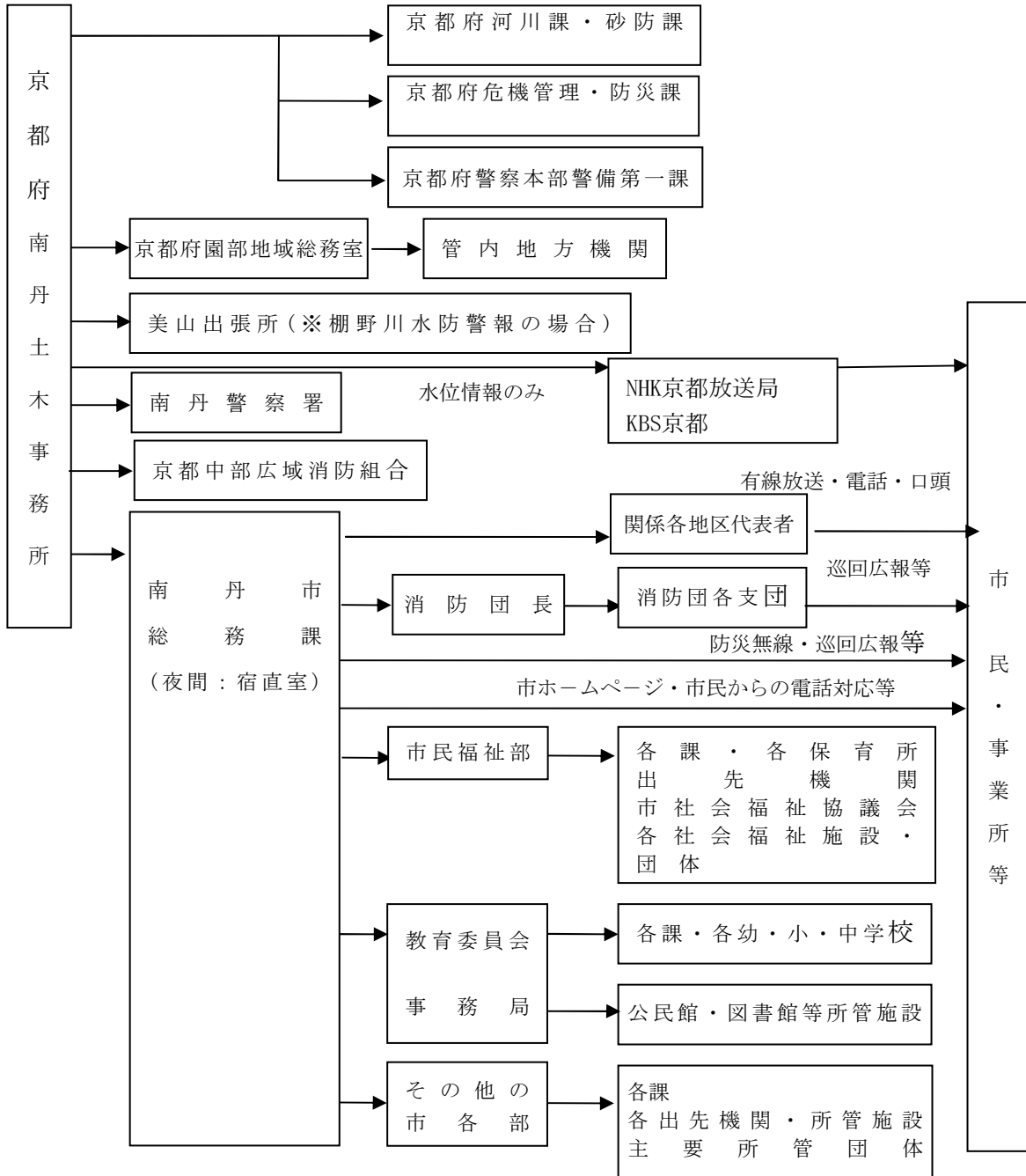
水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区域等

河川名	区域	対象推移観測所							発表者	指定年月日			
		名称	所在地	水防団 待機 水位 (指定 水位)	はん濫 注意 水位 (警戒 水位)	避難 判断 水位 (特別 警戒 水位)	はん濫 危険 水位 (危険 水位)	堤防高		水防警報	水位情報 通知・周知		
桂川	起点	左岸：南丹市日吉町中大 向9番地1地先 右岸：南丹市日吉町中五 味向5番地先	鳥羽	南丹市八木町 鳥羽	m 1.10	m 2.00	m 2.60	m 2.90	m 5.91	京 都 府 南 丹 土 木 事 務 所 長	平成11年 6月22日		
	終点												左岸：南丹市八木町西田 下林23番地2地先 右岸：南丹市八木町八木 河原57番地2地先
園部川	起点	本梅川合流点	小山	南丹市園部町 小山東町藤ノ 木地先	0.50	1.40	2.20	2.60	3.75			平成13年 7月10日	
	終点	桂川合流点											
田原川	起点	京都市界	殿田	南丹市日吉町 殿田大貝15の 2	0.90	1.80	—	—	3.17		平成19年 3月9日		
	終点	桂川合流点											
棚野川	起点	林橋	静原	南丹市美山町 静原九鬼ヶ坂 28の8番地	2.00	3.50	—	—	6.60		平成19年 3月9日		
	終点	由良川合流点											

※ 田原川、棚野川の水位情報については、現在避難判断水位未設定

(4) 水防警報及び水位情報の通知の連絡系統

桂川(園部区域)、園部川、田原川、棚野川水防警報・田原川、棚野川水位情報の連絡系統



南丹市からの伝達先について

水防警報：水防関係者、水防関係機関だけでなく、他の機関、市民等への周知は必要に応じてよい。

水位情報：避難判断水位（特別警戒水位）到達情報のことで市民等への周知が必要。

注) 田原川、棚野川の水位情報については、現在避難判断水位未設定

第5 水防活動の利用に適合する予報警報（気象業務法第14条の2）

1 予報警報の種類

水防活動用の予報警報は、「京都南部、南丹・京丹波」の予報区を対象とした次表左欄の種類を、それぞれ同表右欄の一般予報警報の発表をもって代える。

種 類	代替する一般予報警報の種類
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

2 伝達系統

第3の3の伝達系統による。

3 伝達方法

第3の42(4)の伝達方法による。

第6 火災気象通報

1 通報基準

(1) 気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、知事に火災気象通報を行う。

(2) 市長は、知事から前項の通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは火災に関する警報（以下、「火災警報」という）を発する。

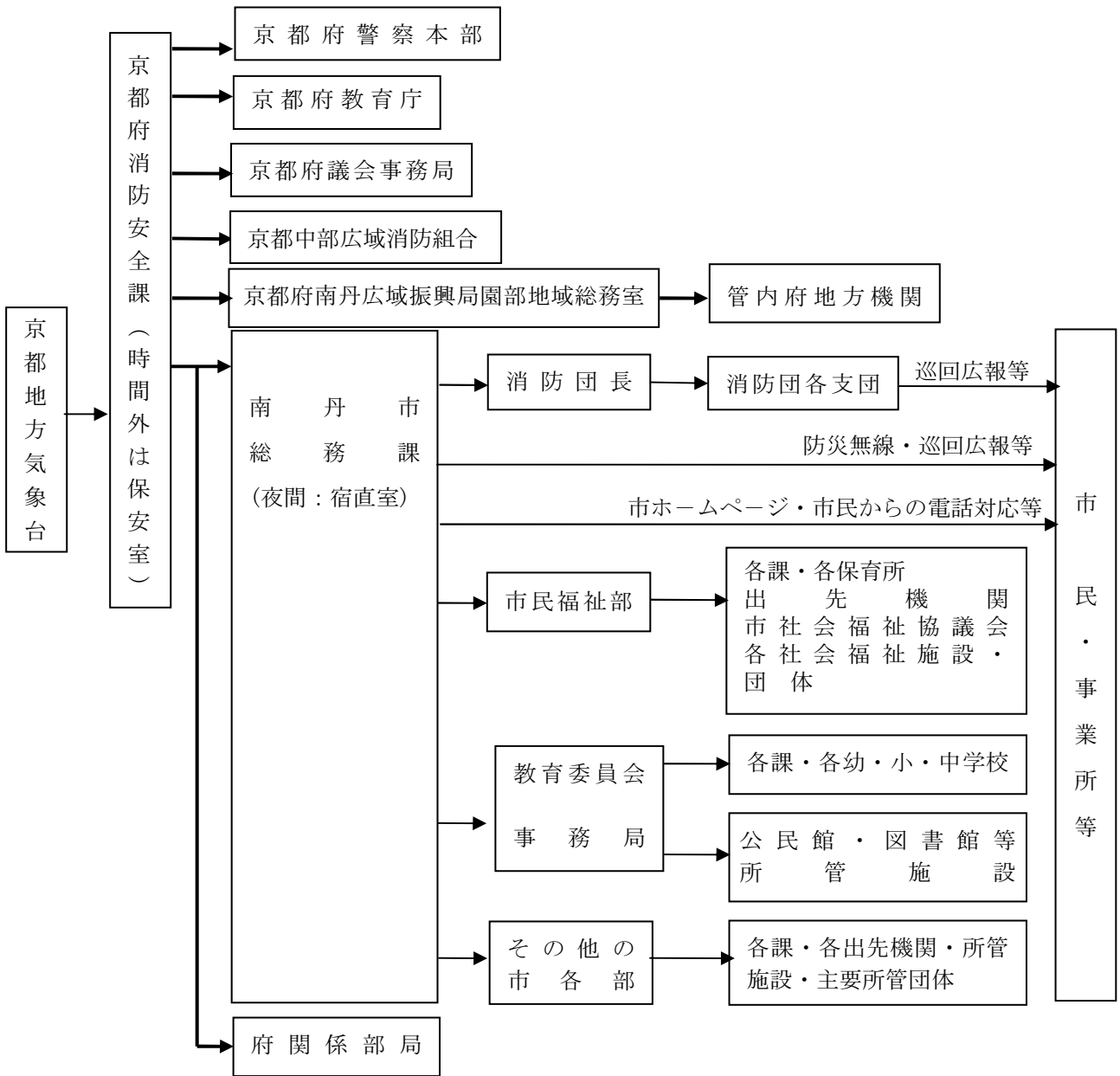
(3) 火災注意報又は警報を発する基準は、おおむね次のとおりとする。

基準1： 実効湿度が60%以下にして、最小湿度が40%以下となるときで、火災の予防上もっとも危険と認めるとき。

基準2： 平均風速が毎秒12m以上となり、主として強風のため火災の予防上危険であると認めるとき。

2 伝達系統

火災気象通報の伝達系統



凡例	———	衛星通信系防災情報システム
	———	有線

3 伝達方法

- (1) 火災警報等の通報連絡は、伝達系統により市民に周知徹底する。
- (2) 有線放送、防災行政無線又は広報車等を活用し、市民に周知する。

第7 農業気象通報

異常気象等による農業の被害を防止するため、一般予報警報並びに気象情報のうち、

農業に関連のある部分及びその解説を「農業気象通報」として、農業関係機関及び一般農家に伝達、周知する。

1 予報区

農業気象通報の予報区については、一般予報警報における一次細分区域（予報区）を適用し、「南部」を京都地方気象台が担当する。

2 農業気象通報の種類及び実施期間

農業気象通報の種類及び実施期間は、農業気象関係機関の協議により年ごとに定める。

3 農業気象通報の伝達

農業気象通報は、気象台の定形による様式で伝達される。定形化された気象情報は、該当の受報用紙を使用する。

本市へは、京都気象台からの通報を京都府防災室（時間外は保安室）が受報し、京都府防災室より伝達される。

4 伝達系統

本市への連絡及び本市からの伝達系統は、第3の3の伝達系統による。

5 伝達方法

第3の4の伝達方法による。

第8 雨量・水位情報通報

1 雨量・水位の観測

南丹市内には第3章第7節の京都府設置による雨量・水位観測所があり、テレメータ化された観測データは、河川情報システムにより京都府南丹土木事務所及び京都府河川課・砂防課に自動的に送信され集約される。

また、第3章第7節の国土交通省設置のテレメータ雨量観測所、水位テレメータ観測所もあり、その観測結果は必要に応じ京都府との資料の交換がなされることになっている。

※資料編3－(20) 雨量水位観測所

2 京都府からの雨量・水位の通報・公表要領

(1) 雨量水位の通報

京都府管理の雨量及び水位のデータを、関係気象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、京都府河川課・砂防課から、河川情報システムにより本市に通報される。

水防法第12条第1項の定めによる水防団待機水位（指定水位）を越えているときの水位の通報は、上記システムによる。

なお、上記のほか、水防警報河川以外の河川において水防団待機水位（指定水位）、はん濫注意水位（警戒水位）を超えたとき又は超える見込みのときは、注意喚

起のため、電話又はFAXによりその旨を本市に通報される。

(2) 雨量・水位・ダム諸量及び河川防災カメラ画像の公表

京都府河川課・砂防課により、京都府管理の雨量・水位及びダム諸量のデータを、関係气象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、常時インターネット（京都府ホームページ）、地上デジタルデータ放送等により公表される。

また、河川防災カメラ画像についても、常時インターネット、地上デジタルデータ放送等により公表する。

水防法第12条第2項の定めによる警戒水位を超えているときの水位の公表は、上記によるものとする。

(3) 通報の時期等

ア 通報の時期

次の状況となった時に、本市に通報される。

(ア) 水防団待機水位（指定水位）又は、はん濫注意水位（警戒水位）に達したとき

(イ) 水防団待機水位（指定水位）に達してから水防団待機水位（指定水位）を下回るまでの間の毎正時ごと

(ウ) 水防団待機水位（指定水位）又は、はん濫注意水位（警戒水位）を下回ったとき

(エ) その他、必要と認められるとき

イ 通報の中止

次の場合は、水位の通報と併せて、通報を中止する旨の連絡があり、通報が終了となる。

(ア) 水防団待機水位（指定水位）を下回ったとき

(イ) はん濫注意水位（警戒水位）以下で、今後の水位上昇が、認められなくなったとき

(ウ) 水防態勢を解いたとき

3 伝達系統及び伝達方法

第3の3の伝達系統、第3の4の伝達方法に準じて行うものとし、特にため池、用排水樋門等の管理者に対しては、通報漏れのないよう周知徹底を図る。

第9 京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）による監視（京都府建設交通部）

1 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報の支援資料として、京都府管理の96雨量局から集約された降雨データを気象庁へ提供し、気象庁が解析雨量、降水短時間予報、土壌雨量指数、土砂災害判定メッシュなどの作成に利用し、京都府へ還元する。

また、土砂災害警戒情報の基準値を超えた5キロメッシュがあった場合には、該当市

町村（本市に対する発表単位は園部町、八木町、日吉町、美山町）に対して土砂災害警戒情報を京都府と京都地方気象台が共同発表する。

2 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、京都地方気象台から京都府危機管理・防災課経由で市総務課へ届く。

土砂災害警戒情報の補足情報は、京都府疏水ネットで市総務課及び土木事務所へ提供される。

3 市内での伝達系統、伝達方法

第3の3の伝達系統、第3の4の伝達方法による。

4 土砂災害警戒情報と防災活動

土砂災害警戒情報が発表された場合、市は、京都府砂防課から提供される5キロメッシュの補間情報を利活用して避難勧告等の参考資料とする。

第10 積雪の情報

1 各機関の積雪観測所

南丹市では、京都府の積雪観測所が以下のとおり設置されており、京都府南丹土木事務所が情報を取りまとめ、京都府道路管理室への情報を行っている。

観測所名	所在地	警戒積雪深（cm）
美山町安掛	美山町安掛	60
美山町鶴ヶ岡	美山町盛郷	90
美山町田歌	美山町田歌	100
美山町佐々里	美山町佐々里	110
美山町知見	美山町知見	100
日吉町四ツ谷	日吉町四ツ谷	50
八木町神吉	八木町神吉	40

2 伝達系統及び伝達方法

京都府が通報を受けた情報または市が収集した情報は、気象予報警報の伝達系統及び伝達方法に準じて行い、市民への周知徹底を図る。

第11 異常現象発見時における措置

災害が発生する恐れのある異常な現象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報するものとする。

1 通報すべき異常現象

異常な現象とは、おおむね次のようなものをいう。

- (1) 激しい降雨、降雪又は降ひょう

- (2) 異常水位
- (3) 地すべり
- (4) なだれ
- (5) 火災

2 発見者の通報

災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、次の最も近いところに通報する。

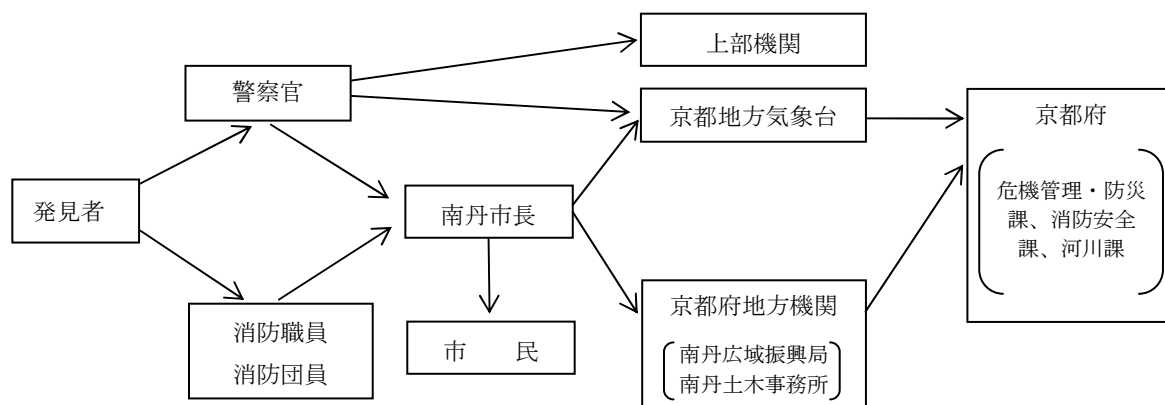
- (1) 消防本部・消防署
- (2) 消防団
- (3) 市役所
- (4) 警察署・交番・駐在所

3 市長への通報

異常現象を発見した場合あるいは市民から通報を受けた市職員・警察官・消防職員又は消防団員は、ただちに市長(総務課)に通報する。

4 市長の関係機関への通報

市は、前項の通知を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な応急措置を行うとともに次の通報システムにより通報する。



5 市民に対する周知徹底

異常現象発見時における通報先については、平素から市広報等により市民に周知徹底しておく。

第12 予報警報等の伝達及び周知の方法

1 周知徹底の方法

予報警報の通報を担当する各機関は、本節の各項に定める伝達方法の他、次の方法により関係者及び市民に対し周知徹底を図るものとする。

- (1) 市防災行政無線、CATV、有線放送による方法

- (2) サイレン、警鐘等による方法
- (3) マイク、広報車等を利用する方法
- (4) 伝達組織を通じて徹底する方法
- (5) 気象告知板による方法（鉄道気象告知板等）
- (6) ラジオ放送、テレビ放送による方法
- (7) インターネット上のホームページによる方法

2 通報連絡内容の略符号化

予報警報の通報連絡は、迅速かつ的確に伝達できるシステムの整備に努めるものとする。

3 通報連絡体制の確立

予報警報の通報連絡にあたる各機関は、あらかじめ受報体制を確立する等、常に連絡体制の整備に努めるものとする。

第2節 情報連絡通信網の整備計画

第1 基本方針

災害時には、緊急通信、被害報告等が困難になる場合が予測されるため、災害対策本部においてあらゆる状況を把握し、防災上必要な連絡手段を確立するとともに、関係機関や市民等との連携・協力により情報伝達手段の多重化を図るものとする。

また、初動体制の確立のため、各種防災情報の収集体制を整備し、情報伝達の信頼性の向上及び安全性の確保を図るとともに各種情報の的確な把握を行う。

第2 通信施設の現況

利用可能な通信施設等は、次のとおりである。(施設内容は、第3章第3節第2参照)

- (1) 市防災行政無線
- (2) 京都府防災行政無線
- (3) 孤立化防止対策用衛星電話
- (4) NTTの災害時優先扱いの電話

第3 情報連絡手段の整備・拡充

1 市防災行政無線等

市民等に対する災害情報の周知徹底を図ることは、災害を未然に防ぐうえからも、また、災害を最小限にするためにも必要なことである。

このため、災害対策本部を設置する市役所(本庁)と各支所、各地域に設置される受信設備とを結び、同時に同一内容の通報ができる同報通信方式の無線網の整備が必要である。

また、市民生活に密接な関係を持つ病院、学校、電力会社等生活関連機関と災害対策本部とを結ぶ地域防災無線網の整備並びに災害対策本部が現地の被害状況を把握するため、市役所と被害現場の間及び自動車等移動体相互間を結ぶ移動系の無線網の整備も必要である。

的確かつ迅速な災害情報の収集伝達を行うためには、京都府防災行政無線網と市防災行政無線網の有機的な結合を図っていくことが重要であり、早期に市防災行政無線の整備を促進する。

また、情報連絡手段の円滑で適切な運用を図るため、幹部職員、防災基幹職員等への緊急情報連絡・動員体制の確立を進める。

2 情報連絡手段の多様化

災害時には、電話の輻輳、通信施設の被害が発生し、緊急通信、情報の受発信が困難になる場合も想定されるため、次のような方策により多様な情報連絡手段の確保に努める。

- (1) 市内LAN施設の非常時活用システムの整備、施設の停電・耐災害対策の強化
- (2) 地域情報化推進事業(CATV整備、高速インターネット接続、IP電話など)の導入

- (3) 市における気象情報等観測施設の整備
- (4) 関係機関等（京都府南丹土木事務所や京都府立高校及び京都府の出先機関等の公共機関・郵便局・団体運輸関係業者など）との連携強化
- (5) 情報ボランティア（無線システム構築事業者との協力協定締結、アマチュア無線の活用、情報処理専門技術者等のボランティア登録など）の確保
- (6) 地域における非常時情報連絡拠点の整備
- (7) スペシャリスト職員の育成
- (8) 市民向け非常時協カールールの周知徹底

第3節 河川防災計画

第1 計画の方針

水害の予防と早期発見は、被害の軽減を図るために極めて重要である。このため市内の河川等の現況危険箇所等を把握し、京都府に整備促進を要請するとともに、河川改修、排水事業等防災事業の強力な推進に努め、適正な維持管理を行い、水害の未然防止を図る。

第2 水防の責任

水防法に基づく水防組織の整備、水防活動の実施、水防施設器具、資材の整備等水防に関するあらゆる準備行為、具体的水防活動については、水防管理団体たる市がその責任を負う。

第3 河川の防災計画

1 河川の現況

本市の河川は、北部は由良川水系、南部は淀川水系に属しており、流域面積が小さく勾配の急な河川も多く見られる。このため、梅雨期や台風期の豪雨により河川は急激に増水し、大規模な氾濫は少ないものの小規模な被害が生じやすい状況となっている。

※資料編2-(1) 河川の状況

また、次の機能をもつ大野ダム（国土交通省）、日吉ダム（水資源機構）、日吉ダムのすぐ上流には世木ダム（関西電力と水資源機構との兼用工作物）が設置されている。

大野ダム

- | | |
|---------|--------------------------------|
| (1) 目的 | 洪水調節、発電 |
| (2) 管理者 | 京都府 |
| (3) 位置 | 南丹市美山町檜原 |
| (4) 河川名 | 由良川 |
| (5) 規模 | 重力式コンクリート |
| | 堤高 61.4m |
| | 総貯水量 28,550,000m ³ |
| | 有効貯水量 21,320,000m ³ |
| | 計画高水流量 2,400m ³ /s |

(6) 洪水調節

洪水調節は、標高155.0mから175.0mまでの容量最大21,320,000m³を利用して、ダム地点の計画流入量2,400m³/sを1,400m³/sに調節する。

洪水期（毎年6月16日から10月15日までの間）にあつては、水位を制限水位（157.0m）以下に制限するほか、事前放流による目標水位を155.7m以下として、水位を低下させて洪水調節を行う。

(7) ダム放流通報連絡系統

京都府河川課・砂防課（時間外は保安室）より関係機関に連絡されることになっているが、本市への連絡は、本市域内にダム下流部が含まれないことから、直接的な連絡体系の中には明記されていない。

日吉ダム

- | | |
|---------|--------------------------------------|
| (1) 目的 | 洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水 |
| (2) 管理者 | 水資源機構 |
| (3) 位置 | 南丹市日吉町 |
| (4) 河川名 | 桂川 |
| (5) 規模 | 重力式コンクリート |
| | 堤高 67.4m |
| | 総貯水量 66,000,000m ³ |
| | 有効貯水量 58,000,000m ³ |
| | 計画高水流量 1,510m ³ /s (暫定計画) |
| | 2,200m ³ /s (基本計画) |
- (6) 洪水調節
洪水調節は、洪水期（6月16日～10月15日）にあつては、標高178.5mから標高201.0mまでの容量42,000,000m³、非洪水期（10月16日～翌6月15日）にあつては、標高191.4mから標高201.0mまでの容量22,000,000m³を利用して、ダムに流入する流水の一部をダム貯水池に貯留し、ダム下流へは最大150m³/s（暫定計画）の放流を行う。
- (7) ダム放流通報連絡系統
本市へは、京都府河川課・砂防課（夜間は保安室）及び水資源機構日吉ダム管理所より連絡が入ることになっている。

2 河川改修事業等

河川全般について上流での土砂流出を防ぐとともに、今後も、京都府の治水対策の積極的な実施を強く要請し、その他の未改修小河川についても低地帯の冠水の防除とともに農業用水、防火用水としても重要であるため、改修整備並びに土砂の浚渫を推進する。

特に、桂川、園部川などの河川改修事業の促進を京都府に要請していく。

第4 危険区域（箇所）の警戒巡視

日頃から気象情報の的確な把握をし、異常降雨等による水害の早期発見に努める。また、災害を未然に防止し、被害を最小限に食い止め、迅速な応急対策が講じられるように、第3章第7節に示す「重要水防区域」及び「河川重点警戒箇所」を中心に、市内の危険区域の警戒巡視を行う。

※資料編3－(19) 重要水防区域・河川重点警戒箇所

第5 浸水想定区域における防災対策

1 浸水想定区域の指定・公表（水防法第14条）

京都府は、洪水予報河川及び水位周知河川がはん濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

- 桂川中流・園部川浸水想定区域図
- 田原川浸水想定区域図
- 棚野川浸水想定区域図

2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保（水防法第15条）

- (1) 市域に水防法による浸水想定区域の指定があった場合、市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、ハザードマップ等により市民に周知する。

ア 洪水予報等の伝達方法

- (ア) 広報車
- (イ) 防災行政無線
- (ウ) 電話、FAX
- (エ) 電子メール等

イ 避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

- (ア) 避難所は、浸水の際に想定される水深及び浸水想定区域が指定された地域の特性等を踏まえ、洪水時の避難所を地区別に指定する。

- (イ) 避難経路については、基本的には住民各自の判断に任せるものとするが、避難行動が安全に行えるうちに避難が終わるよう避難勧告等を発令する。

また、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、災害時要援護者の避難が円滑になされるよう配慮し、集団避難が行えるよう自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

災害時要援護者の避難については、災害時要援護者支援プランを作成する。

- ウ 浸水想定区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地並びに当該施設への洪水予報等の伝達方法。

※現在、市は、京都府調査による桂川、園部川、田原川、棚野川、天神川、半田川、本梅川、陣田川、東所川、三俣川の浸水想定区域に、避難所などを示したハザードマップを市民に配布している。

※資料編3－(24) 浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設及び洪水予報等の伝達方法

第4節 林地保全計画

第1 計画の方針

都市化が進み山地にまで開発が及んでいることなどにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策の必要性が増大してきている。

したがって、治山事業を実施し保安林の機能の維持増進を図るとともに、森林の防災機能を高め、水源かん養機能と保健機能を有機的に発揮する保安林を拡充し、生活環境の保全とあわせて地域の防災施設の計画的な整備をすすめる。

第2 治山事業

1 土砂の流出、崩壊による災害の防止

荒廃林地、山地災害危険地等の復旧・予防のため、京都府の山地災害危険地調査を踏まえ、計画的に対策を実施しており、その他人家の裏山、道路や耕地に被害をおよぼす山林の小規模な事業についてもあわせて施行し、造林事業の推進と相まって治山治水を促進するものとする。

2 地すべり対策

地すべりに起因する山地災害危険地等を中心に注視しながら、緊急を要するものは防止工事を行う。

3 なだれ等による災害の防止

なだれ危険地等による災害の防止のため、治山事業の実施等により森林の健全な育成を図る。

※資料編2－(2)①山腹崩壊危険地

※資料編2－(2)②崩壊土砂流出危険地

※資料編2－(2)③雪崩危険箇所

第3 保安林の整備

本市は、保安林に指定されている個々の森林を再検討するとともに、その特性を考慮して、保安林指定要件に適合した機能を最大限に有するよう整備する。

第4 造林事業

1 造林事業の概要

本市の森林面積は、54,231ヘクタール（平成19年現在）で、総面積の88.0パーセントを占めている。

個人有林の造林事業は、最近全体としてやや後退の傾向にある。原因としては、林業労働者の不足、外材輸入による木材価格の低迷など、種々の条件が考えられる。

森林造成は、災害防止あるいは農業用水、水道水の確保上も重要な事業であり、今

後も各種の補助制度も利用して間伐等の森林整備を積極的に推進する。

2 はげ山防止対策

地質的、人為的なことが原因で林地が粗悪化し、地力が衰えて植物の成育が困難であり、はげ山に移行しつつある山地に対し、主として造林を施行するよう強く指導する。

3 小規模治山事業と災害の応急対策

公共事業、京都府の補助対策事業については、積極的に取り組み、また極小規模のもので場合によっては、被害拡大のおそれがあるときは市単独で事業に取り組んで災害の拡大を防止するよう努める。

第5 林道の整備

森林の管理及び作業効率の向上や生産コストの低減など、木材生産基盤となる林道や作業道の整備を図る。

なお、災害による被災を防止するため維持管理に努めるとともに、被害を受けた場合は、通行止め等の適切な措置とともに早期に復旧を行う。

第5節 土砂災害予防計画

第1 計画の方針

本市は、88.0パーセントが森林で、急傾斜地も多く、前線の停滞による集中豪雨、台風通過時における連続的豪雨等の自然条件によって、山くずれ等の山地に起因する災害が発生しやすい特性をもっている。

このため荒廃地、土砂災害危険地等を整備し、森林の維持、造成を通じて土砂災害から市民の生命、財産を守るため、次の事業を実施する。

第2 地すべり対策計画

一般に地すべりは、特別な地質状態の地域に発生する土地の一部が移動する現象で、一見ただけでは山くずれと判別しがたいが、最初は緩慢な滑動に始まって最後は山くずれと同じような崩壊をするもので、主に地下水に起因しているのが特徴である。

市内には、1箇所地すべり危険箇所が存在するが、地すべりはその判定が難しく、軽率に工事を進めるとかえって災害を助長するため、地形、地質調査、表面移動量調査、地下水調査等広範囲にわたって調査して必要な対策を実施する。

※資料編2－(2)④地すべり危険箇所

第3 砂防対策計画

砂防は、河川工事の根源といわれるように、いくら下流の河川を改修してもその上流の山地が荒れていたり、溪岸が浸食されては洪水時に土砂を含んだ水が流れ出して、堤防や護岸を破壊し、河道に異常な土砂の堆積を起し、はん濫の原因になる。

本市では砂防法第2条による指定箇所が165箇所存在するが、この有害な土砂を土砂生産区域でくい止めるため、治山事業とも調整し、土砂が流出するおそれのあるところを重点的に砂防事業を推進し、土砂災害の防止に努める。

※資料編2－(2)⑤砂防指定地

第4 土石流対策計画

最近の災害の特徴として、一見安定した河状、林相を呈している平穏な溪流が、異常な集中豪雨により、一たん土石流が発生すると、兩岸をけずられ、堆積土砂を押し流して、下流の人家集落に多量の土砂を堆積させ、災害を起こす例が多い。

本市にも土石流危険溪流として、584溪流存在する。土石流危険溪流とは、昭和53年8月4日付け建設河砂第46号による土石流危険溪流及び危険区域調査等により、土石流の発生の危険性があり、被害想定範囲内に1戸以上の人家が存在するか、今後住宅等の新築の可能性があると考えられる溪流で、砂防堰堤を設置する砂防事業としての予防措置を講ずるとともに、降雨状況等をすみやかに把握して警戒降雨量に達した場合は通報

により避難体制を確立するように努める。

※資料編2－(2)⑥土石流危険溪流箇所

第5 急傾斜地崩壊対策計画

急傾斜地の崩壊による災害から市民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日 法律第57号）に基づき、京都府において、急傾斜地崩壊危険区域を指定している。

急傾斜地崩壊危険区域とは、傾斜度30度以上で、崩壊するおそれがあり、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするために、「1 規制事項」に掲げる行為を制限する必要がある土地をいう。

1 規制事項

急傾斜地崩壊危険区域内においては、崩壊を予防するため、次の行為について京都府知事の許可を必要とする。ただし、非常災害のために応急措置として行う行為、当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際すでに着手している行為及び政令で定めるその他の行為については、この限りでない。

- (1) 水を放流し又は停滞させる行為、その他水のしん透を助長する行為
- (2) ため池、用水路、その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- (3) のり切、切土、掘さく又は盛土
- (4) 立木竹の伐採
- (5) 木竹の滑下又は地引による搬出
- (6) 土石の採取又は集積
- (7) その他、急傾斜地の崩壊を助長し又は誘発するおそれのある行為

2 調査及び市民への周知

急傾斜地崩壊危険区域及び住家等に影響を及ぼすおそれのある急傾斜地の総合的な調査を実施し、過去の被害状況等を参考に検討を行い、緊急なものから指定及び崩壊防止工事の実施について京都府に要請するものとする。

また、崩壊による被害のおそれがある市民に対して、危険箇所の周知徹底や防災知識の普及に努める。

※資料編2－(2)⑦急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧表

第6 雪崩防止計画

山間集落では山裾を掘削して家屋が建てられ、また道路も急な山肌につくるため崖が多く積雪時には雪崩とともに崖崩れ、表層土を含んだ雪崩の危険が多いため、次のような対策を実施するものとする。

- 1 雪崩防止のため植林を指導する。
- 2 岩山または表層土が薄く、植林が不可能な箇所については防護柵を設置する。
- 3 市民の注意を促し、積雪時にはパトロールに努め、特に危険な個所には危険信号旗等をたて、一般に警告する。

※資料編 2 - (2) ③雪崩危険箇所

第7 土砂災害警戒区域等における防災対策

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備及び建築物の構造規制に関する所要の措置を定めること等により土砂災害の防止のためのソフト対策を推進する。

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

京都府は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、市長の意見を聴きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行う。

2 指定区域内での開発規制

京都府は、土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

3 警戒避難体制等

市域に土砂災害警戒区域が指定された場合、市は次の措置を講じる。

(1) 警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定める。

ア 適切な避難場所及び避難路の設定、周知

避難場所及び避難路の選定にあたっては、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等（以下「急傾斜地の崩壊等」という）の土砂災害を受けるおそれのない場所及び洪水氾濫等の水害を受けるおそれのない場所を選定する。

イ 情報収集及び伝達

日頃から防災パトロールを強化するとともに、過去の災害事例等をもとに、どの程度の雨量があれば急傾斜地の崩壊等の発生の可能性があるかを整理把握し、降雨時には、大雨注意報、警報、近隣の雨量観測値、関係機関からの災害情報並びに住民からの情報等を収集し的確な判断が出来るよう努める。

収集した情報や避難勧告等を有線放送、広報車、サイレン等の方法により、迅速かつ正確に関係住民に伝達する。

また、迅速かつ円滑な情報収集及び伝達を行うための体制の整備に努める。

ウ 防災知識の普及及び防災活動の実施

防災関係職員や市民に対して、急傾斜地の崩壊等の危険箇所や避難方法等の防災知識の普及に努める。また、関係機関と協力して土砂災害に対する防災訓練を実施するよう努める。市民が自主的な判断によって避難できるよう前兆現象等の防災知識の普及啓発に努める。

- (2) 警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を地域防災計画に定める。
- (3) 国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

※急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険溪流、地すべり危険箇所およびその周辺について、土砂災害警戒区域等が指定されていない地域においては、土砂災害警戒区域等に準じた処置を講ずるよう努める。

※資料編 2 - (2) ⑧ 土砂災害警戒区域等

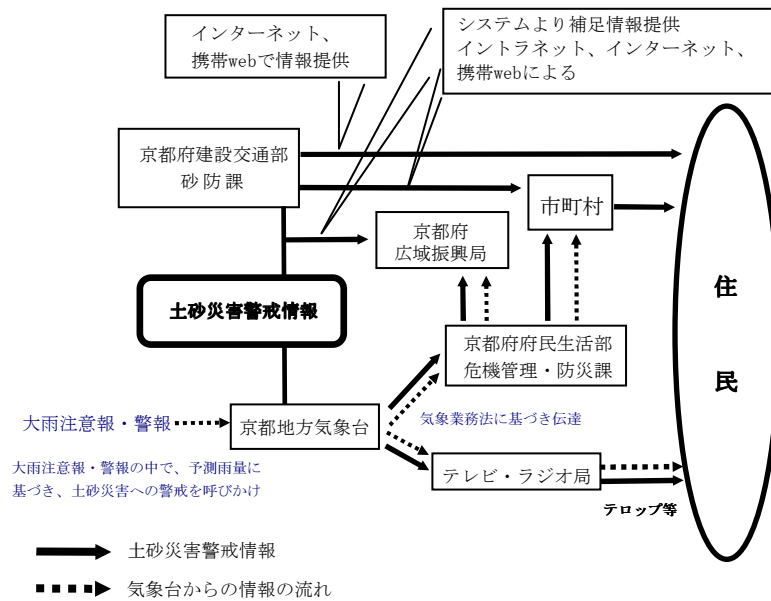
※資料編 3 - (25) 土砂災害警戒区域内の災害時要援護者関連施設及び土砂災害に関する情報等の伝達方法

第8 土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）

1 京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報（目的）

京都府と京都地方気象台は、大雨による土砂災害が見込まれる時に市町村長が住民に対して行う避難勧告等の防災対応を適時適切に判断できるよう支援すること及び、住民の自主判断にも利用できることを目的として土砂災害警戒情報を共同発表し、関係機関及び住民へ伝達する。

市町村は、土砂災害警戒情報に基づき避難勧告等必要な措置を講じる。（災害対策基本法第51条、第55条、気象業務法第11条、第13条、第15条及び第15条の2）



2 基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準とからなり、以下のとおりとする。

- (1) 警戒基準は、大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準に達したときとする。

また、その他必要が認められる場合には、京都府砂防課と京都地方気象台が協議のうえ、土砂災害警戒情報を発表する。

- (2) 警戒解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降水状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土砂災害危険箇所の点検結果等を鑑み、京都府砂防課と京都地方気象台が協議のうえで警戒を解除できるものとする。

3 発表単位

該当市町村に対して土砂災害警戒情報を発表する。ただし、合併市町村及び京都市は、旧町及び区別で発表する。（48箇所）

本市に対する発表単位は園部町、八木町、日吉町、美山町となる。

4 留意点

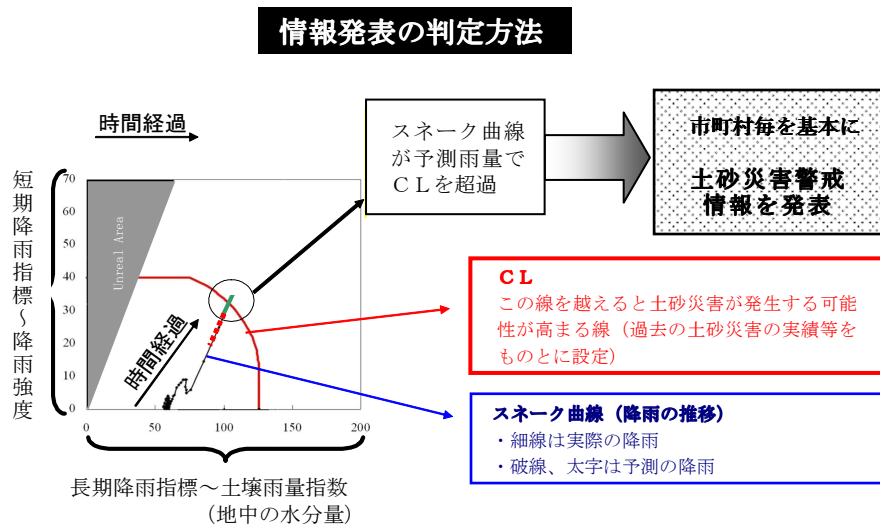
土砂災害の発生形態は多種多様であり、土砂災害警戒情報によって、全ての土砂災害は表現できない。

- (1) 土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。
- (2) 個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。このため、個別の災害発生箇所・時刻・規模等を特定するものではない。

5 京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）

(1) システムの概要

本システムは气象台による降水予測（解析雨量）と、京都府の作成した5kmメッシュエリア毎の土砂災害発生危険基準線（CL）を基に土砂災害発生の危険性の判定を行うものである。



(2) 市町村への情報提供

京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）において災害発生の危険性があると判断された時には、京都府防災情報システムを活用して伝達するとともに事前に登録されているPCメール、携帯メールに対して危険度の通知を行う。また、京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）により地図上で危険度レベルの確認できる情報をイントラネット、インターネット、携帯Webで発信を行う。

(3) 用語解説

解析雨量 : 気象庁の地域気象観測所（アメダス）と京都府の雨量観測所及び国土交通省の雨量観測所の観測値と、気象レーダー・エコから1キロメッシュ毎の降水量を推定したもの。

- 土壌雨量指数 : 長期降雨の指標。積算雨量との違いは、24時間以上前の先行降雨も取り込んでいる。直近の雨ほど土壌中に多く残るという土壌の特性をモデルに組み込んでいる。
- C L (Critical Line) : この値（線）を越えると土砂災害が発生する可能性が高まる線。過去の土砂災害の実績をもとに設定した。

第6節 道路防災計画

第1 計画の方針

崩土及び冠水等による侵食及び軟弱土質等の地勢的原因によるもの並びに積雪等による被害を防止し、被災常襲道路の解消及び災害時における道路、橋梁等の安全を確保するため、次の事業を実施する。

第2 道路及び橋梁改良事業

道路については、次の道路改良事業を行うことにより、災害の防止及び軽減に努める。

- 1 災害時の緊急輸送路となる次の道路などの早期改良・整備を京都府に要請していく。
 - ・第1次緊急輸送道路
京都縦貫自動車道、国道9号、国道162号、国道372号
 - ・第2次緊急輸送道路
主要地方道綾部宮島線、主要地方道園部平屋線、主要地方道亀岡園部線、主要地方道京都日吉美山線、府道園部停車場線
- 2 市道については、国道や府道の道路整備計画に合わせ、上記の災害時の緊急輸送路等との連絡道路、土地利用上の観点から必要となる道路について整備を図る。
- 3 水害により路面冠水や道路決壊のおそれがある箇所に対して、これを防止するため嵩上げ等を行う。
- 4 大雨などによる土砂崩れや落石の危険が高い道路に、危険防止のためのネット及びコンクリート擁壁を設置する。
- 5 水害等による橋梁の破損、流失を防止するため、橋梁改良を行う。
- 6 積雪対策事業としては、除雪機械等の強化を図る。

第3 道路除雪対策

- 1 道路除雪に必要な事項は、毎年、別途定めるものとする。
- 2 関係機関の相互協力体制
道路河川課長は、道路除雪の相互協力体制の強化並びに円滑化を図るため、あらかじめ関係各課、国、京都府及びその他関係機関と道路除雪計画及び次に掲げる事項について具体的に協議し、その結果を市長に報告する。
 - (1) 京都府との協議事項
府道の除雪計画と早期除雪についての要望
 - (2) 市の協議事項
 - ア 京都府の除雪計画と市の除雪計画との調整
 - イ 屋根の雪おろしの処理方法

- ウ 除雪の際の損失に対する補償の交渉
 - エ 路面上にある埋没物件に対する標示
 - オ 除雪機材、除雪労力及びオペレーターの確保
 - カ 消防団との協力体制
- (3) 南丹警察署との協議事項
- 除雪実施中における交通規制等について
- (4) 運輸業者及び建設業者との協議事項
- 除雪機材の確保とオペレーターの応援について
- (5) 石油販売業者との協議事項
- 除雪機械用燃料供給の協力について
- (6) 区長及び市民との協議事項
- ア 路上の物件の除去
 - イ 埋没物件の標示
 - ウ 屋根からおろした雪の処理
 - エ 労力の供給
 - オ その他必要な事項

3 降雪量の観測・測定

本市における積雪観測所は、本章第1節第10にあげる京都府の管理の施設がある。

第7節 農業用施設防災計画

第1 計画の方針

ため池、頭首工（取水堰）、用排水路、農道などの農業用施設は、市内各地に多数存在し、農業生産はもとより農村の生活や自然環境を支える施設としての役割を担っているが、これらは自然的にも、社会的にも災害を受けやすい状況にあり、これまでも大雨等により数多くの災害に見舞われてきている。

農業用ため池は、決壊すると下流に大きな被害をもたらす場合が予想され、農業用施設の中では最も注意を要する施設である。

したがって、豪雨、洪水、地震などの災害発生時を予想し、要注意のものを重点にしながらか、順次補強事業を実施するとともに、管理、保全指導の徹底を期し、災害の未然防止に万全を図るものとする。

※資料編2－（3）ため池

第2 大雨、洪水対策

1 ため池

- (1) 巡視による異常の早期発見とこれの報告、特に草刈りの励行を行う。
- (2) 斜樋底樋の排水態勢の点検整備を行う。
- (3) 堤体の応急補強と通行規制を行う。
- (4) 余水吐及び下流放水路障害物の除去を行う。
- (5) 不用貯水の排除及び事前放流を行う。
- (6) 京都府南丹広域振興局が行う農業用ため池の諸元情報のデータベース化、定期的な点検調査に協力するとともに、ため池のハザードマップの作成等を行い、その成果を積極的に活用する。

2 頭首工

取水、土砂吐、洪水吐等の各種ゲートの整備点検と操作の演習を行い、洪水流下を阻害しないよう、また、取水ゲートからは河水が堤内地に流入しないよう措置をとる。

3 用排水路

- (1) しゅんせつ、除草、障害物の除去、破損個所の修理を行う。
- (2) 水路中の各種ゲートの整備点検、操作を確実にを行う。

4 農道

路面の補修、側溝、暗きよ、溜桝、排水管等、排水施設のしゅんせつ、清掃を行う。

第3 地震対策

- 1 農地や農業用施設そのものの被害（1次災害）が最小限となるよう、保守管理を徹底する。農業用施設（コンクリート、鉄筋コンクリート及び土質構造物等）については、

常にその亀裂、沈下、歪等を調査し、地震による被害が明確に把握でき得るようにしておく。

- 2 地震に弱いと判定される構造物については可能な工法で補強を行っておく。対策工事や施設改修にあたっては、地震時に人家や公共施設に被害（2次被害）を与える恐れのある場合は耐震性に考慮するとともに、避難場所や緊急用水確保としての活用についても検討を加える。

第4 人身事故防止対策

農業用施設による人身事故を防止するため農業用施設の平時の巡視点検調査をより一層厳重に実施し、事故が発生する恐れのある危険箇所については、安全柵の設置等すみやかに事故防止の適切な措置を講じ、関係機関及び地域住民と連絡を密にし積極的な協力を呼びかける。

第8節 防災営農対策計画

第1 計画の方針

農地、農業用施設等営農基盤の災害予防事業の計画的推進及び防災的見地からの営農指導を行う組織、方法等について定める。

第2 雪害及び寒干害予防対策

1 農作物対策

(1) 麦類

ア 施肥、は種

(ア) 雪害の予想される地域では耐寒性品種の作付誘導を図る。

(イ) 根雪までに葉令5枚以上とするため、適期には種するとともに、基肥にりん酸質肥料を十分施用する。

(ウ) 融雪後、降雪や極端な寒冷が来る恐れがなくなれば速やかに追肥を施用する。

(エ) 融雪時の湿害対策として排水溝を設置し、水はけ促進を図る。

(2) 果樹

ア 防寒

くりなど寒さに弱い新植苗は、わらで包み防寒に努めるほか枯死することも予想されるので、補植苗の準備もしておく。

イ 降雪前の果樹棚の補強

果樹棚の周囲線と控え線を強化し、中支柱の増強により補強しておく。

ウ 排水

排水の悪い果樹園では融雪時に湿害が予想されるので、あらかじめ排水溝を整備するなど湿害防止に努める。

エ 融雪促進剤の準備

融雪を促進する必要が生ずる場合もあるので、あらかじめ草木灰、転炉さい等を準備しておく。

オ その他

秋肥の施用、貯蔵用みかんの収穫、乾燥防止と暴風垣の設置、整枝など、必要な対策を実施する。

(3) 野菜

ア 寒害対策

(ア) 防風垣

寒風を受けやすい場所では、防風垣、畝間のさき立て、わら立て等を行って寒害の防止に努める。

(イ) 施肥

肥切れや軟弱な成育のものは、寒さに弱いので施肥に当たっては、加里肥料暑澆を多くして窒素肥料を控えめにする。

(ウ) かん水

乾燥すると寒害を受けやすいので、かん水や畝間に水を入れるなどして適当な湿度を保つよう工夫する。

(エ) 霜害防止

株元にもみがらを散布して霜害防止に努める。

(オ) 播種時期

えんどう、そらまめ等の越冬野菜は、伸びすぎると寒さに傷められやすいので早まきにならないよう心掛ける。

(カ) 土寄せ

だいこんは、地上に出ている部分が寒害を受けやすいので土寄せして保護する。

(キ) 保温の準備

トンネル栽培のものについては、状況により、こもやシルバービニール等を利用し保温する。

また、ハウス栽培のものについては、ハウスの気密性の向上、多量被覆及び加温設備(温風、温水暖房、電熱)の利用により気温の低下に対処できるよう準備しておく。

(ク) 果菜類の根の成長最低温度は、12～13℃ぐらいであり、最低地温はこれ以上とるよう管理する。

(ケ) 古いビニールハウスでは、光の量が少なくなるので、新しい資材を使って光線を十分に利用する。

(コ) ハウス等のかん水施設では、破裂防止のため水抜きを行う。

イ 雪害対策

(ア) 排水溝

融雪時には湿害が予想されるので、なるべく降雪前に排水溝を設けて排水に努める。

また、果菜類など苗床で生育中のものは、雪解け水が入らぬよう除雪、排水に努めるほか移植床を準備しておく。

(イ) 融雪剤の準備

融雪を促進するため、草木灰、転炉さい等の融雪剤を準備しておく。また、ハウスの上、サイドの除雪を早めに行う。

(ウ) ビニールハウスの補強、除雪

ビニールハウス等には、中柱等を入れ積雪に耐えるよう補強しておく。

(エ) フレーム等の設置場所

フレーム等は、除雪作業に備えて、なるべく家の近くで排水のよい場所に設置するよう計画する。

(オ) 中耕及び施肥

気温の上昇を待ってできるだけ早く中耕及び施肥を行い、生育の促進を図る。この場合、肥料は、窒素肥料を主体として10アール当たり窒素2～4キログラムを2回に分けて施用する。

(カ) 病害防除

根の寒湿害による衰弱や密植による徒長などにより苗立枯病、灰色かび病等の発生が予想されるので、湿度管理に注意するとともに薬剤による防除を行う。

(4) 花き

ア 保温

ハウス栽培のものについては、ハウスの気密性、多重被覆及び加温設備（温風、温湯暖房等）により気温の低下に対処できるようにしておく。

イ ビニールハウスの補強

ビニールハウスにおいては、中柱等を入れ積雪に耐えるよう補強しておく。また雪の多い地域では単棟の耐雪型ハウスとし、ハウスの設置間隔は広くとるとともに、ハウスの上、サイドの除雪を早目に行う。

ウ 融雪剤の準備

融雪を促進するため、草木灰、転炉さい等の融雪剤を準備しておく。

エ 結束、支柱

積雪の多い地域におけるきしみ、うめもどきなどの切枝花木の栽培においては、雪による枝折れを防ぐため、結束、支柱立てなどを行っておく。

オ 排水

融雪時には、湿害が予想されるので、あらかじめ排水溝等を設けて湿害防止に努める。

(5) 融雪剤の備蓄

雪害防止対策としてJ A京都において融雪剤を下記により事前に購入備蓄しておく、必要に応じ直ちに施用できる態勢を整え、農作物の雪害防止に努める。

ア 融雪剤の種類

- (ア) 草木灰
- (イ) けい酸質肥料
- (ウ) 転炉さい
- (エ) 黒色粉末
- (オ) バークたい肥

イ 施用量(10アール当たり)

- (ア) 草木灰及びけい酸質肥料は100キログラム程度

- (イ) 転炉さいは80キログラム程度
- (ウ) 黒色粉末は10～20キログラム
- (エ) バークたい肥は100～200キログラム

ウ 施用方法

施用に際しては、全面的に均等散布する。なお、草木灰、けい酸質肥料、転炉さいは、ともにアルカリ性肥料であるので、硫安等の肥料との混合は避ける。黒色粉末は、雪上車、ライムソワー、ダスターなどにより散布する。

エ 積雪が非常に少なくなると、積雪の下層約25センチメートルが滞水層となり融雪の促進効果が低下するので、融雪水の排水に努める。

2 林業対策

(1) 苗畑

ア 越冬

まきつけ床は、床付面はできるだけ掘取らず、そのままの形で越冬させる。

イ 仮植

春まで仮植する場合は、日当たりのよい排水良好な畑を選び、1本並びにていねいに仮植する。

ウ 病害の防除

(ア) 降雪前及び融雪後速やかにボルドー液（4－4式）又はチラウム剤等を散布する。ただし、降雪前のマツには、ボルドー液などで銅合剤は用いない。

(イ) 耐寒、耐病性のある睡苗の育成に努め、窒素肥料の多用を避け、リソ酸肥料、カリ肥料を十分に施用する。

(ウ) 積雪が長期にわたるときは、木灰、黒土等を散布して、融雪を促進する。

(エ) 畑に水がたまらないようにあらかじめ排水溝を整備し、融雪等には特に注意する。

(オ) 積雪前及び積雪後に苗木を点検して病害の発生しているものは、必ず抜きとって焼却する。

エ 凍霜害防除

(ア) 風当たりの強いところに仮植しない。

(イ) 床面にわら、もみがら等を敷いて保温する。

(ウ) 霜柱の立ちやすい畑には、砂を2～3センチメートル敷く。

(エ) 稚苗は、わらを薄く覆うかよしずで寒風を防ぐ。

(オ) 霜覆をする。（特に播種床）

(カ) 8月下旬から9月上旬の間に根切りを行う。

(キ) 排水をよくする。

(2) 造林

ア 苗木の選択

- (ア) 秋伸びしない健苗を使用する。
- (イ) すぎはウラ系のものを使用する。

イ 秋植え

秋植えは、11月中に終わるようにして、時期を失したときは、春植えにする。

ウ 植付け

植付けは、大きな植穴を掘り、根を十分ひろげてていねいに行う。

エ 下刈り

寒害を防ぐため、時期はずれ（9月以降）の下刈を避ける。

オ 枝打ち

- (ア) 幼齡林分の枝打ちは、降雪までに励行する。
- (イ) 傾斜地においては、特に谷側の下枝を除く。
- (ウ) 林縁木の伐採枝打ちはしない。

カ 間伐

急激な疎開を避け、弱度の間伐をくり返して健全な林を仕立てる。

キ 傾斜木等の除去

傾斜木、折損木、枯損木等は積雪前に伐倒しておく。

(3) 林道

ア 排水

路面の横断勾配を保ち、排水をよくする。また、側溝、溜桧、排水、暗きょ等の清掃補修に努める。

イ 障害物の除去

林道沿い河川敷の伐倒木、切株等及び橋脚、橋台等の障害物の除去をしておく。

ウ 法面の保護

法面の保護、排水及び法尻の補強をしておく。

エ 崩壊防止

法頭付近の立木を除去し、伐倒折損による崩壊防止をする。

3 畜産対策

(1) 一般対策

ア 畜舎管理等

大雪時には畜舎等の除雪を行い、ウォーターカップの凍結を防止すること。

イ 飼養管理等

畜舎及び鶏舎の保温、換気のほか飼養管理、衛生対策及び畜産物の保管出荷等について、十分に留意すること。

(2) 家畜の衛生対策

ア 飼料の給与

- (ア) 冬季の飼料給与は、単一となりやすいので栄養のバランスに十分留意すること

と。

(イ) 冬季は、粗飼料が不足しやすいので十分に確保しておくこと。

(ウ) 凍結した飼料（青物）は、下痢や流産を起こしやすいから給与しないこと。

イ 敷わらの確保

不潔にすると趾間腐らん（またぐされ）のような病気になりやすいので、敷わらを十分与えて暖かく、清潔にできるよう敷わらの確保に努めること。

ウ 日光浴

極力日光浴、手入れに努めること。

エ 家畜の栄養

生後間もない家畜あるいは、発育中の家畜は栄養に特に気をつけること。この時期に発育が止まると、あとの回復が長くなる。

オ 出産

運動不足などから牛の難産・後産停滞の発生が考えられるので、留意のこと。

カ 適期種付け

冬季は、種付けの時期を逃しやすいから管理の徹底を期し適期種付けに努めること。

キ 病気の早期治療

病気と思われたときは、早期治療が重要であるから、家畜保健衛生所等と緊密な連携を保つこと。

(3) 家畜別対策

ア 和牛

繁殖牛については、牛舎の保温に努め流産、子牛の下痢発生予防に注意すること。

イ 養豚

豚舎の保温は十分行い、流産及び肥育効率の低下を防止すること。子豚については、赤外線ランプその他の保温設備をしてへい死等の防止を図ること。

ウ 養鶏

寒さによる産卵低下をふせぐため防寒対策を十分行うとともに鶏舎の換気にも十分留意し、疾病の予防に努めること。

(4) 牧草及び飼料作物対策

ア 融雪促進及びほ場の管理

焼モミガラ、木炭などを散布し融雪を促進するとともに融雪後は排水を早期に行い草勢を回復させるため早春の追肥を行うこと。

イ 草丈の伸びているものについては、12月上旬までに10cm程度に刈り取っておくこと。刈り取りに当たっては、低刈り及び高刈りはともによくない。

第3 風水害予防対策

1 農作物対策(夏季)

(1) 水稲

- ア 早期栽培の導入や、早・中・晩生品種の組合せにより危険分散を図る。また、出穂後の冠水では穂発芽性が被害程度と密接な関係があるので、穂発芽のしにくい品種を栽培する。
- イ 早期栽培稲で刈取期にあるものは早目に刈取る。
- ウ 風台風の場合、倒伏、乾燥防止のため深水に努める。
- エ けい畔を補強し、水路を清掃しておく。
- オ 既に刈り取って稲木掛けしているものは、倒伏しないよう補強する。
- カ 地干ししているものは、速やかに稲架掛か又は安全な場所に搬入し、穂発芽又は流失等が起こらないよう注意する。
- キ 流失しやすい場所に稲木掛けしているものは、安全な場所に移す。
- ク 栽培法では、窒素が効き過ぎないようにする。特に冠水害の起こりそうな時は、窒素追肥はしない。

(2) 豆類

- ア 排水溝は、整備しておく。
- イ 倒伏防止のため、中耕培土をしておく。

(3) 野菜

- ア 現在、本ぽに作付されているものは、早めに収穫するほか、植物体を保護するため、ネットで茎葉を押さえたり支柱等の補強を行う。きゅうり、えんどう等つる性のものは、支柱を倒して地面にはわせる。
- イ 育苗中のものは、苗床に寒冷しゃを覆って保護に努め、状況により定植時間を外したり、あるいは補植苗を準備するなど作付面積の確保に努める。
- ウ 直まきのものは、は種期や間引時間の繰り下げを行うほか、は種済みのものは株元への土寄せを行って被害の軽減に努める。
- エ 寒冷しゃ等利用の場合は、押さえを特に強化し、状況によっては除去収納する。
- オ ビニール等被覆資材の破損箇所の補修を行うとともに、被覆資材固定用の金具、ハウスバンド等の締め直し、補強を行う。また、ハウス骨材の補強を行う。
- カ 排水溝を整備する。特にハウス周囲は水量が多いので、ハウス内への水の浸入を防ぐため、排水溝にマルチを敷くなどしてスムーズな排水を図る。

(4) 果樹

- ア なし、もも、ぶどう等で収穫期にあるものは、事前にできるだけ収穫する。
- イ 主枝、亜主枝等主要な枝に支柱を立て、枝つり、誘引等を行い枝の動揺を防ぐ(不完全な支柱は、逆に被害を大きくすることがある。)
- ウ 果樹園の倒壊を防ぐため、支柱立て、控え線の増加等補強する。

(5) 花き

ア 排水溝を整備しておく。

イ ネット栽培のものにおいては、支柱の補強を行うとともにネットをしっかり張っておく。

ウ ハウス栽培においては、ハウスの補強を行う。

2 農作物対策(秋季)

(1) 水稲

夏季予防対策に準ずる。

(2) 豆類

ア 収穫期にある豆類は、早めに収穫する。

イ 排水溝を整備する。

(3) 野菜

ア きゅうりなど収穫期にある野菜類は、早めに収穫する。

イ これらの樹体保護のため、なす等については支柱の補強、きゅうり等つる性のものについては支柱を倒して地面にはわせ防風ネットを張る等の対策を講ずる。

ウ は種期にある野菜は、時期を遅らせ模様をみては種する。

エ だいこん等直まきのは、間引きを遅らせるとともに動揺を防ぐため土寄せを行う。

オ キャベツ、たまねぎ等の苗床は、強風雨が当たらないよう寒冷しゃを覆って防風措置を講ずる。

カ 排水溝を整備する。特にハウス周囲は、水量が多いのでハウス内への水の浸入を防ぐため、排水溝にマルチを敷くなどしてスムーズな排水を図る。

キ ハウスのビニール等被覆資材の破損箇所の補修を行うとともに、被覆資材固定用の金具、ハウスバンド等の締め直し、補強を行う。

また、ハウス骨材の補強を行う。

(4) 果樹

夏季予防対策に準ずるほか、くり、かき等で収穫期にある果樹は早目に収穫する。

果樹及び棚の損傷等を防止するため、支柱を立て棚を補強する。

(5) 花き

夏季予防対策に準ずる。

3 林業対策(水害)

(1) 治山

治山現場を点検して次の措置をする。

ア 築設中の構造物は、埋戻し、間詰等の補強対策を完全にして倒壊、亀裂等を防止する。

イ 床棚周辺、切取上部等に所在する立木、転石等の処理をするとともに、切取り、

盛土の法面を整理して崩壊を防止する。

ウ 器材、原材料を流失、埋没、破損、変質等のおそれのない場所に保管する。

(2) 林道

ア 側溝及び排水施設を整備し、排水をよくしておく。

イ 溪流や河川に散乱している根株、流木等を除去しておく。

ウ 洪水時に被災のおそれがある川沿いの土場、貯木場の木材は搬出するか又は安全な場所へ移しておく。

エ 工事中の林道は治山と同様の措置をする。

4 畜産対策

(1) 飼料の確保、保管

備蓄飼料については、飼料の品質低下を招かないよう保管方法及び保管場所に万全を期すこと。

(2) 畜舎等の補強

畜舎等の破損箇所、危険箇所を点検し、修理・補強をしておくこと。また、畜舎周辺の排水路を整備しておくこと。

(3) 畜産物の保管・出荷

生乳、鶏卵等畜産物の保管・出荷については、事前に災害時のとるべき措置を検討しておくこと。なお、生乳の保管は4度で48時間が限度であることから、隔日出荷のための保存場所を検討しておくこと。

(4) 家畜の退避

家畜の退避方法・退避場所等について事前に検討しておくこと。

(5) 停電時の処置

集乳場、育すう所等においては、停電の場合に備え自家発電機の整備等とるべき措置を検討しておくこと。

(6) 家畜の衛生対策

災害時には、炭そ、流行性感冒、豚丹毒、鶏ニューカッスル病などの家畜伝染病やその他の病気が発生しやすいので、家畜の健康観察を十分に行うなど日常の飼養管理の徹底を図ること。

(7) 家畜の防疫・緊急救護体制の整備

家畜保健衛生所を中心に家畜防疫及び緊急救護体制を整備するとともに、家畜診療所においては、災害時に備えた緊急医薬品等の確保を図ること。

第4 晩霜と低温障害予防対策

1 農作物対策

(1) 野菜類

ア 二重トンネル、こも、シルバービニール等の利用、ビニールマルチ等により夜間

温度を高めるとともに、日中は高温にならないよう注意する。

イ 定植を一時遅らすもの、苗の状態で遅らせないものや露地ものは、トンネル栽培に準じた措置により被害の軽減に努める。なお、定植は、とくに地温12℃以上になってからとし、定植後は地温を上げるようにする。

ウ ハウストンネルでは高温後の低温時にはアンモニア、亜硝酸ガスの発生することがある。また、ストーブや練炭などを持ち込むと一酸化炭素の害がでる。

エ 土壌水分を十分にもたせる。

オ 予備苗を危険がなくなるまで持つ。

(2) 果樹

ア 種類別凍霜害危険温度は次のとおりであるので、早目に燃焼資材などを準備して対策の徹底を期す。

果樹の霜害発生限界温度〔1967中川、角田〕

種類	生育ステージ	霜害発生限界温度(℃)
う め	満 開 期	-7 ~ -8
	幼 果 期	-3 ~ -4
も も	満 開 期	-2.5
日 本 な し	満 開 期	-1 ~ -1.5
	幼 果 期	-1 ~ -1.5
ぶ ど う	ほ う 芽 ・ 展 葉	-2.5 ~ -3
か き	ほ う 芽 期	-1.5 ~ -2

(注)百葉箱内温度であらわす。

イ 人工交配を実施して結実を確保する。

ウ 樹勢着果状況等を勘案のうえ、摘果は2～3回に分けて行う。

第5 干害予防対策計画

1 各区、農家組合及び農業水利組合は、かんがい期前に各農業用水利施設の点検を行い、機能低下のないことを確認し、漏水損失等のないよう水利施設の整備・補修を行い、水源より耕地に至るまでの水の損失を最小限に止める。特に、揚水機は、試運転を行い揚水量の可能性を点検する。

2 干害発生のおそれのある場合、その水利用を最も有効に使用する方法により、節水を行い干害の未然防止に万全を期する。なお、揚水機等の臨時的設置の応急対策の準備に着手する。

3 農作物については、次の措置をとる。

(1) 果樹、野菜等農作物全般に敷草を増施(10アール当たり1～2トン)して乾燥を防ぐ。

(2) 水源のあるところは水利権等について関係区と十分協議したうえ、ポンプ、樋等の使用により、極力用水の確保に努め、水が不足する場合は集中かん水することとし、特に穂ばらみ期の水稻は重点的にかん水する。

- (3) 野菜、果樹等施肥の必要な場合は、かん水をかねてうすい液肥にし、日中をさけて夕方施す。
- (4) 苗床の甘藍、白菜等は大苗にならぬよう節水覆で調節管理する。また、今後播種するものは、乾燥状態・かん水難易を考え状況により播種定植など遅らせる。なお、きゅうりなどの果菜類では、1日1株当たりの蒸散量は1～2リットルぐらいで水分が少ないと苦味の発生など品質低下をまねくためPF1.7～2.0に保つこと。
- (5) 栗、桃、梅等樹体に日焼けのおそれのある場合は、白塗剤を塗布する。
- (6) 干ばつ後、穂いもち病が発生するので、薬剤散布を励行する。

第9節 建築物防災計画

第1 計画の方針

災害による建築物の防災対策を実施し、市民の財産と建築物を利用する人々の安全の確保を図る。

1 建築物防災対策

(1) 建築物が備えるべき安全性としては、以下の性能の確保をめざす。

ア 構造耐力上の安全性

建築物が積雪、風圧、地震等により、崩壊・重大な変形をおこさないこと。

イ 防火性・耐火性

火災の発生に対し、その拡大を押さえ、人命等に被害を及ぼすことなく、また、崩壊・重大な変形をおこさないこと。

ウ 耐久性・耐候性

建築物が劣化、腐食等により、崩壊・重大な変形をおこさないこと。

エ 使用上の安全性・避難上の安全性

建築物の使用にあたり、平常時は転倒、衝突等の事故が発生しないようにすること。

火災時等には防火区画、避難階段等が有効に機能すること。

オ 良好な環境衛生条件の確保

健康に悪影響を与える衛生条件からの保護と、良好な屋内環境を確保すること。

(2) 建築物防災の基本的対策としては、次の三段階にわけて推進するものとする。

ア 適切な安全機能を備えた建築物の供給

建築基準法に適合させることは当然として、その建築物の使用目的、構造特性等による適切な防災計画を考慮した設計を行い、適正に工事を施工する。

イ 適切な維持保全の徹底

建築物の経年的機能低下や使われ方の変化により、安全性も低下するため、建築物の状態を一定以上の水準に保つための計画的な維持保全対策をとる。

ウ 既存建築物の防災性能向上

現行の基準制定以前に建築された建築物や、不十分な維持保全しかされていない建築物等は、十分な防災性能を備えていないものがあり、防災診断、耐震診断等を実施し、適切な改修を行う。

2 宅地防災対策

宅地造成に伴う宅地災害対策については、がけ崩れ、土砂の流出による災害などに対して安全な宅地が供給され、良好な環境の住宅地が造成されるよう宅地防災対策に努める。また、がけ地の崩壊等による危険が著しい住宅については移転等を推進する。

今後、大地震又は豪雨等により、宅地（擁壁・法面等を含む）が大規模かつ広範囲に被災した場合の二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、京都府等との連携により被災した宅地の危険度を判定することが重要であることから、被災した宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」の養成を図るとともに、京都府及び市町村で組織する京都府被災宅地危険度判定連絡協議会と連携し、実施体制等の整備を進める。

市は、判定主体として、危険度判定に必要な調査表、判定シート等を確保するなど資機材の整備、被災宅地危険度判定士受入れ体制を整備する。

第2 対象建築物と具体的対策

1 公共建築物

庁舎、学校等の公的建築物は、災害時における防災拠点や避難施設として使用されるため、重点的に以下の対策を推進する。

- (1) 新築時、増改築時における高い耐震性の確保、緻密な防災計画の策定
- (2) 維持保全計画の策定、定期的な調査・診断システムの確立
- (3) 既存建築物の耐震診断・耐震改修の計画的推進、防災診断・改修の促進

2 不特定多数の利用する特殊建築物

旅館、社会福祉施設等の不特定多数が使用する特殊建築物は、高い防災性能が必要であり、京都府と連携して以下の対策を講じる。

- (1) 設計時点における建築基準法等関係法令への適合、確実な工事監理による適正な施工、大規模な特殊建築物の防災計画策定の徹底
- (2) 建築基準法第12条に基づく定期報告制度の充実及び徹底した指導、計画的な防災査察の実施、必要な改修指導強化
- (3) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づく指導・助言、指示により耐震診断・改修を促進、普及啓発事業の推進、耐震改修促進法の認定制度を活用した耐震改修の誘導

3 住宅、その他の建築物

住宅や、不特定多数の利用する特殊建築物以外の建築物は、京都府と連携して建築防災に係る普及・啓発を進め、防災改修を誘導していく。

- (1) 市民に対する建築防災の普及・啓発推進
- (2) 建築相談、耐震相談窓口の設置
- (3) 耐震改修促進法による認定制度を活用し、融資等による耐震改修の誘導
- (4) 共同住宅等は、平成11年度から順次、建築基準法第12条の規定による定期報告を実施することとしており、所有者等に制度の周知を図るとともに、本制度の活用により、建築物の定期点検を促進し、必要な改修を指導する。

第3 宅地造成防災対策

宅地造成に伴うがけ崩れ、土砂の流出等による災害を防止するため、京都府との連携により都市計画法による開発許可制度等により必要な規制を行うとともに、宅地災害の防止のための技術的指導を行う。

その他一般対策として、年間の梅雨期及び台風期には京都府と連携して合同一斉パトロールを実施するとともに、別に宅地造成主及び工事施行者に対して、造成工事中における土砂の流出、がけ崩れの防止等に対処する防災応急工事施行に関して、シーズン前に留意事項を送付し、注意を喚起する。

第10節 文化財防災計画

第1 計画の方針

貴重な国民的財産である文化財を将来に伝えていくためには、不慮の災害を防止して、これを公共のために保存することが不可欠であるので、文化財に関する防災業務の実施にあたっては特に災害の予防に重点をおき、万一の災害の際には的確な対応ができるように消防用設備の設置等を推進し、文化の向上に資するものとする。

第2 文化財の保全・指導内容

1 建造物

防災施設設備の対象として、各種防災設備未設置文化財への設置指導を行う。併せて、既設の防災設備の日常的な点検及び不良箇所の修理等についても指導助言する。

国指定文化財の自動火災報知設備未設置建物については、早急に設置するよう所有者に指導し、総合的な防災設備の設置についても充実に向けて働きかける。

京都府指定・登録文化財の自動火災報知設備未設置建造物に対しては、設置義務のあるものへの設置を重点的に指導し、登録文化財に対しても指定建造物に準じて設置を働きかける。

市指定文化財については、国指定、京都府指定文化財に準じた働きかけを行う。

また、総合的な防災設備の設置についても、所有者等の意向を踏まえながら推進していく。

2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む）

収蔵庫及び保存庫は、鉄筋コンクリート造、耐震・耐火のものとし、その設置にあたっては当該社寺等の歴史的景観等を損なうことのないよう、外観、位置にも十分配慮する。

また、収蔵庫の設置が適当でないような事情がある場合には、建造物防災と同様に自動火災報知設備、消火設備、避雷針等の設備を設置する等状況に応じた措置を講じる。

なお、有形民俗文化財についても、上述したことに準じて実施する。

3 史跡、名勝、天然記念物、文化財環境保全地区

史跡、名勝、天然記念物、文化財環境保全地区の防災については、建造物防災に準じた対策を推進する。

4 重要伝統的建造物群保存地区

本市美山町の北集落については、今後とも総合的な防災設備の整備を充実する。

※資料編2－（4）文化財一覧

第3 文化財保護対策

市及び市教育委員会は、文化財の所有者に対し、次の事項について指導する。

- 1 文化財の所有者又は管理団体に対する防災の組織、災害時における防災の方法等文化財の防災措置
- 2 避雷針、自動火災報知設備、自動消火装置、水利施設等防災設備の整備
- 3 災害時における文化財の避難搬出について施設に応じた詳細な計画の作成
- 4 文化財防火デー等の行事に合わせた様々な実施訓練の計画
- 5 消防機関等の文化財の防火に関係のある機関との連絡、協力体制の確立
- 6 自衛消防隊の育成及び自主警備体制の強化並びに付近住民などによる自主防災組織の結成についての指導

第4 防災思想の普及

市及び市教育委員会は、防災思想の普及を図るため、次の事項を行う。

- 1 文化財に対する市民の防災思想と愛護精神の普及徹底を図るための広報活動
- 2 所有者に対する管理保護についての指導と助言

第11節 危険物等保安計画

第1 計画の方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物及び原子力以外の放射性物質等に起因するあらゆる災害について、これを未然に防止するための対策について定める。

第2 危険物の予防対策

消防法第2条第7項に規定する危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設（製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。以下「危険物製造所等」という。）は産業構造の急激な変化に伴い、その態様も複雑多岐にわたり、規制事務も困難をきわめている現状であり、京都中部広域消防組合が京都府消防安全課との連携により取り扱い事業所に対して次のような指導等を実施する。

1 危険物製造所等の整備改善及び保安

- (1) 危険物製造所等が消防法第10条第4項の規定による位置、構造及び設備の技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導監督する。
- (2) 危険物製造所等において行う危険物の貯蔵又は取扱いは、消防法第10条第3項に規定する技術上の基準に従って行うよう危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、危険物の取扱作業に関する保安のための講習を行い、危険物の貯蔵、取扱いについて安全指導を行う。
- (3) 立入検査を適時実施し、危険物製造所等の位置、構造及び設備が適正に維持されているか、危険物の貯蔵又は取扱いが適正に実施されているか、消火設備、警報設備、避難設備が緊急の際に使用できるか否かについて検査を行う等、現地において強力な行政指導を実施する。
- (4) 危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者に、危険物保安監督者又は危険物取扱者をして施設の定期点検、維持管理等を励行させるよう指導する。

2 危険物取扱者制度の効果的な運用

- (1) 危険物取扱者の資格を保有していない者に対し、適時講習を実施し、危険物の貯蔵、取扱いに関する知識及び技能を修得させるとともに、危険物取扱者の資格を取得するよう指導する。
- (2) 消防法第13条の23に基づく保安講習を行い、免状所有者に対し危険物取扱者としての責務を遂行させるよう指導する。

3 石油類屋外タンクの不等沈下対策

危険物とくに石油類屋外タンクの著しい不等沈下（タンクの最大沈下量をタンクの直径で除した数値が100分の1をこえるもの）による、タンクの破損を防止するとともに万一の油流出に備え必要な事項について指導する。

4 地震対策

屋外タンク及び地下タンクの設置についての地盤沈下状態の検討など、必要な事項について指導する。

※資料編2－(5) 市内危険物施設数一覧表

第3 火薬類及び高圧ガス対策

京都府消防安全課が京都中部広域消防組合消防本部との連携により、取り扱い事業所に対して次のような指導を実施する。

1 保安管理体制の確立

緊急事態発生時において保安上必要な措置が迅速かつ的確に実施できるように、事業所における経営者、法定責任者、従事者等の保安に係る職制、職務範囲等を明確にした自主的な保安管理体制の確立を図る。

また、関係保安団体における災害に関する情報の連絡体制や事業所相互の応援体制の整備を図る。

2 製造施設等の整備改善

製造施設、貯蔵所等の位置、構造及び設備が、火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定や基準に適合した状態の維持を図る。

3 地震等によるガス漏えい防止措置

高圧ガス製造施設等における塔槽類の倒壊等によるガスの漏えいを最小限度に止めるため、事業所においては、当該塔槽類を地震等の影響に対して安全な構造とし、一定規模以上の貯槽に取付けられた配管に緊急遮断装置を設けるなど、漏えい防止措置を講じる。

4 高圧ガス防災訓練の実施

高圧ガス災害事故を想定して、関係防災機関、関係保安団体等と合同で訓練や実技研修を実施し、関係事業所の保安要員の緊急措置等に関する実務の習熟や事業所における自主的な訓練の推進を図るとともに、関係防災機関相互及び事業所における自衛防災組織間の有機的な連携を確立する。

5 火災に対する予防

(1) 火薬類については、事業所において、延焼等による災害を防止するため、あらかじめ安全な一時保管場所を定めておくとともに、速やかに火薬庫、火薬類取扱所等から安全な場所に移動させる措置がとられる体制の確立を図る。

(2) 高圧ガスについては、事業所において、塔槽類及びその他の設備並びに容器等の過熱、破裂、爆発火災、延焼等を防止するため、水噴霧設備、散水設備、放水設備、消火設備その他の設備の整備を図る。

6 保安指導

(1) 対象事業所に対する保安検査、立入検査を定期的に又は随時実施し、関係法令に定め

られた技術基準を維持するよう指導するとともに、当該基準に適合していない事業所に対しては改善命令等必要な是正措置を行う。

- (2) 関係防災機関と定期的に協議を行い、保安指導方針の統一、情報の交換、相互協力その他の連絡調整を図り、必要に応じて大学教授等の学識経験者を交えた総合立入調査を実施するなど防災対策に努める。
- (3) 対象事業所における定期自主検査、日常点検及び教育訓練等の実施により、自主防災体制の確立を図る。

第4 毒物、劇物予防対策

青酸カリ、塩酸、硫酸等の毒物劇物は、毒物及び劇物取締法による登録を受けなければ製造、輸入又は販売はできない。

毒物劇物営業者（製造業等）及び届出を要する業務上取扱者（青酸カリ等を使用する電気メッキ業、金属熱処理業及び四アルキル鉛等を一定量以上運搬する運送業、及び砒素化合物を使用するしろあり防除業）は、取扱責任者を置き、貯蔵設備（容器）を備えるとともに、表示、流出防止等の措置を講ずることとなっている。

南丹保健所の毒物劇物監視員は、その取扱状況について保健衛生上の見地から随時報告を求め、立入検査を実施して指導取締を行っている。市は、必要に応じて、これに協力する。

1 予防対策

- (1) 毒物、劇物の取扱状況について、随時報告を求め、立入検査を実施して指導取締りを行う。
- (2) 災害時の流出、散逸等不測の事態に備えて次の事項を徹底する。

ア 表示による貯蔵場所の明示

イ 貯蔵設備、方法の確立

ウ 在庫数量の把握

エ 貯蔵場所の検討

2 対策の内容

貯蔵場所には「毒物及び劇物取締法」に定める「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字表示を行うよう指導し、貯蔵設備については業態及び状況に応じ、さらに堅固な設備を作るよう指導する。

災害発生時の流出、散逸等に備え、在庫数量を厳格に把握するよう指導する。

また、災害の発生しやすい貯蔵場所及び発生時の被害が他に波及拡大するおそれのある貯蔵施設は移転等、安全が確保されるよう指導する。

第5 原子力以外の放射性物質対策

- 1 原子力発電施設以外の放射性物質を取り扱う施設及び事業所においては、作業の安全

管理と安全衛生を確保させることにより、放射線障害事故防止を図るものとする。

- 2 1に掲げる事項及び周辺環境の汚染予防の徹底を期するため、関係防災機関による立入検査、一斉監督の強化を図る。

第12節 消防組織整備計画

第1 計画の方針

各種災害の予防及び防除に対処するため、京都中部広域消防組合との連携を図りつつ、本市における消防組織の充実、消防力の充実強化、消防団員の教養訓練の強化、消防意識の啓発及び関係市町相互の応援体制の整備等を図り、消防組織の万全を期する。

第2 消防組織の確立

青年層の都市等への人口流出、少子高齢社会の進行などに伴い、消防団員の確保が困難となりつつあるが、消防装備の近代化、機動化、水利施設の強化、団員の質的向上を図り、京都中部広域消防組合との連携を強化し、次のような対策を進める。

1 消防団の強化

- (1) 消防団員の教養訓練の強化、消防団員の資質向上
- (2) 消防団員の処遇改善
- (3) 女性、大学生消防団員の採用
- (4) 協力事業所表示制度導入の促進

2 消防計画の整備等

- (1) 消防計画の整備
- (2) 京都中部広域消防組合との連携強化
- (3) 自主防災組織の整備強化

※資料編2-(7) 消防団の設置等に関する条例及び消防団規則

第3 消防施設等の整備強化

国の示す「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」などに基づき、消防団の保有する機械器具の近代化、防火水槽、水道消火栓、消防井堰等の消防水利の設置を年次計画により整備強化する。

第4 消防意識の啓発

消防防災に関する各種行事を行い、さらに春秋2回の全国火災予防運動に際し、各種関係団体との連携により、市民に対する強力な火災予防意識の啓発を図る。

- 1 春季火災予防運動
- 2 秋季火災予防運動
- 3 住宅用火災警報器設置の啓発
- 4 消防大会、消防操法大会に参加し消防意識の啓発と消防士気を高める。
- 5 関係団体と協力して消防意識の啓発と火災予防の徹底を図る。

第5 相互応援協定

大災害発生に対して締結している相互応援協定は、第3章第6節第6のとおりである。

※資料編2－(6) 京都中部広域消防組合

第6 消防団員の教養訓練の促進

近年の消防の近代化、科学化に伴い、これに対応する消防人づくりが求められており、関係機関と連携して次の教養訓練に重点を置いて実施する。

- 1 消防団員に対する予防及び警防指導員教育
- 2 消防団員の幹部教育

第7 防火管理者の育成・指導

消防法第8条に規定する防火対象物には必ず防火管理者を選任させ、さらに当該防火管理者に対し、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、火気の取扱いについて京都中部広域消防組合と連携して指導する。

第8 南丹市の消防計画

1 方針

消防はその施設及び人員を活用して市民の生命、身体及び財産を火災から保護する消防活動だけに止まらず、火災予防及び火災以外の災害を防除し、これらの災害に因る被害すなわち地震、風水害、山くずれ、地すべり等あらゆる災害を考慮し、効果的な消防計画の樹立を図るものとする。

2 消防計画の作成

市長は1の方針により火災防ぎょ計画を中核として、これに火災の予防に関する事項及び火災以外の災害の防除、被害の軽減に関する事項、救急業務に関する事項等を含めた消防全体に関する消防計画を作成しておく。

3 消防活動

消防は2による消防計画の定めるところにより、統制ある活動を行う。特に各活動においては、次の事項を基準として細部の対策を樹立して活動する。

(1) 出動対策

- ア 消防機関の招集計画の樹立により、招集部隊編成及び任務分担等の対策を図る。
- イ 消防機関が有線電話等により災害を覚知したときの出動車両、機械器具等の輸送の万全を期する。

(2) 消防（火災防ぎょ）計画

本市の消防計画は、次のような対策によることを基本とするものとする。

- ア 火災警報発表時の対策

消防法第22条による火災警報発表時における火災事象は一般の防ぎよ対策では万全を期せられないので、部隊の増強及び風位風速、重要度に応じた進入部所を考慮し、一般防ぎよ対策を基礎として、いかなる火災の事象にも対応できる対策とする。

イ 大規模火災時の応援部隊の誘導対策

気象その他の事象により火災が延焼拡大して大火となり、現有の部隊で延焼阻止の見込みが立たない場合における所要の誘導対策とする。

ウ 危険区域の防ぎよ対策

木造建築物が密集し、加えて火災発見が困難である地域、地形的に消防活動に不利な地域、建築物の密度に比して水利施設の悪い地域、危険物貯蔵所や取扱所が存在し、火災発生の場合、延焼拡大のおそれのある地域の危険区域における対策とする。

エ 特殊建築物の防ぎよ対策

官公署、学校、病院、旅館等の特殊建築物は、火災発生の場合、延焼拡大、人命に対する危険性等のある建物であるので、特殊な防ぎよ対策とする。

オ 危険物等の防ぎよ対策

爆発、引火、発火、その他の性状から火災発生の場合、拡大危険の大きい危険物、指定可燃物等を貯蔵する建物又は場所に対しては、これに対応することができる特殊な対策とする。

カ 台風時の防ぎよ対策

台風時における火災事象は、一般の防ぎよ対策では万全を期せられないので、部隊の増強、風速程度、重要度に応じた進入部所を考慮して、火災警報発表時の対策を基礎として、特殊な防ぎよ対策とする。

キ 山林（野）の防ぎよ対策

建物関係の防ぎよ対策と異なり、民間団体等を含めた部隊の編成、出動、防ぎよ及び必要資材等の運搬補給についての対策とする。

ク 飛火警戒の対策

飛火によって、第2、第3次の火災が続発して大火になるおそれがある場合を考慮し、いずれに火災が発生しても警戒配置につくことができる対策とする。

ケ 消防水利の対策

地域ごとに水道給水系統、配管、口径、給水能力、水圧等を考慮し、消火栓使用可能部隊数を定め、到着順に応じて消火栓と自然水利部隊とに区別した水利統制対策とする。

4 水防活動

洪水等による災害を警戒防ぎよし、これによる被害を軽減するための活動として、この組織活動方法等については、第3章第7節「水防計画」に定めるところにより活動す

る。

5 その他の消防活動

(1) 地震による災害時の活動

火災発生の場合は、前述の火災防ぎょ活動により対処するが、予防対策としては市民に対して火気を始末するよう、あらゆる広報手段を利用して周知徹底を図る。

なお、地震の場合は、道路の状況により消防部隊の出動に支障をきたす場合が予想されるので、道路の通行確保の対策を特に考慮する。

(2) 山くずれ、地すべり等の活動

この場合の災害は、異常気象、その他により発生を予想される場合、危険区域の調査、警戒、防ぎょ、避難等の対策をたてて活動する。

(3) 救護活動

災害時、突発的大事故時を考慮して、救護隊の編成、車輛の借上転用、救護活動計画等を樹立して、救護業務の実施に努める。

第13節 鉄道施設防災計画

第1 計画の方針

西日本旅客鉄道株式会社は、列車運転の安全確保を確立するために必要な線路諸設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査して異常時においても常に健全な状態を保持できるように諸施設の整備を行うとともに、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておく。

第2 西日本旅客鉄道株式会社の計画

防災施設の維持、改良はおおむね次の事項について計画する。

- 1 橋りょうの維持、補修及び改良強化
- 2 河川改修に伴う橋りょう改良
- 3 のり面、土留の維持、補修及び改良強化
- 4 トンネルの維持、補修及び改良強化
- 5 鉄道林（防備林）の造成及び落石防止設備の強化
- 6 建物等の維持、修繕
- 7 通信設備の維持、補修
- 8 空頭不足による橋けた衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進
- 9 電線路支持物等の維持補修及び改良強化
- 10 危険及び不良箇所(point)の点検整備
- 11 落石、倒木警報装置の点検整備
- 12 路線周辺(周辺)の環境条件の変化による災害予防の強化
- 13 その他防災上必要なもの

第14節 通信放送施設防災計画

第1 計画の方針

通信施設については、電気通信設備の災害による故障発生を未然に防止し、また災害による障害が発生した場合において、電気通信設備又は回線の復旧を迅速かつ的確に行うとともに、孤立防止対策用衛星電話の回線を整備して、遠隔地の通信途絶の防止化等通信サービスの確保を図るため、一般通信施設予防計画及び「災害用伝言ダイヤル171」並びに「災害用伝言板サービス」の運用計画について定める。

放送施設については、非常災害が発生し又は発生するおそれがある場合における放送電波の確保、施設の防護復旧のため、遅滞なく適切なる処置を講じよう、各設備ごとに予防措置の万全を期するものとする。

第2 通信施設の防災計画

1 電気通信設備等の防災計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画に従って、万全を期している。

- (1) 大雨、洪水等のおそれがある地域の電気通信設備等について、極力、防水構造化を行う。
- (2) 暴風、大雪のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。
- (3) 主要な電気通信設備が設置されている営業所建物について、耐震、耐火構造化を行う。
- (4) 主要な電気通信設備について、予備電源設備を設置する。

2 伝送路の整備計画

局地的災害による回線の被害を分散するため、次のように実施し、又は計画する。

- (1) 主要都市間に多ルート伝送路を整備する。
- (2) 主要区間の伝送路について、有線及び無線による2ルート化を実施する。

3 回線の非常措置計画

災害が発生した場合において、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ次の措置計画を定め、万全を期すものとする。

- (1) 回線の切替措置方法
- (2) 可搬無線機、工事用車両無線機等及び予備電源車の運用方法

4 孤立防止対策計画

災害の発生で、遠隔地等との通信途絶による孤立化を防止するため孤立防止無線回線の更新を図る。

- (1) 孤立防止対策用衛星電話機の整備充実

(2) 移動無線網の拡充整備

ア 小型無線電話機の増備

イ 可搬型無線機の増備

5 「災害用伝言ダイヤル171」運用計画

災害時において電話がつながりにくい状況下での有効な情報伝達手段として導入する「災害用伝言ダイヤル171」は、「171」をダイヤル後、利用ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行うことにより安否情報伝達等を行うものであり、以下の方針で運用する。

(1) 被災地住民の情報伝達ニーズを最優先とする。

(2) 伝言登録が可能な電話番号エリアは、被災地を中心とした都道府県単位とする。

(3) 家族による安否確認が一段落後、被災地外から利用（登録）を可能とする。

6 「災害用伝言板サービス」運用計画

「災害用伝言板サービス」は、携帯電話、PHS及びパソコンから開設された災害用伝言板にメッセージを登録・確認することにより安否情報伝達等を行うものであり、以下の方針で運用する。

(1) 被災地住民の連絡手段として活用する。

(2) メッセージ登録が可能な地域は、災害が発生した地域及びその周辺とする。

(3) 災害用伝言板を開設した電気通信事業者以外の携帯電話及びパソコンからの安否確認を可能とする。

第3 放送施設の防災計画

平常から次について準備しておく。

1 別に定める放送施設、局舎防災設備基準に基づく措置

2 消耗品、機材等の一定量常備（特に浸水に対する防護対策資材の準備その他恒常的に災害を受ける地区への応急機材の配備）

3 無線中継状態の把握

4 移動無線機等の伝ぱん試験

5 交通路の調査

6 非常持出機器、書類の指定

7 仮演奏所及び仮設送信所用場所の調査選定

8 電力会社、警察、国土交通省等の利用しうる通信回路の調査

9 その他必要と認められる事項

第15節 電気施設防災計画

第1 計画の方針

電気施設の防災については、平常から保安の規定類を始め関係諸規程等に基づき施設の管理、維持改良を行い、また計画的に巡視点検及び測定等を実施している。

発雷、大雨又は降雪時等により電気施設に被害のおそれがある場合には、気象情報に留意し、電力供給に支障を及ぼさないよう措置する。台風、暴風雨等により災害の発生が予想される場合は、関西電力株式会社京都支店防災計画に基づき非常災害対策本部を設置し、各担当部門ごとに重点的に巡視点検を行い、災害発生を防止するとともに、災害発生時の応急復旧に必要な態勢を整える。

設備の被害を軽減し、安定した供給電力の確保を図るため、台風、洪水、雷、雪害等別に災害予防の計画をたて実施する。

第2 電気施設防災計画の内容

1 台風、洪水対策

(1) 変電設備

洪水又は低地浸水災害予知箇所の本館、屋外設備の防護措置の実施と排水装置の点検整備。風による飛来物防護措置

(2) 送電設備

電線路の基礎付近の点検が要注意箇所の設備強化

(3) 配電設備

風圧による荷重を考慮した支持物の選定

(4) 通信設備

通信ケーブル回線の2ルート化の強化整備

2 雷害対策

(1) 変電設備

架空地線及び避雷器の適正配置

(2) 送電設備

架空送電線の鉄塔に落雷時、電流をスムーズに大地に流すため、接地抵抗の低減措置の実施及び避雷器の取付地中送電線路については、必要に応じて架空地中併用線路の接続点に避雷器を設置

(3) 配電設備

電線路の重要箇所における避雷器の設置

(4) 通信設備

重要通信回線の電源装置に対する、雷害被災防止施行の維持継続

3 雪害対策

(1) 変電設備

積雪特性の把握、地表変化の監視

(2) 送電設備

電線路の重要箇所から重点的に対策を推進

(3) 配電設備

多積雪地区において積雪の荷重を考慮した支持物の選定

(4) 通信設備

予備電源の整備を維持継続

4 地震対策

(1) 変電設備

水力発電設備に準じた設計等で行う。

(2) 送電設備

支持物、基礎地盤の地崩れ等の調査を行い異常箇所があれば設備強化を図る。

地中線については、管路及び入孔を耐震設計とする他、応急復旧ケーブルを備付ける。

(3) 配電設備

地震による荷重を考慮した支持物の選定

(4) 通信設備

マイクロ回線用反射板、空中線、鉄塔の巡視点検の維持継続

通信機器に対する倒壊防止対策の維持継続

5 漏電出火対策

樹木接触等による漏電防止

引込巡視、顧客の電気設備定期調査の計画実施、顧客の不良電気設備の改修促進

第16節 資材器材等整備計画

第1 計画の方針

災害時における応急対策を円滑に実施するために必要な資材器材を平常時から十分検討整備し、各資材器材の機能を有効に発揮できるようにする。

必要物資の確保は、原則として調達によることとし、流通在庫方式で調達が困難なもの及び災害発生当初、緊急に必要なものは備蓄によることとする。

第2 応急復旧資材確保計画

1 災害対策本部活動に必要な備蓄資材器材

各機関の災害対策本部を設置した場合の活動に必要な資材、器材については、有事に際しその機能を有効適切に発揮できるよう、常時これを点検整備するものとする。

2 水防用施設資材器材

水防管理団体は、次により施設及び資材器材を備え付けるように努めるものとする。
(現状の水防倉庫及び資器材の備蓄状況は、第3章第7節参照)

※資料編3－(21) 水防倉庫及び資材器材

(1) 水防倉庫

ア 水防用資材及び器材を備蓄するもので、担当堤防延長1kmから2kmまで1箇所とする

イ 大きさは33㎡以上とする。

ウ 設置箇所は、水防活動に便利な所を選び、適切な場所のないときは堤防内、法肩その他支障のない箇所に設置する。

(2) 水防用資材器材

ア 資材中腐敗、損傷の恐れのあるものは、水防に支障ない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。

イ 土のう袋、ブルーシート等は、最悪の場合を予想してあらかじめ収集の方法を検討しておく。

ウ 資材、器材を減損したときは、直ちに補充する。

※資料編2－(8) 応急復旧資材確保計画

第3 食料及び生活必需品の確保計画

1 物資の備蓄

(1) 市民に対し非常時の食料や日用品等の非常持出品の備蓄に努めるよう広報啓発する。

(2) 備蓄倉庫を設け、災害発生当初、緊急に必要な乾パン等の応急食料や被服、寝具等の生活必需品を備蓄する。また、避難所に必要な物資を提供できるよう、避難所

の数や位置を考慮して物資の分散備蓄に努める。

(3) 南丹市人口の10%に相当する10,500食の備蓄食料品を、年次計画の中で確保するよう努める。

(4) 地元商店やスーパーマーケット、コンビニエンスストアと、災害時の食料調達に関する協定を事前に締結し、「流通食糧備蓄」に努める。

※資料編2－(9) 防災資機材・救急救援保有(備蓄)状況

2 米穀等食料の確保

(1) 米穀の取扱いについて、所定の手続により近畿農政局と協議の上、政府が不測の事態に備えて保管している政府備蓄米及び米穀販売事業者の流通在庫により米穀を確保する。

(2) 災害の発生が予想される場合には、市内の米穀小売業者の手持状況を把握するとともに、必要に応じとう精を依頼し、精米の確保に努める。

(3) 京都府南丹広域振興局長及び卸売業者(支店等)等と密接な連絡を取り、精米及び米穀以外の食料の確保に努める。

3 物資の調達体制の整備

市内及び近隣市町の区域内の主要業者の物資調達可能数量を把握するとともに、調達に関する協定を締結するなど、緊急時に円滑に調達できる体制を確立する。

※資料編2－(10) 物資集配地の整備 別表第1 災害救助法非適用の場合の精米調達ルート

※資料編2－(10) 物資集配地の整備 別表第2 災害救助法適用時の精米緊急引渡ルート

※資料編2－(10) 物資集配地の整備 別表第3 食料品の調達等系統

※資料編2－(10) 物資集配地の整備 別表第4 生活必需品の調達系統

第4 物資集配地の整備

救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等のために、物資の備蓄場所、避難場所の位置並びに京都府及び近隣市町等からの物資受入れ輸送経路を考慮し、集配場所を第3章第9節第16のように定める。

※資料編3－(30) 物資の集積場所

第17節 防災知識普及計画

第1 計画の方針

市職員及び消防機関等関係者に対して専門的教養訓練等を実施し、防災知識の向上を図るとともに、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、あらゆる機会をとらえて個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う府民運動を展開し、地域防災力の向上に取り組んでいくよう、常に防災意識の高揚に努めるよう計画する。

その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

また、防災知識の普及、意識の高揚にあたっては、より広い層への拡大に努めるとともに、正しい知識をわかりやすく提供できるよう、優良なコンテンツのメニューの充実に努めるものとする。

第2 職員に対する防災研修

1 市地域防災計画の周知徹底

市地域防災計画が的確有効に活用されるようにその内容、運用等を周知徹底するよう努める。

2 研修会等の実施

職員に対する研修会、講習会、施設見学会等を随時実施し、関係法令の周知徹底に努めるとともに、防災訓練とあわせて検討会を開催し、災害時における任務分担等について自覚と認識を深める。

第3 市民（個人、家庭、地域、企業、団体）等に対する普及内容

次のような内容の普及を図る。

1 市地域防災計画の周知

市地域防災計画に定められているなかで、特に市民に注意を喚起する必要がある事項を周知徹底させる。

2 ハザードマップ（防災マップ）を利活用した防災知識の啓発

自宅周辺や避難地、避難所への避難途上にどのような危険があるのかを認識させて、各自がより安全な避難経路を決めておくよう周知し、災害時の避難行動を円滑なものとする。

3 過去に市内で発生した災害の紹介

過去に発生した大災害について、その時の実状と対策をとりあげこれを紹介し、再び同じ災害を繰返さないように市民に再認識させる。

4 災害時における市民の心構え

風水害、地震、大火など災害の種別ごとに災害の特徴をとらえ、避難場所及び避難経路、携帯品、災害危険箇所等市民が知っておくべき心得及び注意事項等を普及する。

5 普及の内容

- (1) 災害に関する一般的知識
- (2) 日常普段の減災に向けた取組み
 - ア 住宅、屋内の整理点検
 - イ 火災の防止
 - ウ 非常食料、非常持出品の準備
 - エ 避難地、避難場所、避難路等の確認
 - オ 災害危険箇所の把握
 - カ 応急救護
 - キ 物資の備蓄、耐震補強等安全への投資

6 災害発生時における的確な行動

- (1) 場所別、状況別
- (2) 出火防止及び初期消火
- (3) 避難の心得
- (4) 「N T T災害用伝言ダイヤル171」、「災害用伝言板サービス」など安否情報伝達手段の確保

7 バリアフリー化

視聴覚障害者や高齢者を勘案し、防災教育におけるバリアフリー化を進める。

第4 市民への普及の方法

- 1 南丹市八木防災センター、南丹市日吉防災センターを防災知識の普及や防災集会等に有効に活用する。
- 2 市広報、ポスター、パンフレット、チラシ、回覧板、ビデオ、ホームページ等を利用し、機会あるごとに防災に関する記事を記載して普及広報に努める。
- 3 京都中部広域消防組合と協力し、気象、防火及び災害時の救助活動等の映画、スライド等を活用し、巡回あるいは講習会等で普及する。
- 4 ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関に、災害予防に関し特に必要な事項等については各種資料を提供し、普及について協力を依頼する。
- 5 異常気象時等には随時防災行政無線やC A T Vの利用、広報車等による巡回を行い、防災知識の普及を図る。
- 6 防災の日（防災週間）、防災とボランティアの日（防災とボランティアの週間）、火災予防運動、水防月間、土砂災害防止月間等各種防災強調運動を機として防災の知識普及に努める。
- 7 次のような社会教育等を通じて普及する。

- (1) 社会教育施設における学級・講座等を通じての普及
- (2) P T A、青少年団体、女性団体等の社会教育関係団体の会合、各種講演会及び集会等を通じての普及
- (3) その他の関係団体の諸活動を通じての普及

第5 学校等における防災教育

各学校等においては、災害・防災に関する指導を教育課程等の中に位置づけ、家庭や地域社会と密接な連携教育を図りつつ、防災上必要な安全教育や自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うため、次のように防災教育を推進する。

1 児童生徒等に対する教育

災害時における児童生徒等の安全の確保及び防災対応能力育成のため、教科、道徳、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等の教育活動全体を通じて、災害の基礎的な知識、発災時の緊急行動、応急手当等の指導を行うとともにボランティア精神を培うための教育を推進する。

2 教職員に対する教育

教職員の防災対応能力を高めるため、研修会等を通じ、災害、防災に関する専門的知識のかん養及び応急処置等の技能の向上を図る。

3 防災教育の主な内容

- (1) 風水害の基礎的な知識
- (2) 災害時の行動
- (3) 応急看護
- (4) 消火器等の使い方
- (5) 避難所の位置、名称
- (6) 通学路周辺の安全
- (7) ボランティアとボランティア活動
- (8) 緊急時の連絡方法と連絡先

第18節 防災訓練・調査計画

第1 計画の方針

防災体制の整備に必要な防災訓練の実施及び災害時の危険が予想される箇所の事前調査の実施等について必要な事項を定める。

第2 防災訓練

市地域防災計画及びハザードマップ（防災マップ）が災害時に十分活用され的確に遂行できるように京都府、隣接市町、その他の関係機関と協力して、防災訓練を実施し関係機関との有機的な連携、職員の実践的実務の習熟及び防災思想の普及等により応急対策にあたる体制を強化するとともに、市民、自主防災組織、民間企業及びボランティアの防災に関する関心を高める。

その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 総合防災訓練

広域的災害を想定し、各関係機関が参加しておおむね次により、原則として2年に1回実施する。

(1) 訓練計画

総合訓練は、参加機関が協議し、訓練計画を策定して実施する。

(2) 訓練の時期

防災週間又は災害の発生が予想される時期前

(3) 訓練項目

ア 現実に即した可能な範囲で実施するものとし、参加各機関の消防、水防、救助、救護、救護動員、通信連絡等の訓練を総合して実施する。

イ 訓練の円滑化を図るため、参加各機関で構成する訓練推進本部を設けるとともに気象、雨量状況等を設定する。

ウ その他細部については、協議のうえ決定する。

(4) 訓練の場所

訓練効果のある適当な場所又は地域

2 地域別訓練

支所別、自主防災組織、地区別等の単位、又は必要により連合して行う訓練で、地域の災害の状況を想定し、消防、水防、救助、救護、動員、通信連絡等の訓練を随時実施するものとする。その際、訓練には極力市民が多数参加するよう配慮する。また、各自主防災組織においては、訓練計画を策定しておくものとする。

3 図上訓練

市域の実情に合致した水防、救助等災害対策の活動について関係機関が協議し、必要

に応じて図上訓練を実施するものとする。

4 各機関別訓練

防災関係機関は、それぞれの所掌事務に応じ、主として職員の防災事務の習熟のための訓練を計画し、少なくとも年1回これを実施するものとする。

5 実践的な防災訓練の実施

毎年定期的に行われている通常の防災訓練に加えて、訓練される側が事前にシナリオを知らされないまま行う形式の図上訓練や災害の発生が想定される現地での実践的訓練等の導入を図る。

6 訓練終了後の事後評価等

訓練終了後は、参加各機関の事後評価及びそれに基づく体制の改善のための会議を招集する。

第3 防災調査

市域内の河川、ため池、山くずれ及び宅地造成地などで災害発生時に危険が予想される箇所を事前に調査し、あるいは地震災害の被害想定規模等を科学的な立場から調査を行い、防災体制の整備強化を図る。

1 防災パトロール

市長が実施責任者となり、市並びに京都府の防災担当責任者及び消防、警察、自衛隊等の災害対策関係者が共同して、災害時に危険が予想される箇所を調査し、それぞれ問題を想定してその対策を検討し、必要な指示、指導を行うものとする。

実施計画は、市が行い、関係機関の協力を求める。

2 被害想定規模の調査

風水害、地震等の被害要因を検討し、被害を想定してこれらに対する予防、応急及び復旧の諸対策をまとめる。

3 調査結果の周知

1及び2の調査結果を整理して、関係者に周知徹底を図る。

4 事前措置の対象となる設備又は物件

防災パトロール等により、災害が発生した場合に事前措置の対象になると予想できるものについては、その占有者、所有者又は管理者等に対し予告などにより、事前に指導を行うものとする。

※資料編2-(11) 防災調査 別記様式

第19節 自主防災組織整備計画

第1 計画の方針

市民の隣保共同の精神に基づく防災組織の整備充実は、防災意識の高揚及び災害時における人命の安全確保を図るうえで重要なことであるので、これの育成強化について次の事項を基本として必要な事項を定める。(災害対策基本法第5条第2項、第7条)

なお、その際、女性の参加の促進、地域の消防団、事業所等により組織されている自衛消防組織等、防災関係機関との連携に努めるものとする。

1 自主防災組織の具体的活動

自主防災組織は、防災関係機関と協力し、次の事項を実施する。

平常時には、防災知識の普及・啓発、地域の災害危険箇所の把握、防災訓練の実施、火気使用設備器具等の点検、防災資機材の備蓄と整備点検等の活動を実施する。

災害発生時には、災害情報の収集、住民への迅速な情報伝達及び安否の確認、出火防止と初期消火、避難誘導、避難所開設・運営、被災住民の救出・救護、給食・給水等の活動を実施する。

2 住民組織の必要性の啓発と指導

自主防災組織の設置を促進するため、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的かつ計画的な広報を行い、防災に関する意識の高揚を図り、災害予防と応急救助活動が能率的に処理されるよう、十分な理解と協力を求め、これら組織の整備拡充を図るものとする。

3 事業所等における自主防災体制の整備

事業所等は、災害時に果たすことができる役割（従業員及び顧客の安全、事業継続の維持、地域住民との連携）を十分に認識し、各事業所等において防災体制の整備、防災訓練の実施、災害時行動マニュアルの作成、事業継続計画の策定などの防災活動の推進に努めるものとする。

第2 地域における自主防災組織整備の計画

1 具体的な方針

(1) 市民の防災意識の高揚

市民に対する防災意識の普及を図るため、第17節「防災知識普及計画」、第18節「防災訓練・調査計画」とともに、自主防災組織整備にむけてのパンフレット、ポスターの作成及び座談会、講演会などの開催に積極的に取り組む。

(2) 自主防災組織の単位

市民が自主的な防災活動を行ううえで、地域の実情に応じた適切な規模を単位として、組織の設置を図る。

ア 市民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域

イ 市民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域

(3) 市の指導、助言等

市民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくため、市において自主防災計画の作成、自主防災組織の運営、自主防災組織のリーダー研修、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言、支援等を行う。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

(4) 自主防災組織の内容

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織において規約及び活動計画を定めておく。

ア 規約

(ア) 役員

- a 防災責任者及びその任務
- b 班長及びその任務

(イ) 会議

- a 総会
- b 役員会
- c 班長会等

(ウ) 活動内容例

	平常時の活動	災害発生時の活動
情報班	情報収集訓練、情報伝達訓練 通信機器の習熟	災害情報の収集、伝達及び広報
消火班	消火訓練、消火用資機材の使用 方法及び消火技術の習熟	出火防止、消火活動
救出救護班	救出用資機材の習熟 応急手当の方法、救護所への連絡 方法、搬送の方法等について習得	負傷者、寝たきり老人等の救出 救護活動
避難誘導班	避難要領の習熟、避難場所まで迅速 かつ安全に避難できるようにする、 避難場所の確認 班員の避難時携行品をチェック	市民の避難誘導活動
給食給水班	炊き出し、ろ水器の使用等限られた 資機材を有効に活用して食料や水を 確保する方法、技術に習熟する	水・食料の配分、炊き出し等の 給食、給水活動

イ 防災計画の策定

災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるよう、あらかじめ防災計画を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。

- (ア) 地域住民は、その周辺及び危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握するとともに対策を講じておくこと。
- (イ) 地域住民は、それぞれの能力にふさわしい任務を分担すること。
- (ウ) 自主防災訓練ができるよう、その時期、内容等についてもあらかじめ計画をた

てて、かつ市が行う訓練にも積極的に参加すること。

- (エ) 防災機関、本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。
- (オ) 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知の徹底、点検整備を行うこと。
- (カ) 避難場所、避難道路、避難の伝達、誘導方法、避難時の携行物資を検討しておくこと。
- (キ) 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設を検討しておくこと。
- (ク) 独居の高齢者、障害者等の災害時要援護者の把握と避難時の援助者を明確にすること。
- (ケ) 災害後の地域住民の安否、入院先、疎開先等の情報把握と市への情報提供を行うこと。
- (コ) 災害後の避難所の運営への参加を行うこと。
- (サ) その他自主的な防災に関すること。

第3 事業所等における取組

大地震等が発生した場合、中高層建築物、学校、病院等多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物等を製造若しくは保管する施設、多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害発生が予想されるのでこれらの被害の防止と軽減を図るため、施設の管理者は、自衛消防組織等を編成し、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を作成するとともに、防災体制の整備、防災訓練を定期的実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

1 対象施設

- (1) 中高層建築物、学校、旅館、病院、大規模店等多数の者が利用又は出入りする施設
- (2) 危険物、高圧ガス等を製造、保管及び取り扱う施設
- (3) 多人数が従事する工場、事務所等で、自主的に防災組織を設け災害防止にあたることが効果的であると認められる施設
- (4) 複合用途施設、利用（入居）事業所が共同である場合
- (5) 自衛消防組織等の取組が事業者や地域の防災に貢献するものと考えられる施設

2 組織活動要領

- (1) 対象施設を管理する権原を有する者は、事業所の規模、形態により、自衛消防組織等を置き、消防計画等を作成する。

ア 役員

- (ア) 統括管理者及びその任務
- (イ) 班長及びその任務

イ 会議

- (ア) 総会
- (イ) 役員会
- (ウ) 班長会等

(2) 消防計画等

災害を予防し、又は災害による被害を軽減するため、効果的な活動ができるよう、あらかじめ消防計画や災害時行動マニュアル等を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。

- ア 事業所の職員にそれぞれ任務を分担させること。
- イ 自主的に防災訓練ができるようその時期、内容等について、あらかじめ計画をたて、かつ市、消防機関等が行う訓練にも積極的に参加すること。
- ウ 消防機関、本部、各事業所ごとの体系的な連絡方法、情報交換等を行うこと。
- エ 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること。
- オ 負傷者の救出、搬送の方法、救護班に関すること。
- カ 避難場所、避難経路、避難の伝達方法、避難時の非常持出し等に関すること。
- キ 地域住民との協力に関すること。
- ク その他防災に関すること。

3 企業防災の促進

企業については、災害時における企業に求められる役割（従業員・顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）は非常に重要であること及び事業中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守る必要があることから、2とともに、次のような対策に努めるものとする。

- (1) 各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定等を実施するなどの防災活動の推進に努める。
- (2) このため、市、京都府、国は、企業のトップから一般職員に至る防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、市及び京都府は、企業を地域コミュニティとしてとらえ、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

第20節 社会福祉施設防災計画

第1 計画の方針

災害時要援護者が利用する社会福祉施設は、災害時においても特に施設の被害を最小限にとどめ、主として利用者・来訪者の安全確保が重要であり、各施設の管理者・事業者と連携・協力して予防対策を推進する。

第2 予防対策

社会福祉施設は、非常災害時において入所者の安全を確保するため、非常災害対策計画を策定し、防火管理者を設け、所轄消防署の指導のもとに防火管理及び施設入所者の火災等予防指導にあたり、消防計画を策定し所轄消防署に届け出を行っている。

さらに、各施設の入所者は、災害時の行動等が不自由であることから、次の対策を講じるよう指導し、災害時の減災に努める。

1 防災設備等の整備

- (1) 老朽程度が著しい社会福祉施設については、耐震・耐火構造による改築等施設の整備を行う。
- (2) 消防法等により整備を必要とする防災施設等(消火設備、警報設備、避難設備等)の整備を図る。
- (3) 水道、ガス等の供給停止に備えた非常食料等の備蓄を行う。

2 防災体制の整備

- (1) 職員及び入所者に対し、避難経路を周知徹底し、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にして自主防災管理体制の整備に努める。特に夜間は悪条件が重なることから、消防機関への通報体制や避難誘導體制等を十分検討しておく。
- (2) 必要に応じて地域住民の協力が得られるよう、所在地域の自主防災組織との協力体制を確立しておく。
- (3) 有事の際における入所者の避難場所、収容施設等の確保、関係機関等との情報交換、連絡協議に努める。

3 防災教育、防災訓練の実施

- (1) 施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解を得られるよう、定期的に防災教育を実施する。
- (2) 施設の構造や入所者の判断能力、行動能力の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するとともに、地域の協力が得られるよう所在の自主防災組織と協力した訓練を実施する。

第2 1節 交通対策及び輸送計画

第1 計画の方針

災害時における交通の混乱の防止及び緊急輸送道路の確保並びに円滑な輸送を実施するために必要な事項を定める。

第2 緊急輸送道路の確保

災害が発生した場合に、緊急輸送路として確保すべき道路は、次のとおりとする。

1 広域間の緊急輸送道路となる路線

京都縦貫自動車道、国道9号、国道162号、国道372号、主要地方道綾部宮島線、主要地方道園部平屋線、主要地方道亀岡園部線、主要地方道日吉美山線、府道園部停車場線（京都府地域防災計画、震災対策編で第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路として位置づけられている路線を抽出）

2 市内の防災基幹施設間を結ぶ路線

広域間の緊急輸送道路と、南丹市役所（本庁）、八木支所、日吉支所、美山支所、物資の集積場所（第3章第9節第16参照）などを結ぶ路線

※資料編3－（30）物資の集積場所

3 市内の防災基幹施設と、避難所等を結ぶ路線

第3 緊急交通路候補路線等の整備

警察による交通安全施設の整備・保安全管理とともに、道路管理者においては、次のような対策を図るものとする。

1 土砂崩れ、雪崩等の危険区間における対策工の実施

2 拡幅、待避所の設置等の道路改良

3 橋梁被災等による通行困難時の迂回路の確保

4 その他必要な整備等

第4 緊急輸送車両の事前届出

災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両の需要数を事前に把握して、確認手続きの省力化・効率化を図るため、第3章第20節第5の定めるところにより、緊急輸送車両を対象にした事前届出を促進する。

第22節 医療助産計画

第1 計画の方針

災害時において、迅速かつ適切な医療救護活動を行うため、必要な体制の整備について定める。

第2 医療救護体制の確立

医療救護体制は、南丹医療圏における地域災害医療センターとなる公立南丹病院、並びに本市が運営している診療所、及び船井医師会等と連携を図りつつ、次のような体制の確立に努める。

- 1 救護所設定予定施設の指定
- 2 救護所設置・運営等に関する詳細要領の整備
- 3 医薬品の備蓄及び緊急供給に関する詳細要領の整備
- 4 医療救護活動に関する応援要請及び医薬品・医療機器等の緊急供給要請の詳細要領の整備
- 5 後方医療機関等への搬送体制を確立するための臨時ヘリポートの環境整備
- 6 トリアージ（傷病者の緊急度や重症度によって治療や後方搬送の優先順位を決めること）など、緊急医療に関する知識についての担当職員の研修
- 7 その他、必要な事項

第3 市民等に対する災害時初期行動の普及・啓発

- 1 消防団、市担当職員等に災害時初期行動を徹底する。
- 2 市民、事業所に対する災害時初期行動の普及・啓発を図る。

第4 相互応援計画

本市は、次の応援協定を締結しており、災害時にはこの協定も活用して応急的な災害時医療活動を緊密な連携のもとに迅速に実施する。

船井郡6町間災害医療活動に関する協定（平成9年3月28日締結）

第23節 災害時要援護者及び外国人に係る対策計画

第1 計画の方針

災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者（以下「災害時要援護者」という。）は、災害の影響を受けやすいうえ、避難所等災害後の生活においても生活上の支障を生じることが予想される。災害時に、これらの者に対し、必要な支援策を円滑に実施できるよう、本章第20節「社会福祉施設防災計画」とともに、在宅の災害時要援護者対策を講じるものとする。

また、言語、生活習慣の異なる外国人が、発災時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、外国人に配慮した防災環境づくりに努めるとともに、防災対策の周知を図る。

第2 在宅の災害時要援護者対策の推進

1 災害時要援護者に係る支援体制の整備

- (1) 市の防災担当課（総務課）と福祉担当課（福祉事務所）との連携の下に、防災関係機関（京都中部広域消防組合、消防団、自主防災組織等）及び日頃から災害時要援護者と接している団体関係者（社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等）並びに地域住民と協力して、平常時より災害時要援護者の避難支援体制を整備し、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、避難支援計画（災害時要援護者支援プラン）の策定等に努める。
- (2) 市と京都府の相互の協力・連携体制を整備するとともに、近隣の保健福祉サービス事業者との協力体制の確立に努める。

2 災害時要援護者の安全確保対策

- (1) 災害発生時に災害時要援護者が迅速かつ適切に行動できるように、プライバシー等に配慮して本人・家族の十分な理解を得ながら災害時要援護者をあらかじめ把握して災害時要援護者マップを作成し、関係者が情報の共有により避難支援を図りやすい環境づくりを進めるとともに、避難誘導、搬送・介護等に係るマニュアルの作成・配布に努め、避難誘導時における災害時要援護者に対する特段の安全確保に努める。
- (2) 社会福祉協議会・介護保険事業者等の関係機関や地域の自主防災組織等と連携し、災害発生時の災害時要援護者の安否確認及び情報伝達に係るシステムの構築に努める。
- (3) 地域住民等の協力も得て、災害時要援護者を含めた防災訓練を実施する。

3 災害時要援護者の生活確保対策

- (1) 食料及び生活必需品の確保にあたっては、災害時要援護者のニーズに対応した物資の確保に努める。
- (2) 避難場所の施設・設備については、災害時要援護者にも配慮した整備に努める。
- (3) 京都府との連携のもとに、災害時要援護者の緊急受入れが円滑に実施できるよう、

社会福祉施設等の受け入れ体制の確立や施設相互間の協力体制の確立に努める。

- (4) 避難所のユニバーサルデザイン化や介助に必要な人員の確保、または社会福祉施設や宿泊施設との協定締結等により福祉避難所を事前指定する等、災害時要援護者の避難生活の支援に努める。

4 防災知識の普及・啓発

- (1) 災害時に迅速・適切に避難できるよう、災害時要援護者それぞれの障害等の状況にも配慮して、防災知識及び避難情報の普及・啓発に努める。特に、視覚障害者、聴覚障害者、精神障害者、寝たきりの高齢者等への配慮には留意する。
- (2) 平素から在宅の災害時要援護者の防災環境の把握に努めるとともに、防災上の相談・指導を行う。
- (3) 災害時要援護者にも防災訓練等への参加を呼びかける。また、防災訓練に際し、災害時要援護者の救出の訓練を実施するとともに、その知識の普及を図る。

第3 外国人の安全確保

- 1 京都府との連携により、広報媒体への外国語による防災啓発記事の掲載や外国語の防災啓発パンフレットの作成・配布など多言語による防災知識の普及に努める。
- 2 京都府との連携により、広域避難場所や避難路標識、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化やシンボルマークの活用など図式化を進める。
- 3 災害時の行動に支障を生じることの多い外国人を、地域全体で支援するシステムや救助体制の整備に努める。
- 4 防災訓練への外国人住民の参加を促進する。
- 5 外国人雇用者の多い企業・事業所などにおいては、これらの者に対する防災指導等を促進する。
- 6 京都府との連携により、災害時の通訳・翻訳ボランティアの事前登録と災害時の活用体制の整備に努める。

第24節 廃棄物処理等に係る防災体制の整備

第1 計画の方針

廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、災害時応急体制を整備することなどにより、廃棄物処理に係る防災体制を確立する。

第2 平常時における清掃能力

※資料編2-(12) 平常時における清掃能力

第3 廃棄物処理等に係る防災計画

- 1 船井郡衛生管理組合と連携して、京都中部クリーンセンター等の廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化を図るよう努める。
- 2 廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保に努める。
- 3 廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。
 - (1) 近隣の市町及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。
 - (2) 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
 - (3) 廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を確保する。
 - (4) 生活ごみや災害によって生じた倒壊家屋等からの廃棄物（がれき）の一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれきの広域的処理・処分計画を作成すること等により、災害時における応急体制を確保する。
 - (5) 市民、事務所に対して、災害時における被害甚大地域における廃棄物の収集、資源ごみ・有害ごみ・危険ごみ・生ごみ等のごみの分別、がれきの自己搬入の原則など、廃棄物処理方法についての周知徹底を図る。

第25節 ボランティアの登録・支援等計画

第1 計画の方針

災害発生時に、被災者の多様なニーズにきめ細かに対応するには、ボランティアの協力が不可欠であるため、災害時に被災者を支援するボランティア（以下「災害ボランティア」という。）の活動が円滑に行えるよう、ボランティアの自主性に配慮しつつ、必要な対策を講じるものとする。

第2 ボランティアの活動支援体制の整備

1 一般ボランティア（特に資格、技術を必要としない業務に従事するボランティア）

（1）受入体制の整備

ア 一般ボランティアについては、ボランティア関係団体の協力を得て事前登録を行うほか、災害発生後に、登録などの受入調整等を行うものとする。

イ 災害時には市社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの機能を拡充した災害ボランティアセンターが、一般ボランティアの受入れ活動支援にあたるものとし、市は、災害時における体制の整備に必要な機器の確保等に努める。

（2）ボランティアコーディネーターの養成及び登録

ア 市社会福祉協議会は、一般ボランティアの需給調整、活動調整及び関係機関との連絡調整を行うボランティアコーディネーターの養成を行う。市は必要な助言指導を行う。

イ 市社会福祉協議会に設置するボランティアセンター（以下「南丹市ボランティアセンター」という。）は、ボランティアコーディネーターの登録を行う。

ウ 南丹市ボランティアセンターは、ボランティアコーディネーター相互の情報交換や協力連携体制の確立を図るため、必要な措置を講じる。

（3）災害ボランティア活動マニュアルの普及・活用

市は、災害ボランティア活動マニュアルの普及に努めるとともに、防災訓練を実施するときは、ボランティアの参加について配慮を行うものとする。

2 専門ボランティア（専門的な知識技能を必要とする活動にあたるボランティア）

（1）協議会の設置

京都府が関係機関・団体とともに設置する災害ボランティア協議会に協力し、専門ボランティアの事前登録や派遣に関する事項についての必要な対策を講じる。

（2）登録制度

災害発生時に、緊急の連絡・調整を図り迅速に対応できるよう、別に定める専門分野について、ボランティア希望者をあらかじめ登録する。この登録制度は、活動分野ごとの所轄団体（登録実施主体）が運営する。

(3) 研修及び訓練

京都府との連携により実施する。

第3 ボランティア活動に関するPR・啓発

- 1 市民に対し防災知識の普及にあたりとともに、災害ボランティア活動の意識等についても、京都府との連携による災害ボランティア活動マニュアルの普及等を通じて啓発を進める。
- 2 ボランティアに関する相談、情報提供窓口の充実やボランティア保険への加入促進を図り、ボランティア活動に参加しやすい条件整備に努める。
- 3 ボランティア休暇制度の導入等について、雇用主等の理解が得られるよう努める。

第26節 広域応援体制の整備計画

第1 計画の方針

大規模災害が発生した場合に、円滑な応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなどして広域的な応援体制を確立しておくものとする。

第2 近隣市町との相互協力体制の整備

現在、本市及び京都中部広域消防組合は、第3章第6節第6に示す消防や災害医療救護活動等に関する応援協定を締結している。これらを維持し、必要に応じて拡張するとともに、近隣市町等との災害時における次のような相互協力体制の整備に努める。

- 1 物資・人員等の相互応援
- 2 災害時における通勤・通学者の「安否確認情報」の相互交換
- 3 気象情報等の相互交換
- 4 河川における治水対策、林野火災の予防に関する協力

※資料編3－(18) 相互応援協定

第3 広域的応援受け入れのための体制の整備

- 1 広域的物資等の配送など応援を受け入れる拠点の指定をあらかじめ行う。
- 2 応援受け入れ拠点の開設、運営、応援要請等の要領をあらかじめ作成する。
- 3 応援者が活動しやすいように、案内標識、進入路標識等の設置に努める。

第27節 上下水道施設防災計画

第1 計画の方針

上水道事業、簡易水道事業及び飲料水供給事業においては、水道施設の常時監視、点検を強化して保全に努め、災害時の被害を最小限に止めるために必要な整備、補強の施策を計画的に進めるとともに、応急給水用水の確保のため、必要な措置を講じる。

下水道の各施設については、耐震構造とするとともに、災害時に予測される電力の供給停止、堤防の決壊等による水害、土砂災害等の二次災害に対処するための措置を講じる。

第2 上水道施設等の防災計画

1 施設の維持管理

地域の実情と水道施設の実態を考慮し、設備の重要度に応じた点検を行うものとする。

2 図面等の整理

防災対策上必要な各種図面・図書については、保管場所の被災を想定した整備に努めるものとする。

3 災害に強い水道施設づくり

(1) 緊急を要する弱点对策

水道施設の設計は、関係法令に定める基準に基づくものとする。

二次災害を発生するおそれのある施設、老朽施設等、弱点となる施設の緊急補強と更新を進めるものとする。

(2) 速やかに復旧できる水道づくり

施設の防災対策の向上、基幹施設の複数化・分散化、主要管路の系統多重化、配水幹線のブロック化等の手法を地域特性に応じて適切に組合せ、効率的・効果的な防災対策を計画的に進めるものとする。

(3) 被災時にも給水機能を持つ水道

被災した場合でも市民に水を供給できる機能を持つ水道を目指すため、広域バックアップ機能の整備及び緊急時給水能力の強化を進めるものとする。

第3 下水道施設の防災計画

1 処理場、ポンプ場及び管渠の建設は、下水道建設事業計画に基づいて推進し、「下水道施設の耐震対策指針」等に基づき耐震構造にするとともに、災害に対する弾力的対応方策を検討し、防災対策設備を設置する。

2 処理場及び中継ポンプ場への電力の供給停止に対処するため、各処理施設の建設状況に応じて、自家発電装置を設置する。

- 3 施設の点検、復旧が迅速に実施できるよう、下水道台帳の整備及び複数箇所での保管を促進するとともに、点検用器材を常備する。
- 4 点検などによる危険箇所の早期発見とこれの改善を行い、施設の機能保持を図る。
- 5 処理場・ポンプ場のオープンスペースを一時避難所として活用を検討する。なお、処理水の再利用についても検討する。

第28節 学校等の防災計画

第1 計画の方針

学校その他の教育機関並びに保育所（以下「学校等」という。）においては、災害時の安全確保方策、日常の安全指導體制、教職員の参集体制、情報連絡体制等の防災に関する計画及び対応マニュアル等を整備する。また、災害による学校等の施設・設備等の被害を予防し、人命の安全確保と教育活動遂行上の障害を取り除くための措置を講じる。

第2 防災体制の整備

各学校等において、その自然的条件・社会的条件等を踏まえ、実態に即した適切な防災体制の充実を図る。

その際、学校等が避難所になった場合の運営方法、施設使用上の留意点も含め、市の災害対策担当部局（総務課）やPTA、地域の自主防災組織等と連携しつつ、具体的な計画を策定する。また、災害発生時の避難、保護者への引渡し又は学校での保護方策等、幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）の安全確保が適切に行われるために対応マニュアル等を作成するとともにその内容の徹底を図る。

1 学校等における防災体制

学校等の防災に関する計画において、教職員の安全意識を高め、適切な安全指導、施設・設備等の管理を行うための体制を定める。災害発生時における体制については、学校等が避難所に指定されている場合も含め、地域の実情等に応じ、教職員の参集体制、初動体制及び避難所の運営に係る体制について考慮する。

また、災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため、学校等と教育委員会、子育て支援課、災害担当部局（総務課）等との間の情報連絡体制の整備を図るとともに、教職員間、学校等と保護者・児童生徒等との間の情報連絡体制を整備する。なお、保護者へは学校等の防災体制及び対応方策、特に児童生徒等の引渡し方法を周知しておく。

2 児童生徒等の安全確保等のための教職員の対応マニュアル等の作成

児童生徒等の発達段階、学校等の種別の特性及び地域の実情等を考慮し、次の事項について定める。

(1) 発災時別の教職員の対応方策

- ・ 在校時（在園時、在所時）
- ・ 学校等外の諸活動時
- ・ 登下校時（通園・通学時等を含む）
- ・ 夜間・休日等

(2) 保護者との連絡、引渡し方法

(3) 施設・設備の被災状況の点検等

3 避難所としての運営方法等

避難所を運営する市担当職員が配置されるまでの間、避難所運営に係る業務の全部又は一部について対応することを想定した運営体制及び具体的な対応方策について定める。また、参集状況により少人数で避難所の開設等の業務に対応せざるを得ない場合を想定して、初動体制についても定めておく。

避難所としての施設の使用については、主として避難者収容のために必要なスペース、負傷者、病人、高齢者等の看護のために必要なスペース及び避難所運営のための管理に必要なスペース等に区分し、あらかじめ使用の順位を定めておく。

第3 施設・設備等の災害予防対策

1 施設の点検及び補修等の実施

電気・給排水設備等のライフライン及び天井、庇等の二次部材を含め、施設・設備について定期的に安全点検を行い、必要な補強、補修等の予防措置を講じる。

2 防災機能の整備

(1) 避難設備等の整備

災害時に学校等において、迅速かつ適切な消防、避難及び救助ができるよう、避難器具、誘導灯及び誘導標識等の避難設備をはじめ必要な施設・設備等の整備を促進する。

(2) 避難所としての機能整備

域防災計画に避難所として位置づけられている学校等の施設については、周辺住民を収容することを想定し、教育施設としての機能向上を図りつつ、耐震性の確保など、必要に応じた防災機能の整備・充実を促進する。

3 設備・備品の安全対策

災害時において、設備・備品の転倒・破損等による被害を防護するため、視聴覚機器、事務機器、書架等の固定、転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等の危険物管理の徹底を図る等の適切な予防措置を講じる。

第4 防災教育・訓練の実施

学校等における防災教育は、第2章第17節第5「学校等における防災教育」による。

学校等において、各々の防災に関する計画に基づき家庭や地域、関係機関等との連携を図りつつ、児童生徒等、学校等及び地域の実情に即して、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底に努める。

第29節 避難に関する計画

第1 計画の方針

災害により危険区域にある住民を安全な場所に避難させるため、あらかじめ広域避難場所等の選定、避難計画の策定を行い、市民の安全の確保に努める。

第2 避難の周知徹底

1 事前措置

避難のため立ち退きの万全を図るため、火災・河川・地すべり・なだれ等の危険の予想される地域内の住民に、第3章第8節「避難対策計画」の避難地、避難所、避難経路等について、本章第17節「防災知識普及計画」及び本章第18節「防災訓練・調査計画」等を通じてあらかじめ徹底させておく。

また、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にした「市の避難勧告等の発令・伝達マニュアル」を作成するものとする。

※資料編3－(26) 避難地、避難所

2 避難指示等の伝達

災害により危険区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるための伝達は、第3章第8節第6の1に定める方法によるものとし、地域住民にあらかじめ周知しておく。

第3 避難地及び避難経路の選定と確保

1 避難地の選定と確保

延焼火災が発生した場合などにおいても、市民の生命及び身体の安全を確保するため、次の基準により、あらかじめ広域避難地等を選定しておく。(現在の避難地は、資料編3－(26) 避難地、避難所を参照)

- (1) 広域避難地の収容可能人数は、避難者1人当りの必要面積を、おおむね2㎡以上として算定する。
- (2) 避難地としての適格性の判断に際しては、避難者等の安全を確保するため液状化の危険性、火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流等について考慮する。
- (3) 大地震が発生した時にも崖崩れや浸水等の危険がないこと。
- (4) 一定期間、避難者の応急救護活動ができること。
- (5) 避難者が安全に到達できる避難路と連絡していること。

2 避難地区分けの実施

また、次の事項を勘案して避難地の区分けを実施し、市民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。なお、避難地の定めのない地区は、広いオープンスペースに

避難する。(現在の避難地の区分けは、資料編3-(26)避難地、避難所を参照)

- (1) 避難地の区分けの境界線は地区単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。
- (2) 避難地の区分けに当っては、各地区の実情に応じて、避難に要する時間、避難経路の安全性を十分考慮する。
- (3) 避難人口は夜間人口に基づくが、避難地収容力に余裕をもたせる。

3 避難道路の選定と確保

市職員、警察官、消防職員、道路管理者等避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為や障害物を除去し、避難道路の通行確保に努めるものとする。

避難地に至る避難道路については、市街地の状況に応じて、次の基準によりあらかじめ選定しておく。

- (1) 避難道路は、ほぼ10m以上の幅員を有すること。
- (2) 避難道路は、相互に交差しないこと。
- (3) 危険物施設等による火災・爆発等の危険性が少ないこと。
- (4) 液状化や浸水等により通行不能になる恐れがないこと。
- (5) 避難道路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案すること。
- (6) 避難誘導を円滑に行うため、避難地周辺に避難地標識及び避難誘導の標識を設置すること。

第4 孤立する恐れのある地区の対策

災害時に孤立する恐れのある地区については、事前把握に努め、次のような予防対策を実施するとともに、災害時においても、地区の被害状況に則して適切な応急対策の実施に努める。

- 1 孤立の危険性に関する普及啓発を図る。
- 2 孤立地区の発生も想定した防災訓練などを実施する。
- 3 孤立化防止用無線の活用についての普及を図る。
- 4 食料及び生活必需品の備蓄や、飲料水の確保に配慮する。
- 5 孤立時に有効な通信設備や臨時ヘリポートの整備など、情報連絡方法の確保に努める。

第5 避難所の選定・整備

風水害時の避難所の選定については、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を十分に考慮して選定する。

なお、浸水想定区域内の施設を指定する場合は、予測された浸水深や土砂災害危険箇

所の分布等をふまえて安全な施設を指定する。

避難所として指定されている公共的施設においては、障害者トイレ、スロープ、ファックス、文字放送テレビの設置を図るなど災害時要援護者に配慮した設備の整備を図る。

第6 避難所運営マニュアルの整備

避難所は、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者を含む避難者に対して、運営面できめ細かい配慮を行うことが重要である。このため、市は、避難者の多様なニーズに応じた避難所運営を実施することができるよう、実際の災害も想定しつつ地域の実情に応じた実践的な避難所運営マニュアルを作成する。

第7 市の避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

避難勧告等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難勧告等を発令すべきか等の判断基準について取りまとめたマニュアルを作成する。

1 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

浸水想定区域図、過去の災害実績等を踏まえつつ、住民の避難を要する自然現象や、その現象の発生に警戒を要する区間・箇所を特定する。

2 避難すべき区域

浸水深や破堤氾濫の破壊力、土石流や崩壊土砂の到達範囲を考慮して、避難勧告等の想定対象区域をあらかじめ定める。

3 避難勧告等の発令基準

対象とする自然災害ごとに、住民が避難行動を開始する必要がある状態をあらかじめ確認し、関係機関等から提供される情報等を基に「三段階の避難勧告等一覧」による避難勧告等発令の判断基準を定める。

また、避難勧告等の発令に当たっては下表「避難勧告等の発令の参考となる情報」を参考とすること。

なお、判断基準を定めるにあたっては、できる限り具体化を図りつつも、自然現象を対象とするため、想定以上又は想定外の事態も発生しうるので、総合的な判断を行うこと。

4 避難勧告等の伝達・要援護者の避難支援

避難計画等を住民に周知し、住民の迅速かつ的確な避難行動に結びつけられるように、避難勧告等の伝達内容、伝達手段、伝達先について、あらかじめ定める。

また、要援護者の避難支援について、防災関係部局と福祉関係部局と緊密に連携を取りつつ、避難支援マニュアルを策定する。

三段階の避難勧告等一覧

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備（災害時要援護者等避難）情報	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難地、避難所等への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者は、計画された避難地、避難所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

避難勧告等の発令の参考となる情報

(1) 河川の氾濫等

ア 洪水予報河川（桂川、園部川）

	洪水予報河川 (桂川、園部川)									
河川の性格	・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予報が可能な河川									
避難準備(災害 時要援護者等避 難)情報	<p>・はん濫注意情報(洪水注意報)が発表されたとき(※1)</p> <p>※1 はん濫注意水位(警戒水位)に到達し、さらに水位の上昇が予測されるとき</p> <p>はん濫注意水位(警戒水位)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川</th> <th>観測所</th> <th>水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桂川</td> <td>鳥羽</td> <td>2.00m</td> </tr> <tr> <td>園部川</td> <td>小山</td> <td>1.40m</td> </tr> </tbody> </table>	河川	観測所	水位	桂川	鳥羽	2.00m	園部川	小山	1.40m
河川	観測所	水位								
桂川	鳥羽	2.00m								
園部川	小山	1.40m								
避難勧告	<p>・堤防の決壊につながるような漏水等の発見</p> <p>・はん濫警戒情報(洪水警報)が発表されたとき(※2)</p> <p>※2 一定時間後(※3)にはん濫危険水位(危険水位)に到達すると予測されるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>※3 避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間</p> <p>避難判断水位 未</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川</th> <th>観測所</th> <th>水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桂川</td> <td>鳥羽</td> <td>2.90m</td> </tr> <tr> <td>園部川</td> <td>小山</td> <td>2.60m</td> </tr> </tbody> </table>	河川	観測所	水位	桂川	鳥羽	2.90m	園部川	小山	2.60m
河川	観測所	水位								
桂川	鳥羽	2.90m								
園部川	小山	2.60m								
避難指示	<p>・堤防が決壊</p> <p>・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見</p> <p>・水門等の施設状況(水門が閉まらない等の事故)</p> <p>・はん濫危険情報(洪水情報)が発表されたとき(※5)</p> <p>・はん濫発生情報(洪水情報)が発表されたとき(※6)</p> <p>※5 はん濫危険水位(危険水位)に到達したとき</p> <p>※6 はん濫が発生したとき</p> <p>はん濫危険水位(危険水位)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川</th> <th>観測所</th> <th>水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桂川</td> <td>鳥羽</td> <td>2.90m</td> </tr> <tr> <td>園部川</td> <td>小山</td> <td>2.60m</td> </tr> </tbody> </table>	河川	観測所	水位	桂川	鳥羽	2.90m	園部川	小山	2.60m
河川	観測所	水位								
桂川	鳥羽	2.90m								
園部川	小山	2.60m								

イ 水位周知河川（田原川、棚野川）

水位周知河川 (田原川、棚野川)																			
河川の性格	<ul style="list-style-type: none"> 洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予報が困難な河川 																		
避難準備(災害時要援護者等避難)情報	<ul style="list-style-type: none"> はん濫注意水位(警戒水位)に到達したとき(※1) ※1 上流の降雨状況や降雨予測等による洪水発生の可能性にも考慮 <p style="text-align: center;">はん濫注意水位(警戒水位)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>河川</th> <th>観測所</th> <th>水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田原川</td> <td>殿田</td> <td>1.80m</td> </tr> <tr> <td>棚野川</td> <td>静原</td> <td>3.50m</td> </tr> </tbody> </table>	河川	観測所	水位	田原川	殿田	1.80m	棚野川	静原	3.50m									
河川	観測所	水位																	
田原川	殿田	1.80m																	
棚野川	静原	3.50m																	
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 堤防の決壊につながるような漏水等の発見 避難判断水位(特別警戒水位)(※2)に到達したとき(※3) ※2 はん濫危険水位(危険水位)から一定時間(※4)の水位変化量を差し引いた水位 ※3 上流の降雨状況や降雨予測等により、危険水位に達しないことが明らかである場合を除く ※4 避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間 <p style="text-align: center;">避難判断水位(特別警戒水位)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>河川</th> <th>観測所</th> <th>水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田原川</td> <td>殿田</td> <td></td> </tr> <tr> <td>棚野川</td> <td>静原</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">はん濫危険水位(危険水位)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>河川</th> <th>観測所</th> <th>水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田原川</td> <td>殿田</td> <td></td> </tr> <tr> <td>棚野川</td> <td>静原</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	河川	観測所	水位	田原川	殿田		棚野川	静原		河川	観測所	水位	田原川	殿田		棚野川	静原	
河川	観測所	水位																	
田原川	殿田																		
棚野川	静原																		
河川	観測所	水位																	
田原川	殿田																		
棚野川	静原																		
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 堤防が決壊 堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見 水門等の施設状況(水門が閉まらない等の事故) 																		

ウ 水位情報が周知されない中小河川、水路等（上記ア、イ以外の河川、水路等）




	水位情報が周知されない中小河川、水路等 （上記ア、イ以外の河川、水路等）
河川の性格	・ 水位情報が周知されない中小河川又は水路等
避難準備（災害 時要援護者等避難） 情報	・ 近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い
避難勧告	・ 近隣で浸水が拡大 ・ 排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる
避難指示	・ 近隣で浸水が床上に及んでいる ・ 排水先の河川の水位が高くなり内水ポンプの運転停止、水門閉鎖

(2) 土砂災害

土砂災害警戒区域（もしくは土砂災害危険箇所）							
避難準備（災害時要援護者等避難）情報	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害監視システムにおいて、レベル1（凡例 黄色）に到達したとき（同時に「土砂災害警戒情報」が発表） 近隣で次のような前兆現象の発見 						
	<table border="1"> <tr> <td>土石流</td> <td>流水の異常な濁り</td> </tr> <tr> <td>がけ崩れ</td> <td>湧水量の増加、表面流の発生</td> </tr> <tr> <td>地すべり</td> <td>井戸水の濁り、湧水の枯渇、湧水量の増加</td> </tr> </table>	土石流	流水の異常な濁り	がけ崩れ	湧水量の増加、表面流の発生	地すべり	井戸水の濁り、湧水の枯渇、湧水量の増加
	土石流	流水の異常な濁り					
	がけ崩れ	湧水量の増加、表面流の発生					
地すべり	井戸水の濁り、湧水の枯渇、湧水量の増加						
<table border="1"> <tr> <td>土石流</td> <td>溪流内で転石の音、流木発生</td> </tr> <tr> <td>がけ崩れ</td> <td>小石がぱらぱら落下、新たな湧水発生、湧水の濁り</td> </tr> <tr> <td>地すべり</td> <td>池や沼の水かさの急変、亀裂・段差の発生・拡大、落石・小崩落、斜面のはらみだし、構造物のはらみだし・クラック、根の切れる音、樹木の傾き</td> </tr> </table>	土石流	溪流内で転石の音、流木発生	がけ崩れ	小石がぱらぱら落下、新たな湧水発生、湧水の濁り	地すべり	池や沼の水かさの急変、亀裂・段差の発生・拡大、落石・小崩落、斜面のはらみだし、構造物のはらみだし・クラック、根の切れる音、樹木の傾き	
土石流	溪流内で転石の音、流木発生						
がけ崩れ	小石がぱらぱら落下、新たな湧水発生、湧水の濁り						
地すべり	池や沼の水かさの急変、亀裂・段差の発生・拡大、落石・小崩落、斜面のはらみだし、構造物のはらみだし・クラック、根の切れる音、樹木の傾き						
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害監視システムにおいて、レベル3（凡例 赤色）に到達したとき 近隣で土砂災害が発生 近隣で土砂移動現象、次のような前兆現象の発見 						
	<table border="1"> <tr> <td>土石流</td> <td>土臭い臭い、地鳴り、流水の急激な濁り、溪流水位激減</td> </tr> <tr> <td>がけ崩れ</td> <td>湧水の停止、湧水の噴き出し、亀裂の発生、斜面のはらみだし、小石がぼろぼろ落下、地鳴り</td> </tr> <tr> <td>地すべり</td> <td>地鳴り・山鳴り、地面の震動</td> </tr> </table>	土石流	土臭い臭い、地鳴り、流水の急激な濁り、溪流水位激減	がけ崩れ	湧水の停止、湧水の噴き出し、亀裂の発生、斜面のはらみだし、小石がぼろぼろ落下、地鳴り	地すべり	地鳴り・山鳴り、地面の震動
	土石流	土臭い臭い、地鳴り、流水の急激な濁り、溪流水位激減					
	がけ崩れ	湧水の停止、湧水の噴き出し、亀裂の発生、斜面のはらみだし、小石がぼろぼろ落下、地鳴り					
地すべり	地鳴り・山鳴り、地面の震動						
<table border="1"> <tr> <td>土石流</td> <td>土臭い臭い、地鳴り、流水の急激な濁り、溪流水位激減</td> </tr> <tr> <td>がけ崩れ</td> <td>湧水の停止、湧水の噴き出し、亀裂の発生、斜面のはらみだし、小石がぼろぼろ落下、地鳴り</td> </tr> <tr> <td>地すべり</td> <td>地鳴り・山鳴り、地面の震動</td> </tr> </table>	土石流	土臭い臭い、地鳴り、流水の急激な濁り、溪流水位激減	がけ崩れ	湧水の停止、湧水の噴き出し、亀裂の発生、斜面のはらみだし、小石がぼろぼろ落下、地鳴り	地すべり	地鳴り・山鳴り、地面の震動	
土石流	土臭い臭い、地鳴り、流水の急激な濁り、溪流水位激減						
がけ崩れ	湧水の停止、湧水の噴き出し、亀裂の発生、斜面のはらみだし、小石がぼろぼろ落下、地鳴り						
地すべり	地鳴り・山鳴り、地面の震動						
<table border="1"> <tr> <td>土石流</td> <td>土臭い臭い、地鳴り、流水の急激な濁り、溪流水位激減</td> </tr> <tr> <td>がけ崩れ</td> <td>湧水の停止、湧水の噴き出し、亀裂の発生、斜面のはらみだし、小石がぼろぼろ落下、地鳴り</td> </tr> <tr> <td>地すべり</td> <td>地鳴り・山鳴り、地面の震動</td> </tr> </table>	土石流	土臭い臭い、地鳴り、流水の急激な濁り、溪流水位激減	がけ崩れ	湧水の停止、湧水の噴き出し、亀裂の発生、斜面のはらみだし、小石がぼろぼろ落下、地鳴り	地すべり	地鳴り・山鳴り、地面の震動	
土石流	土臭い臭い、地鳴り、流水の急激な濁り、溪流水位激減						
がけ崩れ	湧水の停止、湧水の噴き出し、亀裂の発生、斜面のはらみだし、小石がぼろぼろ落下、地鳴り						
地すべり	地鳴り・山鳴り、地面の震動						

※表中、前兆現象一覧は「土砂災害警戒避難に関わる前兆現象情報の活用のあり方について」（H18.3 国土交通省）より引用

土砂災害危険度情報（土砂災害監視システム）の各レベルの説明（避難の目安）

黄色		避難の準備 今後2時間以内に土砂災害が発生する恐れがある状況
橙色		避難を開始 今後1時間以内に土砂災害が発生する恐れがある状況
赤色		避難を完了 土砂災害発生の危険性がある状況

第30節 突発的大事故に対する予防計画

第1 計画の方針

航空事故、鉄道災害、道路災害、危険物等災害（危険物、高圧ガス等の漏えい・流出・火災・爆発、火薬類の火災・爆発、毒物劇物の飛散・漏えい・流出、原子力発電施設以外における放射性物質による放射線障害の発生等）、林野火災、広域停電事故などにより多数の負傷者等が発生し、又は発生する恐れがある突発的大事故への対策は、京都府地域防災計画事故対策編に基づき防災関係機関、事故原因者等と連携を図りながら適切な対策を推進するものであるが、この内、次のような処理すべき事務または業務の大綱を受け持つ本市が関係機関と連携して推進する予防対策を中心に定める。

また、京都府外の原子力発電施設に係る災害が発生した場合、本市は、京都府地域防災計画（原子力発電施設防災計画）に定める「関係市以外の市町村」に該当することとなり、関係市への応援及び広域避難所の開設を行う。

なお、本市が実施すべき対策の内、本節に特別の定めを行っていない内容については、市地域防災計画の他の節の内容を援用する。

本市の処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 死傷病者の救出、救護（搬送・収容）
- (4) 死傷病者の身元確認
- (5) 事故拡大防止のための消火その他の消防活動
- (6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示
- (7) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請
- (8) 危険物等に関する規制
- (9) 二次災害防止のための活動
- (10) 付近住民に対する情報提供

第2 情報収集・連絡体制の整備

人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、付近の施設及び交通、通行車両等の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を確立しておくものとする。

突発的大事故時の本市に直接関わる情報連絡系統は、おおむね別記1の通りであり、消防本部・署及び京都府南丹広域振興局または他消防本部、他市町と通報・伝達を行い、これを必要に応じて消防庁に伝達することになる。

第3 情報通信手段の整備

突発的大事故発生時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第4 情報の分析・整理

情報の適切な分析・整理のため、平常時より、自然現象、社会情報等防災関連情報の収集、蓄積に努めるものとする。

第5 気象情報等の伝達（林野火災の場合）

市長は、火災気象通報を受報し、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発表することができる。

市長は、火災警報を発表したとき、林野火災の予防上必要な措置を取らなければならない。

第6 防災活動体制の整備

- 1 捜索、救助・救急活動の円滑な推進のため、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努める。
- 2 医療活動の円滑な推進のため、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。
- 3 その他、的確な応急対策活動を行うことが出来るように、危険物等の流出時の防除活動のための資機材、電源等の確保に努める。
- 4 突発的大事故の発生現場の周辺住民等を安全な場所に避難させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。

第7 林野火災の予防に係る巡回監視、入山者、林内作業者に対する措置

1 巡回監視

林野火災発生危険性の高い期間、入山者の多い地域、開発行為の多い地域を重点に森林保全推進員等を活用し、指導、啓発、監視等を行い林野火災の予防と乱開発の防止に努めるものとする。

2 入山者、林内作業者に対する措置

林野火災の原因はタバコ、焚火等の不始末など入山者の不注意によるもの又は火入れ等林内作業時における不用意な火の取扱によるものが主因であるので、この予防を図るため、次の措置を行うものとする。

(1) 入山者等に対する措置

登山、ハイキング、山菜採取等の入山者によるタバコ等の不始末による火災を防止するため、次のような措置をとるものとする。

ア 火気取扱注意の標識等を設置し、防火意識を喚起する。

- イ みだりに火を焚くものに対する警告、取り締りを行う。
 - ウ 観光関係者による防火思想の啓発を図る。
- (2) 林内作業者に対する措置
- 林内において事業を営むものは、次の体制をとるものとする。
- ア 林内作業者は、火気責任者を定め事業区域内に巡視員を配置する。
 - イ 事業箇所には火気責任者の指定する喫煙所並びに焚火箇所を設け、標識及び消火設備を完備する。
 - ウ 事業箇所の火気責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、関係機関との連絡の万全を図る。
- (3) 火入れ作業等に対する措置
- ア 火入れをしようとする者は、森林法第21条に基づき、その森林又は土地を管轄する市長の許可を受けたのち、防火の設備をし、隣接する山林の所有者等に火入れする旨の通知をしなければならない。
 - イ 市長は、火入れをしようとする者に対し、延焼防止のため人員配置、防火線の配置等について明確に指示する。
- (4) 宅造地等の雑草処理に伴う火入れ作業等に対する措置
- ア 雑草等を焼却により処理しようとする者は、森林への延焼防止のため消防署及び市長へ届出た後火入れを行うものとする。
 - イ 市長は、火入れをしようとする者に対し、延焼防止のため人員配置、消火栓の配置等について明確に指示するものとする。

別記1 突発的大事故時の情報連絡系統（例：林野火災対策の場合）

